

第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 【素案】

は じ め に

みなさんは、将来の夢をお持ちですか？

5年後、10年後に家族や住んでいる町、あるいは日本がこうなっていたらよい……。それぞれに、将来の目標や希望などについて思い描く姿をきっと持っているはず。そして、それにむかって家族やまわりの人と話し合い、いろいろな計画を立て、実現に向けて努力をすることでしょう。

ところで、「総合計画」と聞いて、みなさんは何を連想しますか？

文字を見て、総合的な計画だろうと予測がつきます。

では、総合的とは何なのか？ 具体的にはどんな計画なのか？

そこで、「泉大津市総合計画」を思い切って、簡単に、わかりやすく説明すると、みなさんが、将来の夢を持ち、その実現に向けていろいろな計画を立てるのと同じように、「泉大津のまちが、将来こんなふうになっていたらいいなあ、という姿と、その実現に向けて取り組むことをまとめた計画」となります。

「第4次」とは、泉大津市にとって、4回目の総合計画であることを意味し、今回は平成27年から平成36年までの10年間の計画の期間です。

「第4次泉大津市総合計画」は、泉大津市が「将来こんなふうになっていたらいいなあ」という泉大津市のめざす将来像を描いた「基本構想」と、「その実現に向けて取り組むこと」をまとめた「基本計画」でできています。

この第4次泉大津市総合計画を今後10年間のまちづくりの羅針盤とし、めざす将来像に近づくために力を合わせていきましょう。



《基本構想とは？》

基本構想は、泉大津市が目標とすべきまちの将来像と、その実現に向けた基本的な考え方やめざすべきまちづくりの方向性を示しています。

《基本構想はどのようにして決めたのか？》

中学生、大学生、市民が集まって、泉大津市がめざすまちづくりについて話し合う会議を行いました。この会議で挙げられた「市民の思い」をまとめ、市の将来像やまちづくりの方向性を決めました。



中学生会議



大学生会議



市民会議

「将来こうなったらいいな」を描く『基本構想』



《基本計画とは？》

基本構想を踏まえ、まちづくりの分野を「防災」や「公園・緑地」、「環境保全」などの31項目に分類した上で、それぞれのめざす姿とその実現に向けて取り組むことを示しています。

《基本計画はどのようにして決めたのか？》

基本構想をもとに、市の職員が専門家からの助言や指導を受けながら話し合いを重ね、のばしていくべき“強み”や、克服しないといけない“弱み”等を明らかにし、今後10年かけて取り組むことをまとめました。



「その実現に向けて取り組むこと」をまとめた『基本計画』



《計画策定後、どのようにまちづくりを進めていくのか？》

基本計画の内容に沿って、取組の順番を考え、必要な費用を予算化し、市議会での承認を経て、事業として実施していきます。

《計画が上手くいっているか、どのようにしてみるのか？》

それぞれの基本施策の進み具合を計るものさしとして、現状と5年後、10年後の達成目標を数値で示しています。

これらの目標値の達成度合いが、事業が上手く進んでいるかを判断する目安となります。

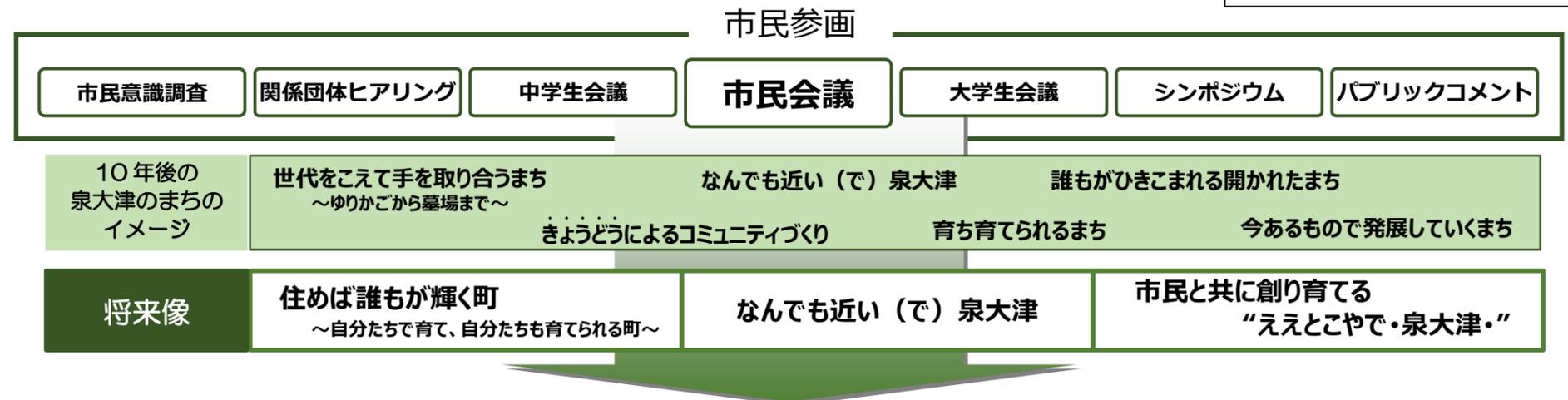
また、この数値には市民満足度調査の集計値を含み、市民の「実感」も目安となります。

計画内容に沿って取組を予算化・事業化



第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 の 全 体 像

第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 は、様 々 な 市 民 参 画 の 手 法 を 通 じ て、直 接 的 な 市 民 参 加 の 場 で あ る 市 民 会 議 か ら 提 案 さ れ た 10 年 後 の 泉 大 津 の ま ち の イ メ ー ジ や 将 来 像 を も と に、市 民 と 共 有 で き る ま ち づ く り の 方 向 性 を 示 す 『基 本 構 想』を 定 め て い ま す。こ の 基 本 構 想 に 基 づ き、市 政 全 般 に か か る 政 策 の 基 本 的 な 方 向 性 を 総 合 的 ・ 体 系 的 に 示 し た 『基 本 計 画』で は、そ の 実 現 に 向 け た 各 分 野 別 の 取 組 や 市 民 ・ 団 体 ・ 事 業 者 ・ 行 政 な ど が 担 う 役 割 を 整 理 し て い ま す。



第 1 部 総論

総合計画の策定の趣旨と位置付け

- 総合計画の策定の趣旨
- 総合計画の位置付け
- 総合計画の策定の特長
- 総合計画の構成と目標年次

総合計画の策定の背景

- 泉大津市の特性
- まちづくりのあゆみ
- 泉大津市を取り巻く環境
- 人口減少社会を前提としたまちづくり

第 2 部 基本構想

まちの将来像

住めば誰もが輝くまち 泉大津
～なんでも近いで ええとこやで～



まちづくりの方向性

きょうどうによる
コミュニティづくり

自分たちで育て、
自分たちも育てられるまち

今あるものを活かし
誰もが惹きこまれる
ひらかれたまち

世代をこえて
手を取り合うまち

第 3 部 基本計画

分野別計画

力を合わせて
市民の笑顔が
あられるまちづくり

学びあうひとづくり
彩りあるまちづくり

誰もがすこやかに
いきいきと暮らせる
まちづくり

安全で心やすらぐ
まちづくり

コンパクトで
居心地のよい
まちづくり

誇れる・選ばれる
・集える
まちづくり

健全な行財政と
都市経営に基づく
市民サービス

第 4 部 巻末資料

- 策定組織
- 計画策定経過
- 審議会
(条例、委員名簿、諮問、答申)
- 成果指標一覧

目 次

第 1 部 総論	1
第 1 章 総合計画の策定の趣旨と位置付け	2
第 1 節 総合計画の策定の趣旨	2
第 2 節 総合計画の位置付け	2
第 3 節 総合計画の策定の特長	2
第 4 節 総合計画の構成と目標年次	3
第 2 章 総合計画の策定の背景	4
第 1 節 泉大津市の特性	4
第 2 節 まちづくりのあゆみ	6
第 3 節 泉大津市を取り巻く環境	8
第 4 節 人口減少社会を前提としたまちづくり	10
第 2 部 基本構想	13
第 1 章 泉大津市のめざすまちづくり	14
第 1 節 まちづくりの基本理念	14
第 2 節 まちの将来像	15
第 2 章 まちづくりの方向性	16
参考 私たちが想う 10 年後の泉大津	18
第 3 部 基本計画	21
第 1 章 基本計画の構成とねらい	22
第 1 節 基本計画の構成	22
第 2 節 基本計画のねらい	24
第 2 章 分野別計画	26
各分野別計画の見方	26
第 1 節 力を合わせて市民の笑顔があふれるまちづくり	27
第 2 節 学びあうひとづくり 彩りあるまちづくり	39
第 3 節 誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり	49
第 4 節 安全で心やすらぐまちづくり	61
第 5 節 コンパクトで居心地のよいまちづくり	69
第 6 節 誇れる・選ばれる・集えるまちづくり	83
第 7 節 健全な行財政と都市経営に基づく市民サービス	93
第 3 章 計画の推進	102
第 1 節 計画推進体制	102
第 2 節 進行管理のしくみ	102

第 4 部 卷末資料	103
1 策定体制	104
2 計画策定経過	105
3 泉大津市総合計画	109
4 泉大津市総合計画審議会	110
5 成果指標一覧	113

第 1 部 総論

第 1 章 総合計画の策定の趣旨と位置付け

第 1 節 総合計画の策定の趣旨

本市では、平成 13 年 4 月に「ひとが主役のまちづくり」を基本理念とし、「創造と安心を未来につなぐまち・泉大津一ひとにやさしい快適なまちづくりをめざして」を都市の将来像とする第 3 次泉大津市総合計画を策定しました。

策定と同時に経済情勢の悪化により、本市も厳しい財政状況に置かれてきましたが、そのような状況においても、第 3 次泉大津市総合計画の理念に基づき、各種事業に取り組んでまいりました。

この第 3 次泉大津市総合計画は平成 22 年度に目標年を迎えており、その後、市内外的情勢により、これに続く総合計画のすみやかな策定には至りませんでした。人口減少社会の進行をはじめとする近年の社会情勢の変化に対応し、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向を示す基本的な指針として、この度新しい総合計画を策定します。

第 2 節 総合計画の位置付け

平成 23 年 8 月の地方自治法の改正により総合計画の策定義務が廃止されましたが、本市では、平成 26 年 2 月に「泉大津市総合計画条例」を制定し、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の最上位計画として総合計画を策定することを位置づけました。

第 4 次泉大津市総合計画は、市の将来のあり方を展望し、その実現に向けた施策の基本的な方向や体系を示したものであり、都市経営の根幹をなす計画です。

また、市民と行政が市の将来像を共有し、まちづくりを進めていくための計画でもあります。

第 3 節 総合計画の策定の特長

1. 直接的な市民参加による計画策定

直接的な市民参加である市民会議を中心に、市民アンケート調査や各種団体ヒアリング調査、パブリックコメントなど、幅広く市民の意見をいただき、これらを踏まえて計画を策定しました。

2. 成果指標の設定

基本計画の基本施策ごとに、めざす姿を設定し、その到達度を推し量る指標として成果指標を設定しました。

3. 各部課で策定する個別計画との整合

基本計画の基本施策の検討にあたっては、職員からなる部会を設け、めざす姿、施策の展開方向、取組の事例の設定を行いました。各部課の個別計画は、本計画に即して策定し、施策を展開することで、その整合を図ります。

第 4 節 総合計画の構成と目標年次

総合計画は、基本構想・基本計画により構成します。

①基本構想

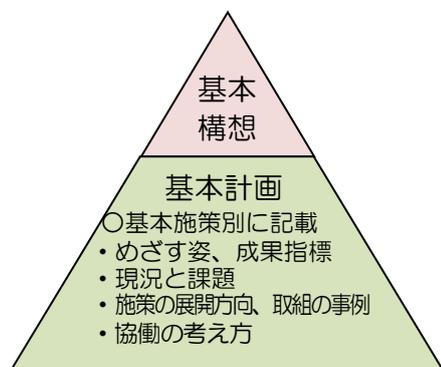
基本構想は泉大津市が目標とすべきまちの将来像及びその実現のための基本理念を示すものであり、市民と共有できるまちづくりの方向性を示したものです。

基本構想は、平成 27（2015）年度を初年度とし、10 年間を計画期間とします。

②基本計画

基本構想に基づき、市政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示したものです。

基本計画は、平成 27（2015）年度を初年度とし、10 年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、5 年後に見直しを行います。



○計画期間

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
基本構想	新たな基本構想（10 年間）									
基本計画	基本計画（10 年間）					後期基本計画（5 年間）				

社会情勢等の変化を
踏まえ見直し

第 2 章 総合計画の策定の背景

第 1 節 泉大津市の特性

1. 平坦でコンパクトな都市

本市は、大阪府の南部に位置し、北部・東部は高石市と和泉市、南部は大津川を境として泉北郡忠岡町と隣接しています。西北部は大阪湾に面し、はるかに六甲山、淡路島を望むことができます。

市域は 13.41km² で、最も標高の高い市域の東端部でも 20m の等高線に達しておらず、市内全域がほぼ平坦で、傾斜は 1 度未満となっており、徒歩や自転車で移動しやすいまちとなっています。

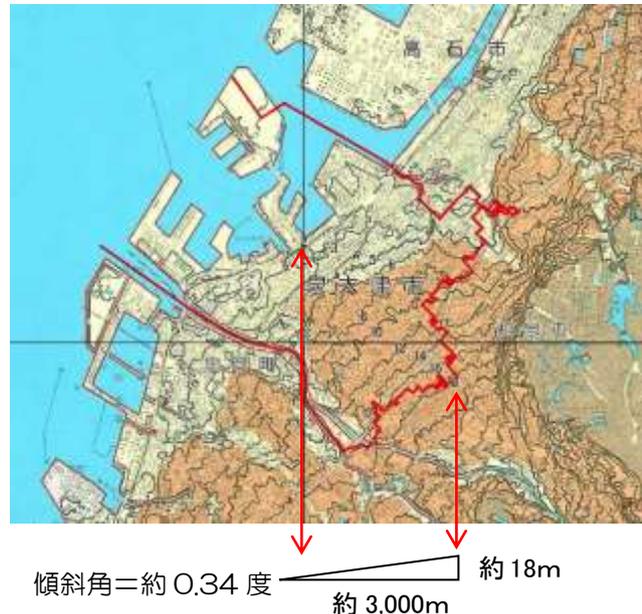


図 市域の等高線図

出所：地盤高図(国土地理院、平成 2 年調査)をもとに作成

2. 高い交通利便性と多様な交通手段を有する都市

市内に南海本線 3 駅、隣接する和泉市内に JR 阪和線 1 駅が存在し、駅の徒歩圏内(半径 800m) に市域の約 4 割が含まれています。

南海本線の急行停車駅である泉大津駅からは、大阪まで約 20 分、関西国際空港まで 25 分の時間距離にあります。

港湾部には阪神高速 4 号湾岸線が通っており、泉大津 IC が整備されています。また、市域の北部には堺泉北有料道路が整備されており、助松 JCT により阪神高速 4 号湾岸線と連絡しています。さらに、市内には路線バスやふれあいバスが走っており、自動車による交通利便性も高い地域となっています。



図 交通網図

鉄道・自動車の他、海上交通として泉大津～九州新門司間を結ぶカーフェリーが就航しており、多様な交通手段を有しています。

3. 住宅と産業が共存する都市

本市は、全国生産の9割以上を占める毛布を中心に、地域に密着して産地を形成する地場産業とともに発展してきた都市である一方、近年は、交通利便性の高さを活かし、住宅開発が進められており、住宅と地場産業が共存する都市となっています。

人口増加にあわせ、道路や上下水道などの生活環境整備を進めてきており、都市基盤の整ったまちとなっています。

また、臨海部は特定重要港湾堺泉北港の中核港湾として整備が進められており、物流関連産業等の新たな産業の集積が進んでいます。

4. 子育て世代の多い都市

旧港再開発地区での集合住宅の供給や泉大津駅東地区の再開発などを機に、30～40代が転入したことにより、15歳未満の年少人口割合が大阪府や全国と比較して高くなっており、人口の平均年齢が府内市町村の中で3番目に低く、子育て世代の多い都市となっています。

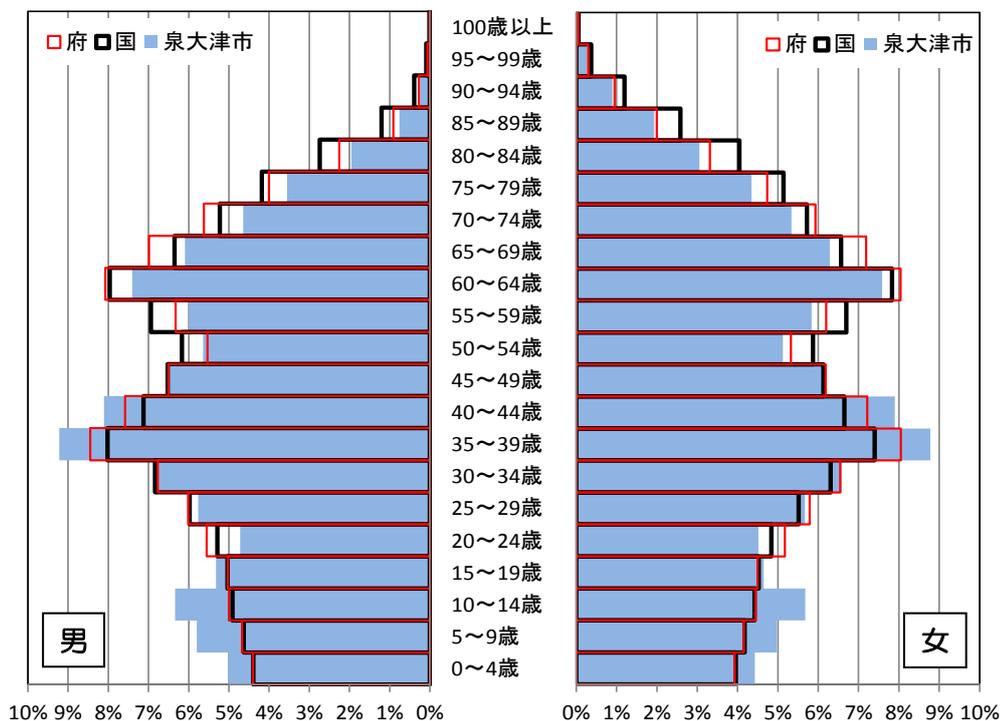


図 5歳階級別人口構成比の比較

資料:平成 22 年国勢調査

第 2 節 まちづくりのあゆみ

1. まちづくりのあゆみ

泉大津の歴史は古く、石器時代にさかのぼります。弥生時代には、泉州地域で最も早い時期に稲作が行われ、池上曾根遺跡を中心として栄えました。

また、小津の泊、小津の松原、小津の浦と呼ばれ、白砂青松を誇る海岸線と和泉国府の外港として知られていました。

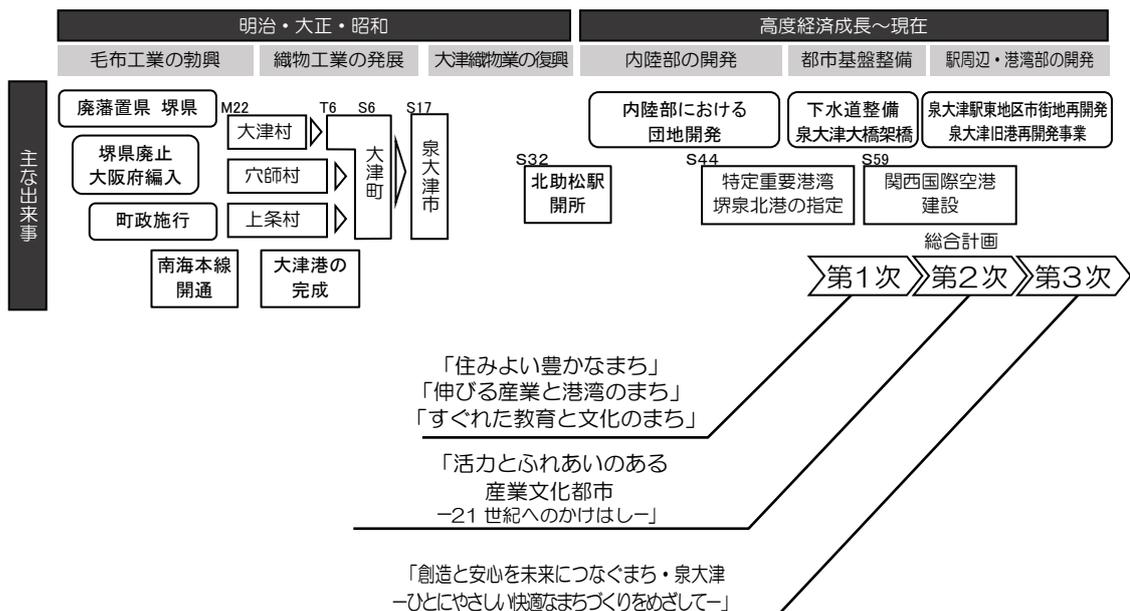
機業地としての歴史も古く、真田紐の製造にはじまり毛布製造へと変遷し、全国生産の 9 割以上を占める毛布を中心とする繊維産業の都市として発展してきました。

昭和 30 年代にはじまる我が国の高度経済成長に伴い、本市においても人口の急増と地場産業の飛躍的な発展により、都市の活力が高まるとともに、市民の生活水準は向上しました。

その後、昭和 50 年代からの経済の低成長の到来とその社会経済環境の急激な変化のなかで、第 1 次泉大津市総合計画をもとに、都市基盤の充実に向けた事業の積極的な展開を図るとともに、市民の日々の快適な生活を実現するため、保健・福祉や教育・文化などの諸施策も推進してきました。

昭和 62 年からは、第 2 次泉大津市総合計画をもとに諸施策を積極的に推進し、泉大津駅東地区市街地再開発事業や泉大津旧港再開発事業、下水道整備事業、そして泉大津市立病院整備事業などの大規模プロジェクトが着実に進展するとともに、市民福祉の向上を図る諸施策と、さらに時代の要請として国際化、少子・高齢化などをはじめとする新たな課題に対応した施策の推進を図りました。

続く第 3 次泉大津市総合計画は、平成 13 年度を計画の初年度として策定しましたが、その後の急激な財政悪化に伴い、総合的な計画の実施が困難となりました。しかし、厳しい財政状況の中でも、選択と集中により、南海本線の連続立体交差事業や地場産業の振興、シティプロモーションの展開等を図ってきました。

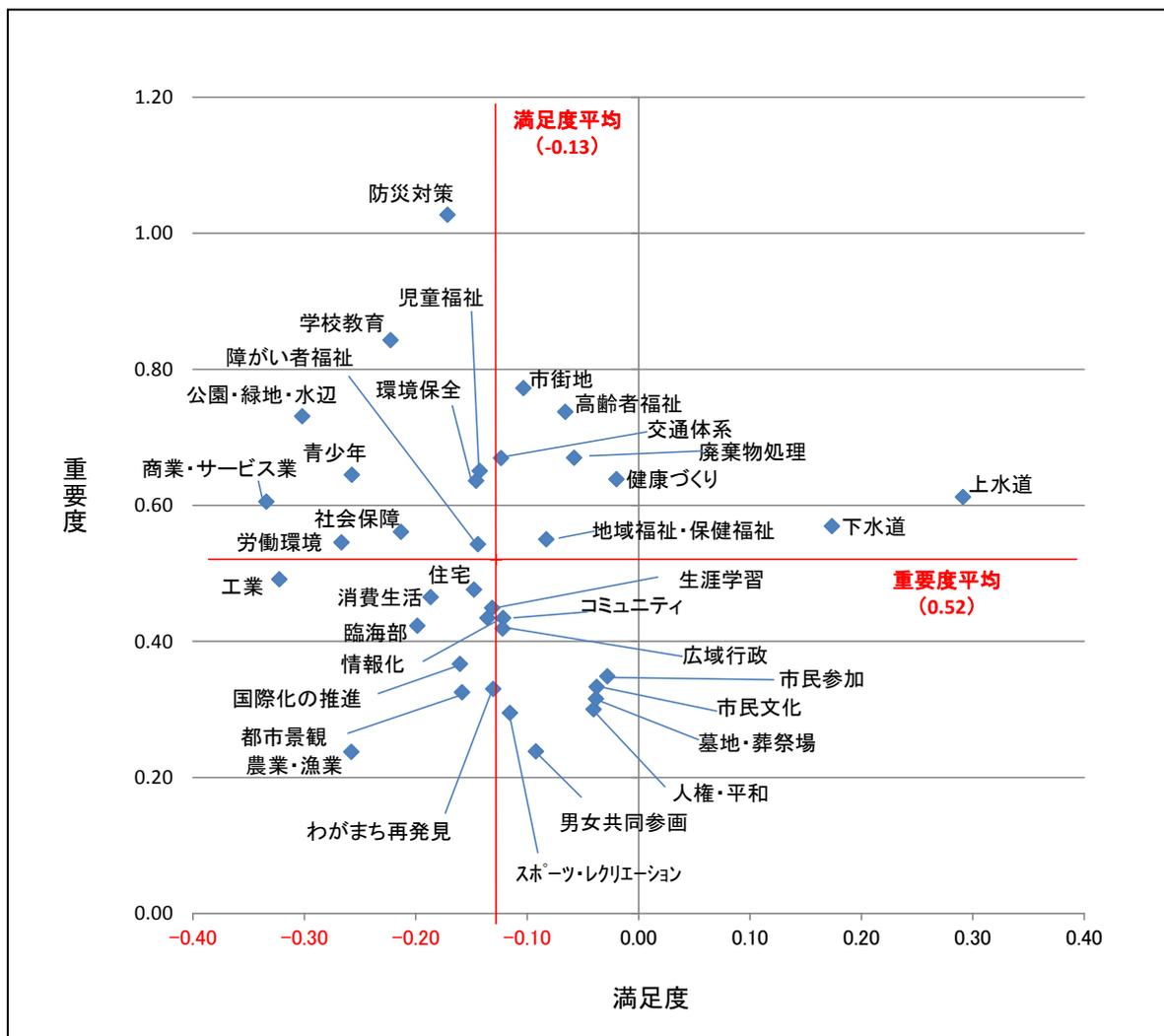


2. 第 3 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 の 評 価

第 3 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 の 評 価 を 行 う た め に、 市 民 アンケート調査において、第 3 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 に 掲 げ ら れ て い る 基 本 施 策 に つ い て、 満 足 度 と 重 要 度 に 関 す る 調 査 を 実 施 し ま し た。

満 足 度 が 高 い も の と し て は、「上 水 道 の 整 備」や「下 水 道 の 整 備」と な っ て お り、 満 足 度 が 低 く、 重 要 度 が 高 い も の は、「防 災 対 策 の 推 進」、「学 校 教 育 の 充 実」、「公 園 ・ 緑 地 ・ 水 辺 環 境 の 整 備」と な っ て お り、 市 民 ニーズの 高 い 施 策 で あ る と 考 え ら れ ま す。

■ 満 足 度 と 重 要 度 の 相 関 図 (加 重 平 均)



※加重平均: 満足度は、各回答のうち、「満足」を2点、「やや満足」を1点、「ふつう」を0点、「やや不満」を-1点、「不満」を-2点として、各回答の点数を足し合わせたものを、回答数で割った値です。重要度についても、重要度が「高い」を2点、「やや高い」を1点、「ふつう」を0点、「やや低い」を-1点、「低い」を-2点として、各回答の点数を足し合わせたものを、回答数で割った値です。

第 3 節 泉大津市を取り巻く環境

1. 人口減少社会の到来・少子高齢化の更なる進行

我が国の人口は、平成 16 年の約 1 億 3,000 万人をピークに減少社会に突入し、平成 57 年には 1 億人を割り込むことが予想されています。

少子高齢化も進行してきており、65 歳以上の老年人口は、平成 17 年には 2 割程度でしたが、平成 37 年には約 3 割まで上昇すると見込まれています。一方、15 歳未満の年少人口割合は、減少の一途であり、平成 37 年には 1 割近くまで減少すると見込まれています。

こうした人口減少や少子高齢化により、労働力の減少や地域活力の低下、年金や医療費などの社会保障費の増加など社会のさまざまな面での影響が懸念されます。また、ひとり暮らしの高齢者や核家族世帯の増加など、世帯構成にも変化がみられ、介護や子育てなどの生活不安を増大させています。

2. 安全・安心意識の高まり

東日本大震災や阪神・淡路大震災、新潟県中越地震などの大規模震災の発生や、南海トラフの巨大地震に関するこれまでの常識を覆すような被害想定公表などを契機として、国民の防災意識が急速に高まっています。

また、高齢者や子どもが被害者となる凶悪犯罪や振り込め詐欺なども多く発生するなど、身近な地域における犯罪への不安が増大しています。

これらの問題の解決に向けては、個人や家族など自助での取組はもちろんのこと、行政と市民や地域、企業が連携した公助・共助の取組が求められています。

3. 地球環境問題の深刻化

世界的には人口は増加してきており、化石燃料の大量消費などにより、二酸化炭素等の温室効果ガスは近年、増加傾向にあります。さらに、地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつなどの異常気象が生じているとされています。

平成 17 年（2005 年）には「京都議定書」が発効し、地球温暖化防止を主目的とした地球環境への負荷低減が、世界共通の課題として掲げられました。また、地球温暖化に伴う気温上昇は、種の絶滅リスクが高まると予測され、平成 22 年には生物多様性への国際的な取組を進めるために、「名古屋議定書」や「愛知目標」が採択されました。このように、地球温暖化対策を進める取組は、重要な課題となっています。

4. 地域経済を取り巻く状況の変化

経済のグローバル化が進み経済活動の機会が拡大する一方、東アジア各地域の急速な経済成長の影響なども受け、経済活動における国・地域間の競争は激しさを増しています。

経済情勢はバブル経済崩壊以降、回復基調にありましたが、平成 20 年（2008 年）の世界同時不況によって大きな打撃を受けました。近年、政府の経済対策により一定の景気回復が図られているものの、景気の先行きは引き続き楽観視できない状況にな

っています。

5. 高度情報化社会の進展

情報通信技術（ICT）の進歩とともに、パソコンや携帯電話等の情報通信機器が飛躍的に普及しており、いつでも、どこでも、誰でも簡単にネットワークにつながり、情報を自由自在にやりとりすることのできる情報社会の実現に向かいつつあります。

このような状況に対して、医療や福祉、生涯学習、防災、産業などの分野で、情報通信技術を活用した様々なサービスの提供・充実が求められます。

一方、こうした社会システムの急速な転換に迅速に対応できない情報弱者への支援、地域による情報格差の発生、セキュリティの確保や個人情報の保護なども課題となっています。

6. まちづくりへの市民参加・協働意識の高まり

地方分権や地域主権改革の推進、新しい公共の考え方の浸透などを背景として、財政状況等の行政情報の公開の徹底やパブリックコメント制度等の導入、市政への市民参加、参画を制度化する地方自治体が、全国的に増えつつあります。

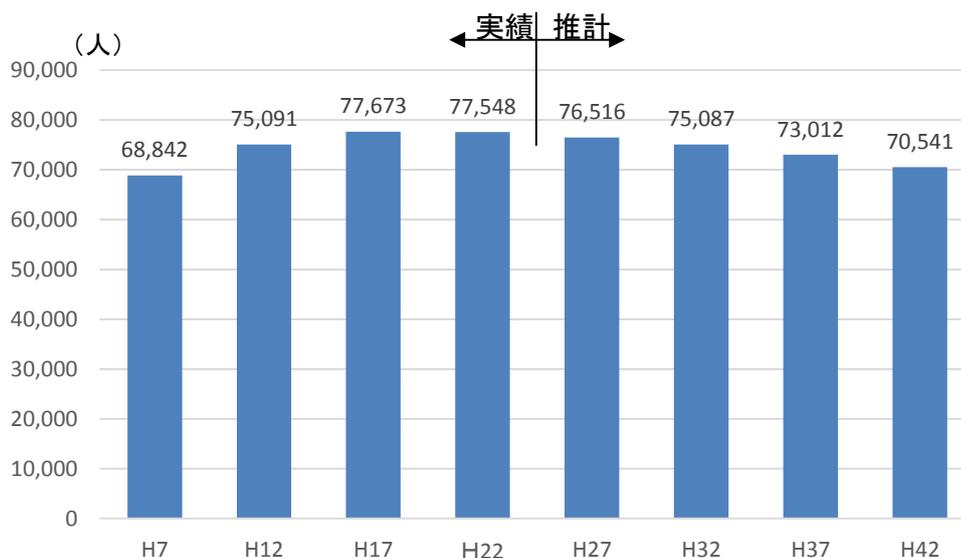
保健・医療や福祉、社会教育の推進、まちづくり等の分野では、市民のボランティアやNPO活動、コミュニティ活動が行われており、地域の活力向上のためには、こうした一人ひとりの力を発揮した市民参画を一層進め、地域のあらゆる情報を共有していくことで、誇りと愛着、パートナーシップを深めることが必要となっています。

第 4 節 人口減少社会を前提としたまちづくり

1. 人口の将来予測

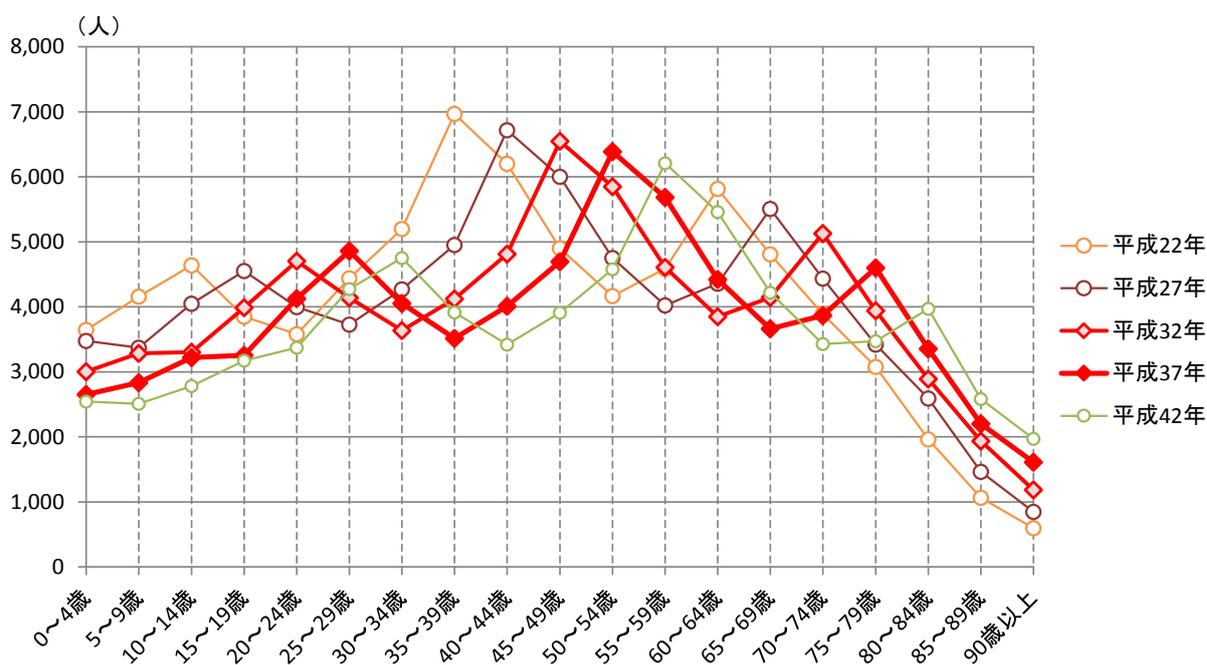
- 国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年 3 月に実施した人口推計によると、日本全国と同様、本市の人口は減少すると推計されており、平成 37 年には約 73,000 人になると予想されています。
- 10 年後の人口構成の比率をみると、最も人口割合の高い世代が 50～54 歳代となり、後期高齢者となる団塊世代を抜いて、25～29 歳代の割合が 3 番目に高くなっています。

図 本市の人口の推移（将来推計含む）



出典：国勢調査（H7～H22）、国立社会保障・人口問題研究所（H27～H42）

図 本市の 5 歳階級別人口の将来推計



2. 人口減少や人口構成の変化を見据えたまちづくり

全国的に人口減少社会に突入しており、今後、急激な人口増加が見込めないなかで、これから 10 年のまちづくりを考えるにあたっては、人口減少や人口構成の変化を見据え、以下の観点を持つことが重要です。

○高度成長期等につくられた制度や仕組み、ライフスタイルを変革する契機とする

- ・後期高齢者が急激に増えるなかで、豊富な経験・知識を有し、時間にゆとりのある高齢者が、地域社会で活躍することのできる場づくり
- ・生産年齢人口が減少するなかで、子育てや介護をしながら、自分らしく働ける環境づくりやワークライフバランスの推進

○将来、大きな課題となりそうなものに対して今からしっかりと備える

- ・高度経済成長期に整備された都市インフラが更新時期を迎えるなかで、人口減少等の長期予測にもとづく施設整備・維持管理
- ・合計特殊出生率が低い値で推移することが想定されるなか、更なる少子化に歯止めをかけるため、保育・子育て支援による保育環境の充実
- ・高齢者人口の増加等に伴う医療や介護需要の増大に対応するため、若いうちからの健康づくり、高齢者のいきがいつくりの促進
- ・人口減少等による税収減を見越した税源の涵養、歳出の適正化などの健全な財政運営に向けた取組

○新たな価値の創造によって持続的発展をめざす

- ・労働力が減少し、国内市場の縮小・構造の変化が予想されるなか、地域産業の持続的発展に向けて、グローバルな視点を持った人材の育成や産学官の連携強化などの取組
- ・社会参加意欲の高い高齢者の増加等を踏まえ、NPO法人などの市民活動による新しい公共活動の促進
- ・人口減少等によるエネルギー消費量の減少を契機とした、再生可能エネルギーの導入などエネルギー源の転換による低炭素社会の実現

第 2 部 基本構想

第 1 章 泉大津市のめざすまちづくり

第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 は、市 民 と 行 政 が 市 の 将 来 像 を 共 有 し、ま ち づ け り を 進 め て い く た め の 計 画 で す。

そ の た め、計 画 の 策 定 段 階 か ら、市 民 と 行 政 の「協働・連携」の具現化として、中学生会議や大学生会議、市民会議を開催し、今後 10 年間かけて泉大津市がめざすまちづくりについて提言を受けました。

第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 は、こ の 提 言 を 尊 重 し、ま ち の 将 来 像 を 設 定 す る と と も に、将 来 像 の 検 討 過 程 に お い て 出 さ れ た 市 民 か ら の 言 葉 や 意 見 を 集 約 し、泉 大 津 市 で ま ち づ け り を 進 め る 上 で 大 切 に し た い 3 つ の 基 本 理 念 を 設 定 し ま す。

市民から提案された 3 つの将来像

- 住めば誰もが輝く町
～自分たちで育て、自分たちも育てられる町～
- なんでも近い(で) 泉大津
- 市民と共に創り育てる
“ええとこやで・泉大津・”

第 1 節 まちづくりの基本理念

○「コンパクト」の視点

平坦で小さな市域であるがゆえに市民や団体・事業者、行政の間の距離が近いことや、世界とつながる関西国際空港や港湾、大阪都心部との距離が近いことは、本市の個性であり特長です。

距離の近さは、利便性の高さや関係性の緊密さ、人と人とのつながりや親近感を生み出し、それが人口の流入や定住、人々の活発な交流の創出につながってきました。

このようになんでも近いことが生み出すコンパクトさは、まとまりよく充実したまちに成長してきた本市のかけがえのない資質であるとともに、市域を越えて躍進する力を備えています。将来にわたって、これを活かすとともに、さらに磨きをかけ、発展させるまちづくりを基本とします。

○「活力・共創」の視点

誰もが輝くまちとして、市民が主体となったまちのにぎわいづくりや、企業や大学、近隣自治体と連携した、地域や産業活性化に向けた取組を進めます。また、市の特性や利点をさらに伸ばし、これらを広く情報発信するなど、市民と行政がともに手を取りあい、高め合うことで、新しい価値を創造し、活力あるまちを共に創り上げることを基本とします。

○「安全・安心」の視点

泉大津がええとこであるために、市民の生活や活動を支える基盤として、市民が安全に安心して健やかに暮らし、活動することのできる環境の確立を基本とします。

第 2 節 まちの将来像

基本理念に掲げる「コンパクト」、「活力・共創」、「安全・安心」の 3 つの視点を踏まえ、市民一人ひとりが、自分たちの住むまちに誇りを持ち、快適で機能性の高い都市環境の中で、安全に安心して健やかに暮らしていくことのできるまちをめざし、次のようにまちの将来像を設定します。

「住めば誰もが輝くまち 泉大津 ～ なんでも近いで ええとこやで～」



第 2 章 まちづくりの方向性

まちの将来像「住めば誰もが輝くまち 泉大津 ～なんでも近いで ええとこやで～」の実現に向けた取り組みを、まちづくりの方向性として示します。

このまちづくりの方向性は、市民会議において、まちの将来像の検討過程で、イメージとして出されたキャッチフレーズに、行政内部での検討を加え、設定するものです。

1. きょうどうによるコミュニティづくり

社会経済情勢の変化とともに、少子高齢化、核家族化が急速に進み、さらには個人の価値観が多様化するなか、自治会組織に加入する世帯も減少し、家庭や地域で支え合う機能が弱まりつつあります。

一方で、子育て、教育、防災、防犯、高齢者・障がい者福祉などの分野での課題が増大するなか、市民一人ひとりが地域社会の担い手となり、地域で支え合いともに暮らししていくまちづくりが求められており、その実現のためには、コミュニティの役割が非常に重要となります。

市民、行政がきょうどうによりコミュニティを再構築し、市民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって、その課題についてともに考え、解決する仕組みをつくり、誰もが平等に尊重され、心豊かに生活できるまちづくりを進めます。

2. 自分たちで育て、自分たちも育てられるまち

まちづくりの主体は市民一人ひとりです。市民がまちづくりの担い手として、その力を十分に発揮するためには、生涯にわたる連続性ある豊かな学びと豊かな心を培うひとづくりが重要となります。

そのため、次代を担う子どもたちが、家族や郷土を愛し広く世界に目を向け、自ら学び心豊かに成長できるよう、学校・家庭・地域がコミュニケーションを深め、まちぐるみで子どもたちを育てる環境づくりを進めます。

また、市民一人ひとりのニーズに応じた学びの機会を確保するため、学習環境や学習機会の充実を図るとともに、市民の文化・芸術活動やスポーツ活動、国際交流を促進します。

さらに、社会の財産である高齢者の貴重な経験や知識、技術を活かし、高齢者が地域活動に積極的に参加でき、生きがいと自信を持って活躍できる仕組みづくりを進めます。

学校・家庭・地域が連携し、生涯にわたって学ぶことのできる環境をつくることで、将来の泉大津のまちづくりの担い手を育てるとともに、学ぶ楽しさと社会の中での自己実現の喜びにより、誰もがいきいきと輝けるまちづくりを進めます。

3. 世代をこえて手を取り合うまち

誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らしていくためには、犯罪や交通事故、地震や台風などの自然災害から市民の生命と財産を守り、市民生活の安全性を高める必要があります。

若い世代が安心して子どもを産み育てることができ、高齢者・障がい者が健康で安心

して生活できるよう、時代に即した福祉サービスの充実、地域のコミュニティで支え合う福祉活動を促進します。また、疾病予防などライフステージに応じた健康づくりや地域医療体制の充実に努めます。

世代を超えた交流とネットワークの構築により、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

4. 今あるものを活かし誰もが惹きこまれるひらかれたまち

毛布をはじめとする繊維のまちから、住宅都市へと変容しつつあるなか、将来の泉大津を見据えたまちづくりが求められます。

交通利便性の高さを活かし、都市基盤施設の整備・維持により住宅都市としての魅力を高め、誰もが生涯安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、臨海部においては、環境関連産業の創造・集積を進めるとともに、広域的なネットワークの窓口としての機能の充実に努めます。

身近にある水や緑は、人々にうるおいとやすらぎをもたらす重要な要素であることから、公園・緑地における緑、河川等における水辺環境の保全と創出を進めます。また、環境問題に先進的に取り組む都市として、市民生活に起因する温室効果ガスの排出抑制や資源循環型社会の構築など、地球規模での環境保全を進めます。

現在は、企業だけでなく都市間も競争の時代であり、人を惹きつけるまちとなるには情報の収集と発信が鍵とも言われています。市の特性を前面に打ち出した情報発信により市のイメージアップを図ります。

これらにより、都市としての高い利便性を有しつつ、自然と環境が調和した中で、心の豊かさを感じることでできる質の高い暮らしを市民とともに創造します。また、地域資源に磨きをかけ、それらを繋ぎあわせることで付加価値を生み出し、広く内外に発信することで発展していくまちづくりを進めます。

厳しい財政状況のなか、今あるものを最大限に活かし、誰もが訪れたい、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

参考 私たちが想う 10 年後の泉大津

「まちの将来像」、「まちづくりの方向性」を検討・提案いただいた市民会議等の概要を以下に示します。

大学生会議	市民会議	中学生会議
H25.11.30	H25.12.1	H25.12.20
<p>★まち歩き（松ノ浜駅～北助松駅） →良いところ・変えたいところの確認</p> <p>★ワークショップ →まちづくりの資源や課題を抽出 「緑豊かで静か、住むには良いまち」、「公民館で色んなセミナーが実施されており、クラブが楽しそう」、「公共施設が老朽化している」等、数多くの意見が出されました。</p>	<p>★まち歩き（泉大津駅周辺） →良いところ・変えたいところの確認</p> <p>★ワークショップ →まちづくりの資源や課題を抽出 「利便性が高く歴史もあるが、商業等の活気が不足」、「毛織物が有名だと改めてわかったが、若い人にイメージしにくい」「狭い道路が多い」等、数多くの意見が出されました。</p>	<p>★まちの自慢できるところ・変えたいところについて意見交換 「泉大津をもっと知ってほしい!」、「おづみんと毛布を掛け合わせてイベントをしては?」、「緑を増やして明るく毎日が楽しい町に」、「商店街に活気がある町に」、「清潔で事故がまったくなくて地域のみんまで助け合える町に」等の意見が出されました。</p>
		
第 1 回	第 1 回	第 1 回

まちづくりの資源・課題を抽出

大学生会議	市民会議	大学生会議	大学生会議
H26.1.11	H26.1.25	H26.2.8	H26.3.15
<p>★2チームに分かれてワークショップ ・各会議で出されたまちづくりの資源や課題を参考に、「泉大津市の強み・弱み」や「強みを活かした・弱みを克服する取り組みのアイデア」を検討し、取り組みの方向性を整理しました。</p>	<p>★4班に分かれてワークショップ ・各自が考えてきた「私が想う10年後の泉大津（キャッチフレーズや将来都市イメージ）」を班別に共有し、その将来像を実現するために必要な取組について検討しました。</p> <p>各班が考えた10年後の泉大津のまちのイメージ</p>	<p>★2チームに分かれてワークショップ ・第2回市民会議で議論された「私が想う10年後の泉大津」の結果を踏まえ、重要だと考えられるキーワード等の絞り込みを行い、それらの組み合わせにより、一言で表す「私たちが想う10年後の泉大津の将来像」を整理しました。</p>	<p>・これまでに開催した市民会議、学生会議を振り返り、市民フォーラムで発表する内容について、発表の構成、役割分担を検討し、発表資料を作成しました。</p>
			
第 2 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回

暮らし

- 暮らしやすいまち
 - ・良いもの（平坦・コミュニティバス・公園等）が活かしきれていない
- まちを知ってもらう
 - ・隠れた名店、人気のあるおづみんを活かしきれていない
- 若い力がひっばる
 - ・まちに学生がいる、子どものパワーを借りる取り組み

人

- Kindful city for foreigners
 - ・閑空に近い
- 学んで味わうまち歩きツアー
 - ・古い町並みなどまちの魅力が知られていない
- 交流あふれる商店街
 - ・魅力的な飲食店が知られていない
- おづみんを宣伝部長に！
 - ・人気はあるが、何をPRするのか！
- 人と人とのつながりが強いまち
 - ・仲間意識は強いが、新旧住民のコミュニケーションが無い

賑わい

- 暮らし
 - ・世代をこえて手を取り合うまち
～ゆりかごから墓場まで～
- 人・コミュニティ
 - ・きょうどうによるコミュニティづくり
- 賑わい・産業
 - ・なんでも近い（で）泉大津

情報発信

- 情報発信
 - ・育ち育てられるまち
誰もがひきこまれる開かれたまち
今あるもので発展していくまち

学生会議で抽出されたテーマ別に市民会議を班分け

第 3 部 基本計画

第 1 章 基本計画の構成とねらい

第 1 節 基本計画の構成

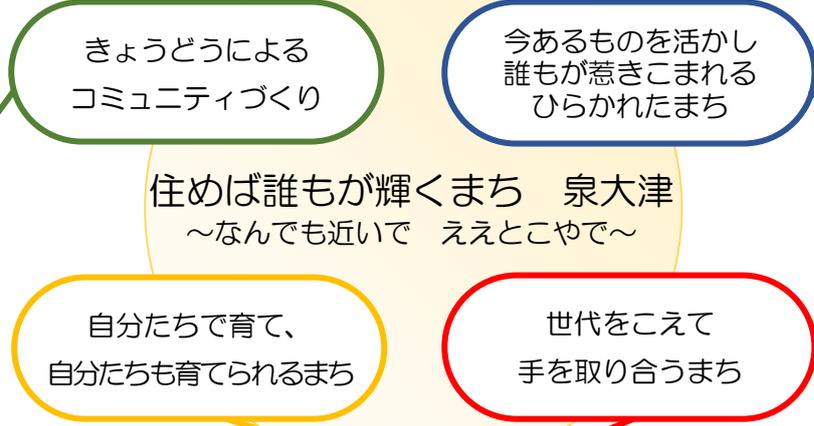
基本計画は、基本構想で掲げるまちの将来像の実現に向けて、4つのまちづくりの方向性に沿って取り組む内容を、7つの政策と31の基本施策として示しています。

7つの政策ごとに、重点的に取り組む内容について、基本計画のねらいとして記載するとともに、31の基本施策ごとに、めざす姿や施策の展開方向、取組の事例、成果指標、市民・団体・事業者・行政などの協働のあり方を設定しています。

まちづくりを進めるにあたっては、関連する複数の基本施策を連携させながら、展開していく必要があります。例えば、まちづくりの方向性の1つである「自分たちで育て、自分たちも育てられるまち」の推進においては、「市民参画・協働」「青少年育成」「子ども・子育て支援」「行財政運営」等、複数の基本施策の連携が必要となります。これら31の基本施策と4つのまちづくりの方向性の関連性については、次頁にて図で示しています。

なお、「市民参画・協働」「地域コミュニティ」の基本施策は、「協働・連携」によるまちづくりを進めるための源泉となる市民・団体・事業者・行政などの取組をつなぐ項目であり、すべてのまちづくりの方向性に係る施策として位置づけています。また、「行財政運営」「市政の情報発信」「公共施設」「市民サービス」の基本施策についても、行政が各基本施策を推進するための項目であり、すべてのまちづくりの方向性に係る施策として位置づけています。

まちづくりの方向性と施策体系



力を合わせて 市民の笑顔が あふれるまちづくり	市民参画・協働		
	地域コミュニティ		
	男女共同参画		男女共同参画
	人権・平和		人権・平和
	多文化共生		多文化共生
学びあうひとづくり 彩りあるまちづくり	就学前・学校教育		
	青少年育成		
	生涯学習		
誰もがすこやかに いきいきと暮らせる まちづくり	子ども・子育て支援		
	地域福祉		地域福祉
	高齢者福祉		高齢者福祉
安全で心やすらぐ まちづくり	障がい福祉		障がい福祉
	保健・医療		保健・医療
	防災・消防		防災・消防
コンパクトで 居心地のよい まちづくり	防犯		防犯
	消費生活		消費生活
	住環境		住環境
	臨海部		臨海部
	環境保全		環境保全
誇れる・選ばれる ・集える まちづくり	道路・交通		道路・交通
	公園・緑地・河川		公園・緑地・河川
	上下水道		上下水道
	商工業		商工業
	観光		観光
健全な行財政と 都市経営に基づく 市民サービス	農業・漁業		農業・漁業
	労働環境		労働環境
	行財政運営		
	市政の情報発信		
	公共施設		
7つの分野	市民サービス		
	31 の基本施策		

第 2 節 基本計画のねらい

1. 力を合わせて市民の笑顔があふれるまちづくり
 - ・市民が主体となったまちづくりの実現に向け、市民活動拠点の整備・充実等を進め、市民の意見や活動がまちづくりに反映される仕組みづくりを進めます。
 - ・セーフコミュニティ活動を通じた人と人とのつながりや連帯感の醸成により、地域コミュニティの活性化、再構築を図ります。

2. 学びあうひとづくり 彩りあるまちづくり
 - ・就学前教育と小学校教育、小学校教育と中学校教育の円滑な連続性をめざし、高等学校・大学・専門機関と連携し、つながりある教育環境の充実を図ります。
 - ・学校・家庭・地域活動団体・事業者・包括連携大学との連携等により地域社会の教育力の充実をめざし、将来に夢を持ち、まちづくりに関わることのできる市民を育てます。

3. 誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり
 - ・保育所と幼稚園の長所を活かした認定こども園の推進を図るとともに、地域における相談体制の充実を図り、ライフステージにあわせて、安心して子どもを産み、育て、働くことのできる環境づくりを行います。
 - ・地域医療体制の充実を図るため、市立病院・医師会・診療所等との連携を図ります。また、各種予防事業や検診を充実し、市民の健康づくりを支援し、誰もがいつまでも健やかに暮らせることのできるまちづくりを進めます。

4. 安全で心やすらぐまちづくり
 - ・自助・共助・公助の取組により、市民・地域・行政それぞれが役割を果たしながら相互に連携し、一体となって災害・犯罪・事故に備えることで、市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。
 - ・多岐多様となっている安全・安心をめぐる課題に対し、客観的なデータを根拠とした重点対策に取り組むことで、より質の高い安全・安心なまちをめざします。

5. コンパクトで居心地のよいまちづくり
 - ・大阪都心部への近接性や平坦で小さな市域であることが生み出すコンパクトさを活かし、歩行者、自転車に優しいまちづくりを進めるとともに、地域の身近な環境保全を進め、持続可能で誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。
 - ・都市基盤施設を良好に維持するとともに、地震災害等に備えた、安定したライフラインの整備を進めます。
 - ・地域資源である港湾地域のポテンシャルを最大限に活かすため、企業誘致等を促進するとともに、市街地とのネットワークを強化し、市民に身近で魅力ある港づくりを進めます。

6. 誇れる・選ばれる・集えるまちづくり

- 泉大津市の知名度を高め、広く国内外に情報発信するために、特産品を主軸としたシティプロモーションの取組等を展開していきます。
- 泉大津の歴史を感じさせる建物や風景の保全を図るとともに、地域資源を活かした観光の取組を展開します。

7. 健全な行財政と都市経営に基づく市民サービス

- 目まぐるしく移り変わる社会情勢の変化に対応できるよう、柔軟で効率的な行財政運営を進めます。
- 長期的な視点に基づく公共施設の適正配置、長寿命化などにより財政負担の軽減・平準化を進めます。
- 多くの情報が氾濫する高度情報化社会において、市民が求める情報を的確に伝えることのできる情報発信に努めるとともに、市民が満足を実感できる市民サービスの提供を行います。

第 2 章 分 野 別 計 画

各 分 野 別 計 画 の 見 方

<p>めざす姿</p> <p>当該施策に関する取組を進めることによって、10年後にめざす、まちの姿（上段）と、まちの状態や市民の暮らし（下段）について示したものの。</p>	<p>施策の展開方向・取組の事例</p> <p>めざす姿を達成するために取り組む施策の展開方向とその内容、及び主な取組の事例を示したものの。</p>	<p>関連計画</p> <p>基本施策に関連する市の条例や施策の実施方針、既存の計画等を掲げたものの。</p>
---	---	--

基本施策	観光	誘われる・選ばれる・集えるまちづくり
<p>めざす姿：地域資源を守りながら新しい風を感じさせるまち</p> <p>既存の資源を活用した観光に加え、泉大津ならではの特色ある加地資源に働きかけ、市内には誰もが訪れてみたいと思う観光資源が充実しています。</p> <p>関西国際空港に近接する立地特性を活かし、泉州地域の一翼を担いながら、国内外から多くの観光客が訪れ、にぎわいのあるまちとなっています。</p>		
<p>成果指標</p>		
<p>現況と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光資源の少なさやPR不足により、本市に観光で訪れる人は少ないのが状況ですが、海上遊歩道やだんじり祭りなど、泉大津ならではの地域資源の魅力を際立たせ、PRすることが求められます。特に、大規模集客地である泉大津フェニックスの活用には、重点的に取り組む必要があります。 関西国際空港からの旅行客の通過点となっていますが、空港から近いという立地を活用して、本市だけでなく、周辺地域と連携し広域的にモデルコースなどを設定し、旅行客の誘致に努める必要があります。 体験型観光に対するニーズの高まりを受け、市内の福祉工場等においても取組が進められており、好評となっていることから、これらの取組を促進することが求められます。 既存の加地資源等を活用し、魅力ある観光コンテンツを作成するための取組立等取組を進めるとともに、それらの効果を有効に発揮するための取組を推進することも必要となります。 泉大津フェニックスには多くの来訪者があるものの、市街地等での滞在時間は短くっており、来訪者が市内を周遊し、滞在する仕組みづくりが求められます。 		

<p>関係する市の条例・計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●泉大津市産業振興ビジョン（平成21年10月） 	
<p>施策の展開方向</p> <p>①泉大津フェニックスの観光資源としての活用 人が集まり、集う、交流とにぎわいあるまちづくり。まちづくりのため、泉大津フェニックスのPRを推進するとともに、海沿いで、楽しむ楽しさを誘致します。</p> <p>②地域資源を活用した観光の推進 毛布・ニット・毛織物などの加地資源を活用した観光PRイベントを実施するとともに、見学可能な織造工場を観光資源として市内外に広くPRします。</p> <p>③市のイメージアップ・認知度の向上の推進 泉州地域のPRを推進し、泉州地域の活性化、国内外における泉州ブランドの確立に寄与するため、泉州観光PR推進協議会に参加し、PR活動を展開します。</p> <p>④南海本線高架下での活用 南海本線の高架下を活用し、観光情報発信するスペースを設けます。また、観光パンフレットを作成し、泉大津市のあちこちをめぐりコースを設定するなどして、観光客を誘致します。</p> <p>⑤地域資源のネットワーク化による回遊性の創出 地域資源間の連携を促し、各々の魅力を最大限に引き出すことで相互PRを推進するとともに、回遊性の創出を図ります。</p>	<p>取組の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●泉大津フェニックスでのイベントの誘致 駅前のロケ場などに積極的に採用してもらうための取組の実施 ●フェニックスコンサートでのシティブロモーション®活動の実施 ●広域的自治体連携による集客イベントでの観光PRの実施 ●福祉製袋製造工場や体験型施設などの見学の推進 ●関西国際空港における泉州地域のPR ●本市の観光資源を含めた泉州加地全域での観光施策の推進 ●観光客誘致のイベントへの参加による観光PRの実施 ●学生との連携による開かれたお店ののびのびし及び情報発信 ●福祉製袋製造工場（ゆきごり製菓）を活用したイメージ戦略の推進 ●高架下を活用した観光等のPRの推進 ●観光資源をPRするためのツールの充実 ●公共交通機関との連携による観光資源をめぐりイベントの推進 ●観光客が観光資源を育てるための回遊性の創出
<p>協働の考え方</p> <p>○市民の役割 地域の魅力を知り、市外に誘致し、来訪者に満足してもらえるよう積極的にPRします。また、観光PRボランティア等の取組を推進します。</p> <p>○団体・事業者などの役割 来訪者に満足してもらえるよう、各団体を結集し、地域資源を活用した体験型観光メニューの創出を行います。</p> <p>○行政の役割 各団体や周辺自治体と連携を図りながら、観光プログラムの創出を行います。</p>	
<p>関係機関</p> <p>※1 シティブロモーション：地域の魅力を発信し、それを国内外に発信し、地域ブランド力を高め、「人」「物」「情報」などの活用を図る。元気で訪れるまちを創る活動。</p>	

現況と課題

基本施策に関連した泉大津市の現況を整理し、今後、対応が求められる課題を整理したものの。

成果指標

めざす姿の達成状況を評価するための指標を設定し、施策を展開することで、5年後、10年後に達成をめざす数値目標を示したものの。

実績値の出典や目標値の設定の考え方等については、巻末の成果指標一覧参照。

協働の考え方

市民や団体・事業者などと行政による協働のもとで施策の内容を推進していくにあたって、それぞれが果たすべき役割分担を示したものの。

第 1 節 力を合わせて市民の笑顔があふれるまちづくり

1 - 1 市民参画・協働

1 - 2 地域コミュニティ

1 - 3 男女共同参画

1 - 4 人権・平和

1 - 5 多文化共生

専門家委員からのコメント

桃山学院大学社会学部准教授 上野淳子

基本施策

政策

市民参画・協働

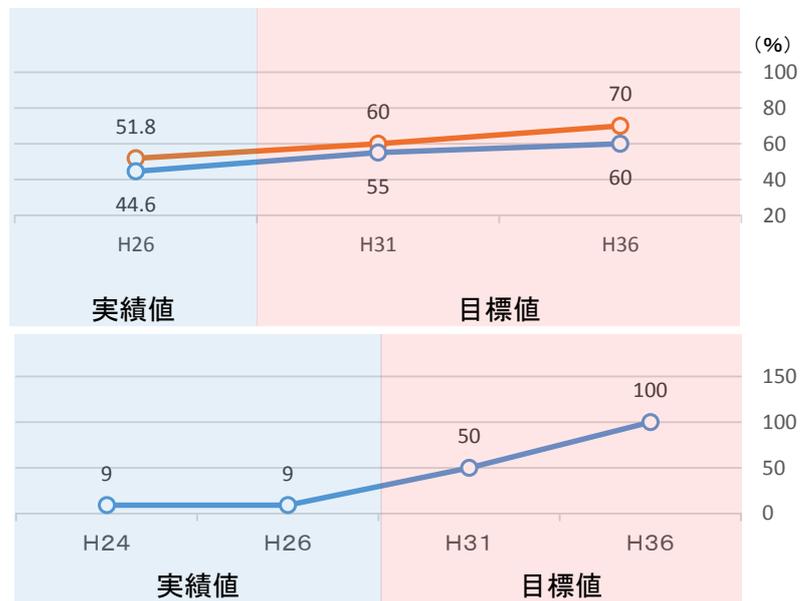
力を合わせて市民の笑顔が
あられるまちづくり

●めざす姿：市民が主体に活躍できるまち

市民の意見を市政に反映する場や機会が充実しており、市民と行政の信頼関係から生まれた協働の考えのもと、それぞれの役割や責任に応じた行動により、まちづくりが行われています。また、さまざまなテーマで活動する市民活動団体がまちづくりの担い手として活躍しています。

●成果指標

- 地域活動やボランティア活動が活発なまちだと思ふ市民の割合
- 市政への市民参画の機会が増えたと思ふ市民の割合
- 市民活動団体として登録している団体数【団体】



●現況と課題

- 複雑・多様化する市民ニーズに対し、行政からの画一的なサービスの提供では、十分に応えることは難しくなっています。市民が求める公共的なニーズを充足させるためには、日常生活における課題を把握している地域団体や、多様なニーズに柔軟に対応できる市民の自主的・自発的な活動を活発化させることが求められます。
- 泉大津市がんばろう基金※1を創設し、市民活動団体の自主的・自発的な活動を支援してきましたが、活用は限定的であり、市民意識の醸成や市民活動団体同士の輪が広がるような施策が必要です。
- パブリックコメントや各種審議会への市民参加など、市民が市政に参画する機会の創出を図ってきましたが、参加する市民は限られており、より多くの市民が、市の計画策定などに関われるよう、参画機会の創出や意識啓発を行っていく必要があります。

用語解説

※1 がんばろう基金：市民の特定非営利活動を応援するため、市民からの寄附と市の積立金によって設けられた基金。

●関係する市の条例・計画等

◆泉大津市参画及び協働の推進に関する条例（平成 27 年 4 月）、◆NPO との協働事業推進のためのガイドライン（平成 19 年 3 月）

●施策の展開方向

●取組の事例

①市政への市民参画の推進

市の計画や施策に市民の意見を反映させるため、市民が意見を述べる機会を充実します。

- ・パブリックコメントの実施等意見徴取機会の充実
- ・計画づくりに関する審議会等への市民の参画機会の充実
- ・市民参画についての意識啓発

②市民協働の推進

市民が地域のために行う公益的・自主的な取組を支援し、市民と行政の協働を推進します。

- ・市民活動団体等が地域の課題を自主的に解消するための取組に対する支援
- ・市民との協働によるイベントの実施
- ・市民活動拠点の充実
- ・市民活動団体の情報収集と発信
- ・泉大津市がんばろう基金の運用

●協働の考え方

○市民の役割

まちの課題を自分のこととして捉え、まちづくりに自主的・自発的に取り組みます。

○団体・事業者などの役割

団体が持つ特色や強みを活かし、地域課題に対応したまちづくりに主体的に取り組めます。

○行政の役割

市民や団体・事業者が連携してまちづくりに取り組むことができるよう、環境整備を行います。

また、まちづくりを担う主体として行政も、市民や団体・事業者と連携・協力し、まちづくりに取り組みます。

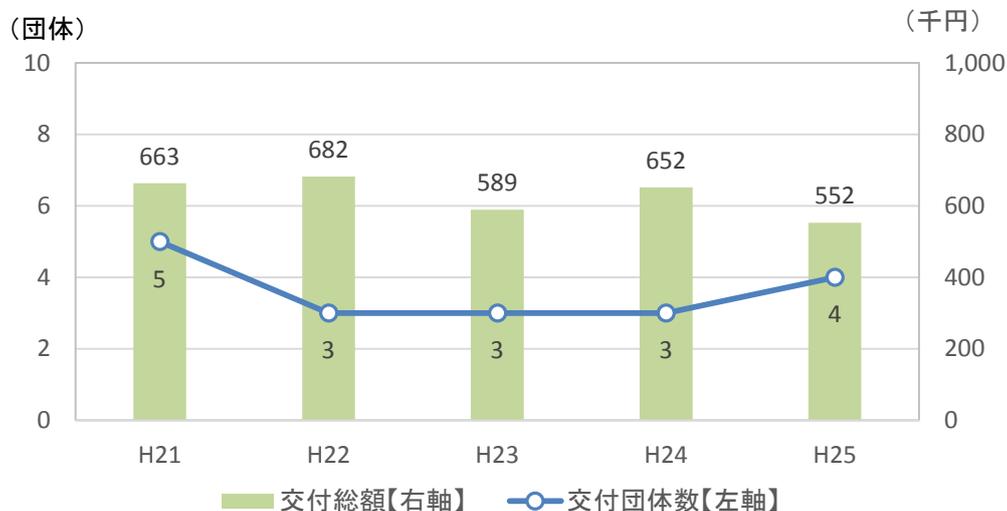


図 泉大津市がんばろう基金の交付状況

基本施策

政策

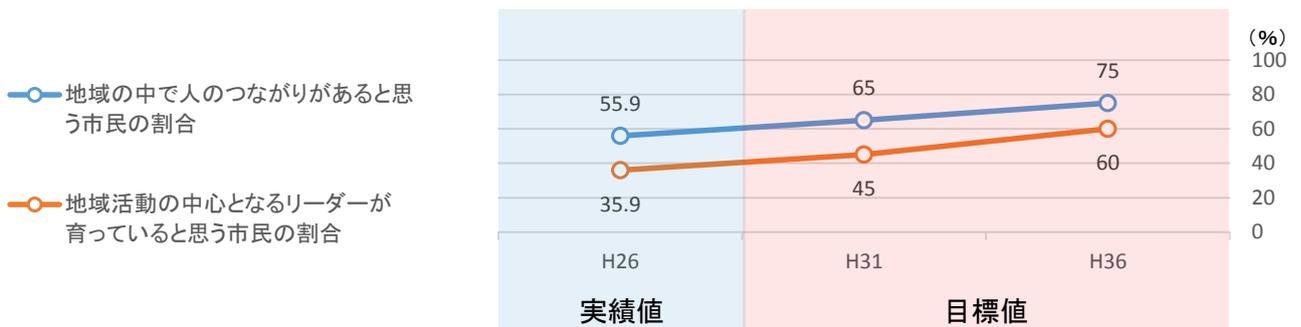
地域コミュニティ

力を合わせて市民の笑顔が
あられるまちづくり

●めざす姿：地域がつながり地域で課題解決できるまち

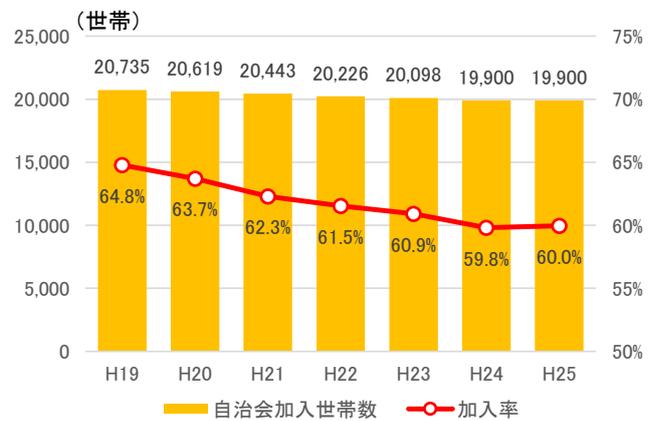
世代を超えた交流により、地域コミュニティが育まれ、程よい距離感で、顔見知りの関係が築かれています。地域活動のネットワーク化やリーダー育成などにより、身近にある課題を地域で解決できるまちとなっています。

●成果指標



●現況と課題

- 阪神淡路大震災や東日本大震災は、極めて甚大な被害をもたらした災害でしたが、日常生活における地域のつながりの大切さを再認識する契機となりました。一方、生活様式の変化、価値観の多様化、核家族化の進展などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいる状況にあると言えます、自治会の加入率も低下傾向にあります。
- これまで仕事中心の生活を送ってきた団塊世代が順次定年退職の時期を迎えており、これからは地域社会との関わりが強くなります。地域的な活動と距離があった市民や外国人も含め、多様な個人・組織からなる地域コミュニティづくりが求められます。
- 市民と行政が、地域のつながりの重要性に対する認識を今一度共有し、新たな時代に対応した地域コミュニティづくりを進めることが必要です。
- 地域コミュニティづくりを進めるにあたって、市民活動団体のネットワーク化を促進することや、地域活動の中心となるリーダーを育成することなどが求められます。



自治会加入世帯及び加入率

(資料：泉大津市人権市民協働課 (各年 4 月 1 日))

●関係する市の条例・計画等

泉大津市参画及び協働の推進に関する条例（平成 27 年 4 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①地域コミュニティのネットワーク化の促進 地域団体同士や各種団体のネットワーク化を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域団体とNPOや企業、大学などとの連携の推進 ・ 小学校区を単位とする地域協議会の組織化の推進
<p>②地域コミュニティに対する意識の醸成と支援 市民と職員が共に地域のつながりの大切さに対する認識を深めるための施策を推進するとともに、地域コミュニティの活性化に向けた支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・職員に対するセミナーや講演会等の開催 ・ 地域におけるリーダーの育成 ・ 自治会の加入促進などのコミュニティ活性化の取組に対する支援

●協働の考え方

<p>○市民の役割 地域での活動等に積極的に参加し、地域のつながりを深めます。</p>	<p>○団体・事業者などの役割 地域住民が参加できる活動のPRや情報発信を行い、組織力の向上に努めます。 企業も、地域コミュニティの活性化の取組に協力します。</p>	<p>○行政の役割 地域団体等がコミュニティを活性化させるための取組を支援します。</p>
---	---	---

基本施策

政策

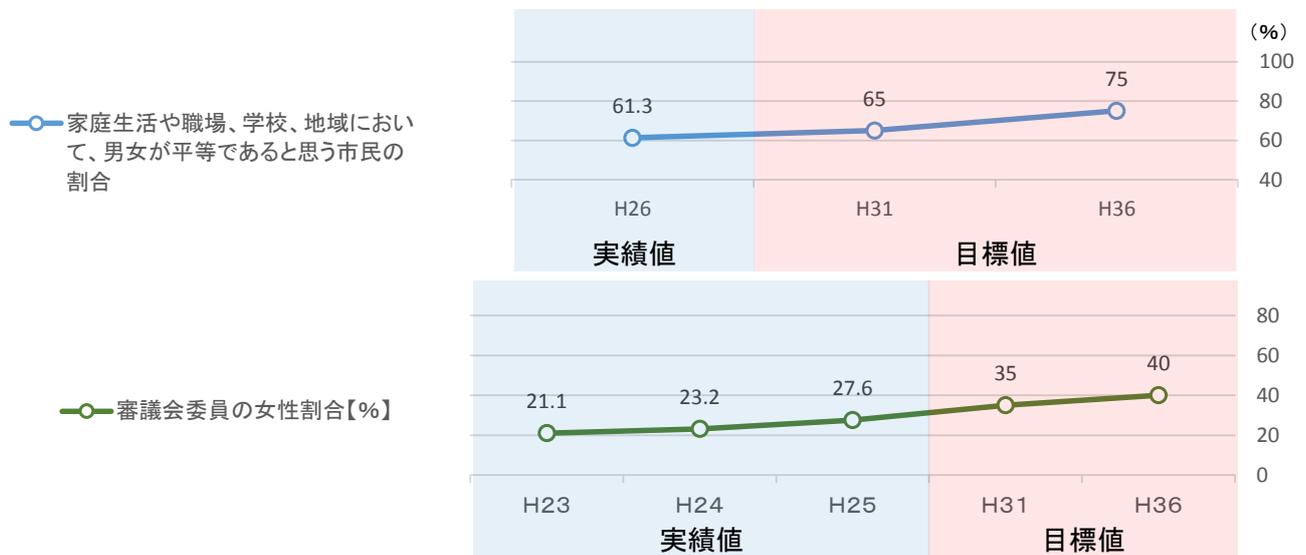
男女共同参画

力を合わせて市民の笑顔が
あられるまちづくり

●めざす姿：誰もが能力と個性を發揮できるまち

性別に関わらず、仕事や子育て、家事、介護など、あらゆる場面で男女が互いを尊重し、ともに責任を担い、協力しあうことで、誰もが能力と個性を發揮できるまちとなっています。

●成果指標



●現況と課題

- 本市では、2次にわたり男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画交流サロンを整備するなど男女共同参画社会の推進に取り組んでいますが、性別による固定的な役割分担の意識が根強く、また、政策方針決定の場への女性の参画も、依然として少ないのが現状です。
- 性別に関わらず誰もが、その人自身の能力と個性を發揮でき、求める生き方をかなえることができる社会を実現することが必要です。



男女共同参画交流サロン(にんじんサロン)

●関係する市の条例・計画等

◇泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例、◆泉大津市男女共同参画推進計画（平成 18 年 3 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①男女共同参画社会の実現に向けた環境整備 男女が共に対等の立場で社会参画するための体制を整備していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種審議会など意思決定の場への女性参画の推進
<p>②男女平等教育の推進 児童・生徒をはじめ、全ての市民に対し、男女平等の意識の醸成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就学前や小中学校における男女平等教育の推進 研修など各種啓発事業の推進
<p>③男女共同参画社会の実現に向けた活動支援 市民活動団体などと連携し、男女共同参画社会の実現に向けた活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体が行うサロン活動などの支援 相談事業の推進

●協働の考え方

<p>○市民の役割 家事や子育て、介護等において、役割分担しながら、男女が共に家庭責任を果たします。</p>	<p>○団体・事業者などの役割 男女ともに、仕事と家庭の両立が可能となるような職場環境づくりに努めます。 また、企業として、性別にとられない公平な評価のもと、管理職などへの女性の登用を進めます。</p>	<p>○行政の役割 意思決定の場への女性の参画を推進します。 また、泉大津市としても、性別にとられない公平な評価のもと、管理職などへの女性の登用を進めます。</p>
--	---	--

基本施策

政策

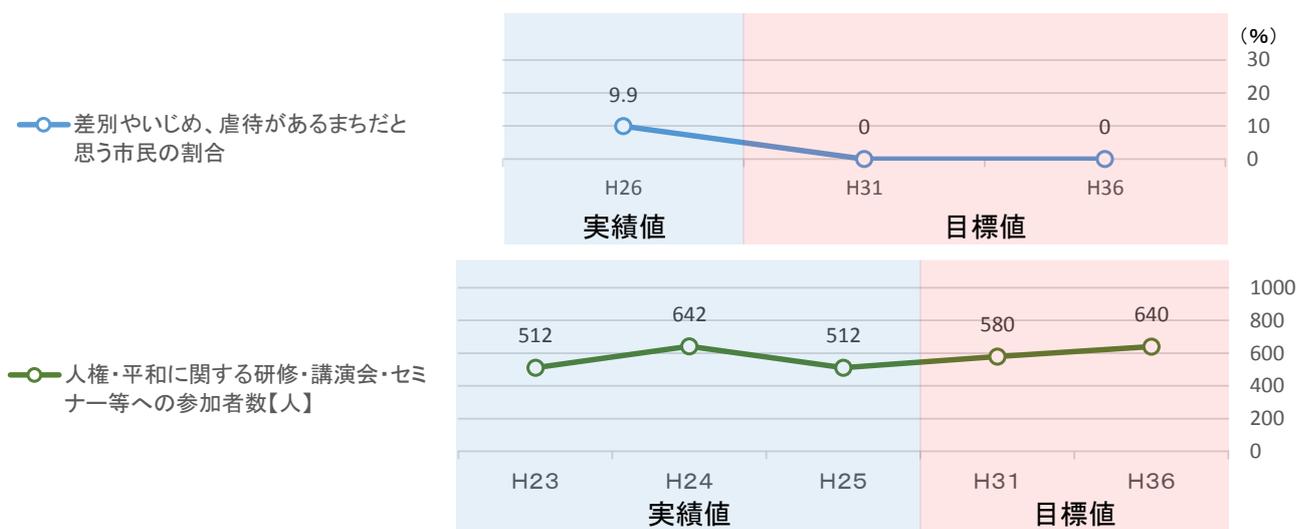
人権・平和

力を合わせて市民の笑顔が
あられるまちづくり

●めざす姿：思いやりを持ち人権が尊重されるまち

人権教育や意識啓発が継続的に行われており、市民一人ひとりが人権を尊重する意識、平和への願いを持ち、安心して生活を送ることのできるまちとなっています。

●成果指標



●現況と課題

- 人権問題は日々多様な形で発生する可能性のある問題です。特に最近では、インターネット上での書き込みなどの新たな形態も出現しています。
- 本市では、人権啓発推進委員会を中心とした各種の啓発事業や教育現場をはじめとした人権教育、人権擁護委員会による人権相談事業などを推進してきましたが、人権尊重を基調とするあらゆる差別やいじめ、虐待のない明るいまちづくりを進めるためには、今後も継続的な取組が必要となります。
- 国際社会では、常に一部の国や地域で何らかの紛争が起きています。平和社会の実現には、すべての市民が平和の大切さを認識する必要があります。これまでも、児童・生徒が平和への願いを描いたうちわを展示する平和メッセージ展や平和パネル展などを開催し、平和に対する意識啓発を行ってきましたが、今後も継続的に、意識啓発を行っていく必要があります。

●関係する市の条例・計画等

◇人権を尊ぶまちづくり条例、◆人権擁護都市宣言（昭和 53 年 5 月）、◆非核平和都市宣言（昭和 59 年 7 月）

●施策の展開方向

①人権教育・啓発の推進

様々な人権問題の解決に向け、人権教育や意識啓発などを推進します。

②平和に対する教育・啓発の推進

市民が、平和の大切さを実感でき、平和に対する意識を高めるための啓発に努めます。

●取組の事例

- ・ 同和問題などあらゆる差別問題に対する啓発事業の実施
- ・ 人権擁護委員による人権相談などの各種相談事業の実施
- ・ 人権に関する各種講演会の開催
- ・ いじめや差別をなくす人権教育の推進
- ・ 平和メッセージ展などの平和啓発事業の実施
- ・ 平和教育の推進

●協働の考え方

○市民の役割

日常生活において、個人の尊厳、平等の意識、平和への願いを持ち、行動に結びつけるよう努めます。

○団体・事業者などの役割

事業所等において、社員の人権教育等に取り組みます。

○行政の役割

人権問題に関する啓発に努めるとともに、人権被害を防止・解決するための相談体制を充実します。



平和メッセージ展

基本施策

政策

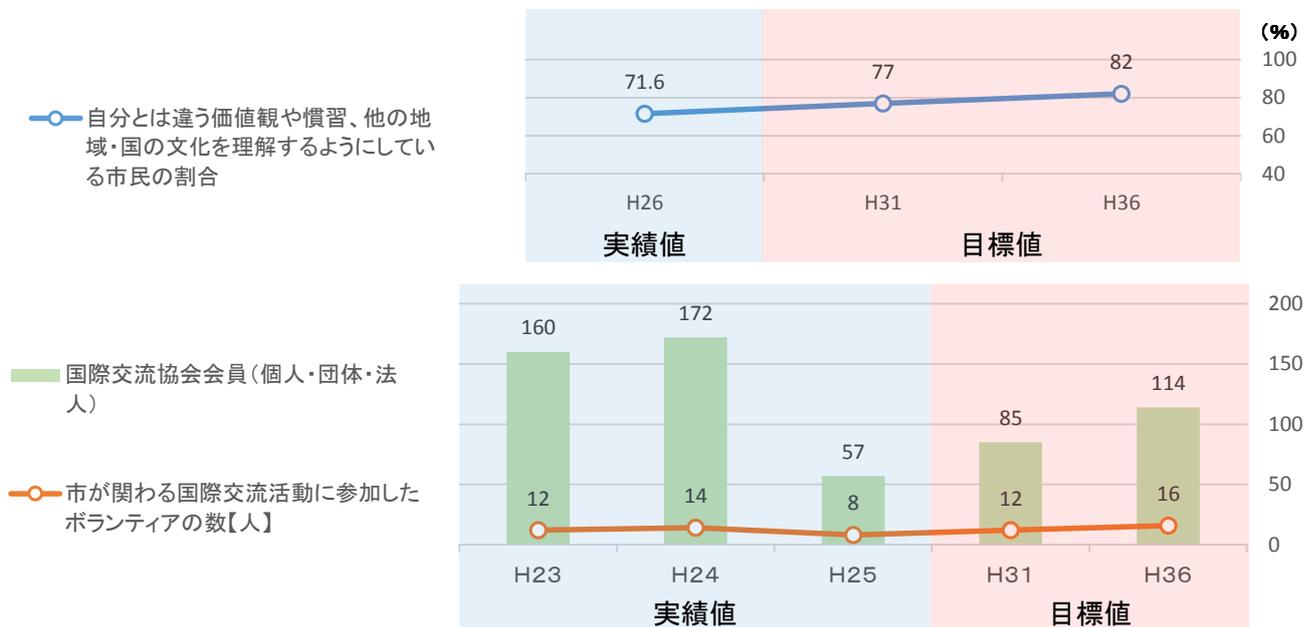
多文化共生

力を合わせて市民の笑顔が
あられるまちづくり

●めざす姿：多様な価値観を共感できるまち

国内外の都市・地域との交流が活発に行われており、互いの慣習・文化の違いを理解し、多様な価値観を認め合える市民が増えています。また、グローバルな視点を持ち、国際社会に対応できる人材が育成されています。

●成果指標



●現況と課題

- 異文化理解のきっかけとなる外国語学習など、国際感覚を養う教育への期待や熱意は年々高まっています。このような背景のもと ALT（外国語指導助手）派遣事業等、語学研修、友好都市との交流を通じた語学教育等の推進は実績があり、今後も継続して実施する必要があります。
- 泉大津市における国際交流は、友好都市との交流が中心でしたが、それ以外の国や地域の人との交流の機会も増加してきています。このような状況に対応し、市民と在住外国人双方の慣習・文化を尊重し、お互いが暮らしやすいと感じるまちづくりのための取組が必要です。
- プライバシー意識の高まりに伴い、在住外国人のニーズ、動向などの把握が難しいことが課題となっています。災害時など不測の事態に備え、まず、日頃から在住外国人が必要としている市政情報の把握と提供に一層努める必要があります。また、国内友好都市との交流も、地域の特性をいかした事業に取り組み、積極的に進めていくことが求められています。
- 国際化・グローバル化の進展に伴い、市民レベルの国際交流活動が活発化しています。民間組織への支援を行い、その活動を広く紹介することで市民レベルでの交流を推進する必要があります。

●関係する市の条例・計画等

◆オーストラリア グレーター・シローン市との友好都市提携（平成 4 年 4 月）、◆和歌山県日高川町との友好都市提携（平成 14 年 4 月）

●施策の展開方向

①国際化に対応する人づくり

国際感覚の醸成、国際理解や語学に親しむ教育を、就学前・就学後にわたり実施します。
また、国際的な視野を持つ、グローバルな人材を育成するため、海外研修の機会を提供します。

②多文化共生をめざすまちづくり

在住外国人が必要としている市政情報の把握と提供に努めます。
また、国内友好都市との交流を進め多様な文化を理解するきっかけとなる事業を実施します。

③交流活動の推進

市民レベルの交流活動を推進するため、友好都市の情報を定期的に広報するとともに、国際交流関係団体の活動を支援し、その情報を周知します。

●取組の事例

- ・ 国際理解教育、海外派遣研修の実施
- ・ 国際的に活躍してきた企業人などの活用
- ・ 外国語教育に係る教員研修の充実
- ・ 在住外国人向けの情報提供
- ・ 在住外国人のニーズ把握
- ・ 在住外国人を参加者とする事業の実施
- ・ 国内友好都市の地域性を活かした事業の実施
- ・ 国際交流関係団体の活動の紹介
- ・ 活動希望者と活動団体のマッチング
- ・ 国内外友好都市の情報の提供

●協働の考え方

○市民の役割

意思疎通を図りながら、それぞれの文化や慣習を尊び分かち合うことに努めます。
また、留学生との交流やホストファミリーとなるなど、市民レベルでの国際交流活動に積極的に参加します。

○団体・事業者などの役割

各主体が事業や活動を展開するなかで、外国人と日本人の交流を促進し、多文化共生を推進します。

○行政の役割

国際交流を支援するとともに、多文化共生に向けた環境づくりを支援します。



外国人のための防災訓練

第2節 学びあうひとづくり 彩りあるまちづくり

2-1 就学前・学校教育

2-2 青少年育成

2-3 生涯学習

2-4 文化・芸術・スポーツ

専門家委員からのコメント

立命館中学校・高等学校長 成山治彦

基本施策

政策

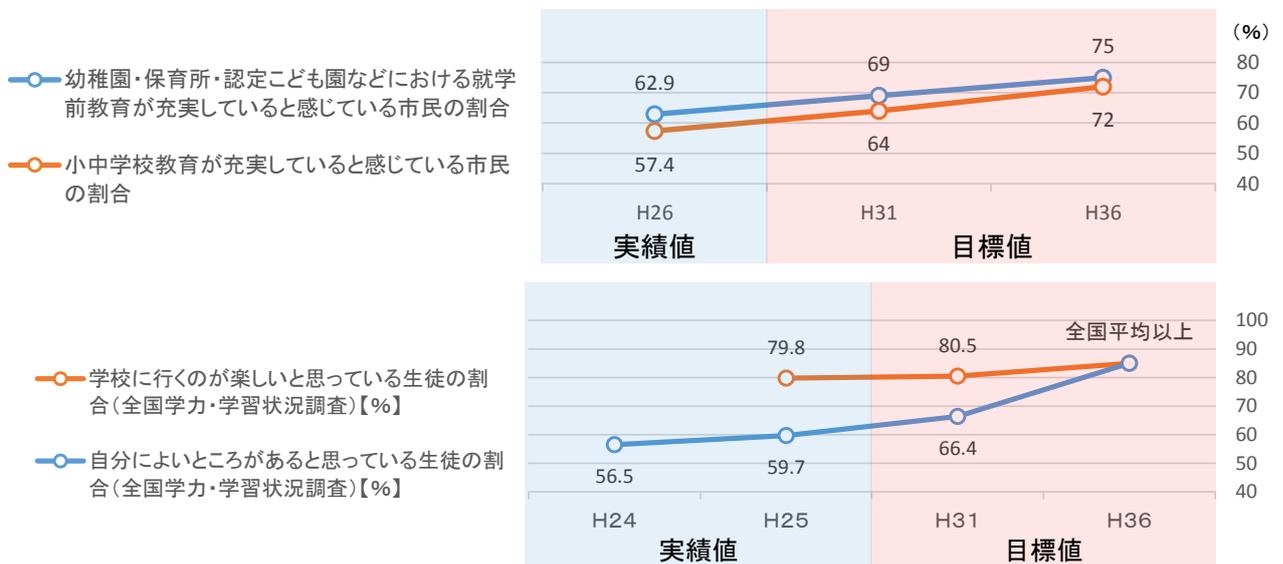
就学前・学校教育

学びあうひとづくり
彩りあるまちづくり

●めざす姿：つながりある学びと育ちを大切にすまち

就学前から義務教育、さらにその後の教育へとつながりある学びの環境が整い、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育ちを大切にす意識が根付いています。快適な学習環境のもと、学校が好きな子どもが増え、学校生活を楽しみ、子どもたちの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」がはぐくまれています。

●成果指標



●現況と課題

- 人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であり、幼児期における教育が、その後の人間としての生き方にもかかわる重要なものであることから、質の高い就学前教育の充実が求められており、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質・能力の向上が、より一層重要となっています。
- 本市では、多くの学校施設の老朽化が課題となっており、安全・安心で快適な学習環境を整えていく必要があります。また、基礎的・基本的な知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力などの育成、さらには、学習意欲の向上、学習習慣の確立、多様な学習形態・内容への対応を図るため、設備・教材の整備や充実が求められています。
- 学校教育においては、言語力及び知識・技能を活用する力に課題が見られます。また、いじめや不登校、問題行動などの様々な課題への対応やすべての子どもたちがともに学び育つ教育の充実が求められています。さらに、生活習慣の変化や体力の低下が懸念されています。これらを踏まえ「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよくはぐくむことが大切です。
- 学校・家庭・地域の連携体制を整備し、地域全体で子どもを育てるという機運の醸成とともに、放課後の子どもの過ごし方を総合的に充実させる必要があります。また、学校は、地域のコミュニティや各種活動の拠点として利用できる機能や可能性を有していることから、今後、児童生徒数の推移に応じた施設のあり方や環境の整備について検討する必要があります。
- 就学前教育ではぐくまれた学びの芽生えを小学校に適切につなげ、さらに中学校、高等学校等への円滑な接続を図る必要があります。

●関係する市の条例・計画等

◆学校園に対する教育方針（毎年度4月）、◆泉大津市いじめ防止基本方針（平成26年3月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①学習環境の整備・充実 安全・安心で快適な学習環境を提供するとともに、多様化する教育ニーズに応じた教材等の整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設・設備の老朽化対策・長寿命化対策の推進 多様な学習活動に対応する設備・教材等の整備・充実
<p>②就学前教育の充実 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質の向上に取り組むとともに、家庭や地域とも連携しながら、就学前教育の充実を図ります。 就学前教育から小学校への円滑な接続をめざします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相互の人事交流による就学前教育の活性化 相互参観や合同研修会の実施による教育内容の向上 保・幼・小の連続性に配慮したプログラムの研究
<p>③学校教育の充実 指導方法の工夫・改善を図りながら、児童・生徒の一人ひとりの個に応じた指導体制の充実を図ります。 豊かな心と人間性をはぐくみ、いじめや不登校、問題行動などの様々な課題の解決や特別支援教育など、指導・支援・相談体制の充実を図ります。 適切な健康管理とともに、体力の向上や基本的な生活習慣の確立など、健やかな体づくりを図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学力向上の取組の推進 中学校区単位での道徳教育の推進 特別支援教育の充実 教育支援センターの機能強化 教員の授業力の向上 健康・体力づくりの推進 食に関する指導の研究・充実
<p>④つながりある教育体制の充実 就学前から義務教育、地域の高等学校などへの円滑な接続と連携を強化し、学びでつなぐ教育コミュニティの構築をめざします。 学校を中心として、家庭、地域の様々な人々や機関が役割を担いながら相互に連携し、子どもたちの教育に関わる体制の整備・充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 校種間連携の推進 子どもの放課後の居場所づくりの充実 学校を拠点とした地域・教育コミュニティの体制の充実 家庭教育支援の充実

●協働の考え方

<p>○市民の役割 保護者として、地域や学校との連携・参画に努めます。 地域の一員として、幼稚園・保育所・認定こども園や各小中学校におけるイベントやクラブ活動等の支援を行います。</p>	<p>○団体・事業者などの役割 PTA、地域団体が連携し、児童生徒の通学時等の安全を確保するため、パトロール等を実施します。 各小中学校において、学校、家庭と連携し、歩こう会や星空観察会等を実施し、子どもの健やかな育成に努めます。 児童・生徒の社会見学、就労体験を応援します。</p>	<p>○行政の役割 学校・家庭・地域が一体となって、つながりある教育環境を整え、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をはぐくむ子どもの育成に努めます。</p>
--	---	--

基本施策

政策

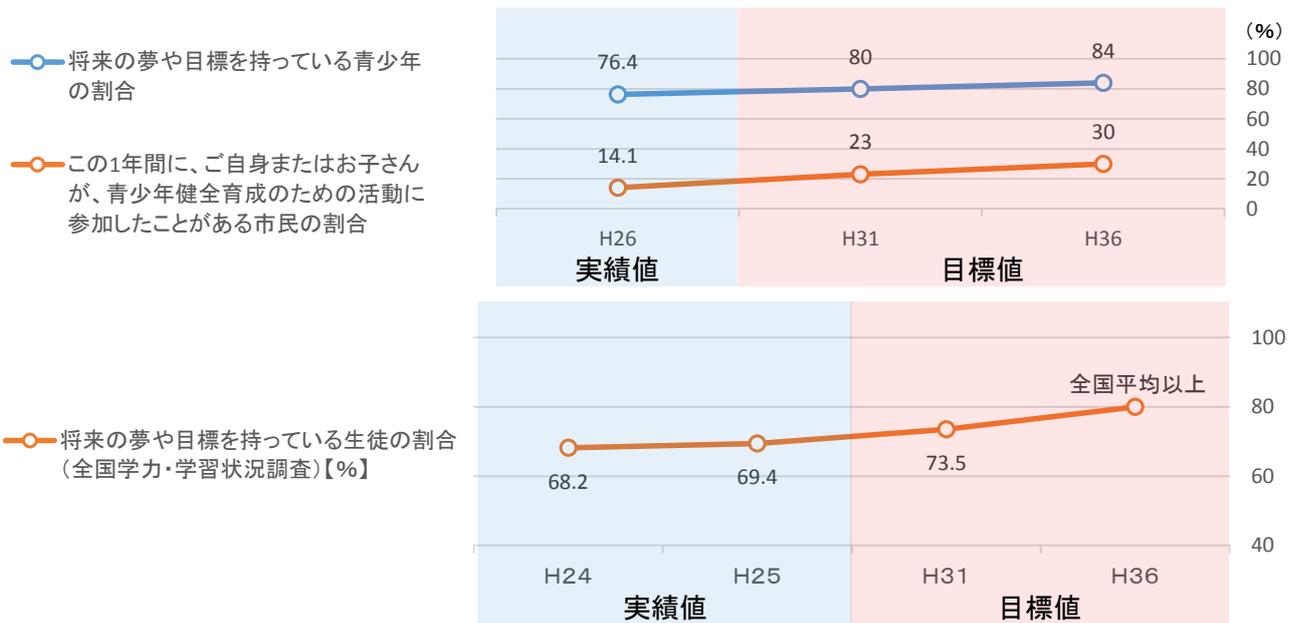
青少年育成

学びあうひとづくり
彩りあるまちづくり

●めざす姿：青少年が夢を持って社会参画できるまち

学校・家庭・地域が一体となって青少年の社会への興味・関心をはぐくみ、学習や活動を支援しています。青少年が夢を持ち、自らの意思で積極的に社会参画するまちになっています。

●成果指標



●現況と課題

- 社会的なモラルの低下や生活様式・家族形態の変化、情報化の急速な進展など、青少年を取り巻く環境が変化し、非行に加え、ひきこもり・ニートなど青少年が抱える問題もますます多様で複雑になっています。
- 新たな課題に対して、青少年の育成、指導、保護に関わる団体や関係機関、有識者等で構成する組織において、青少年育成についての総合的な審議を行い、そこでの方針や方向性、目標を踏まえ、施策を組み立てていく必要があります。取組にあたっては、学校・家庭・地域及び行政の連携協力が必要となっています。
- 一般的には 30 歳までが青少年とされ、学齢期を除くと、最も実態把握が困難な世代であり、地域との関わりが薄いことが課題となっています。一方、青少年の固定概念や慣習にとらわれない柔軟な発想には、市民ニーズの多様化、既存団体の活動内容の固定化、メンバーの高齢化などの課題に 대응する潜在的な力が秘められており、地域や事業の起爆剤として活かせるような青少年活動が必要となっています。
- 青少年の潜在的な力の掘り起し・活用と同時に、青少年が将来に夢を持ち、自らの意思で積極的に社会参画するためには、大学や地域との連携等により青少年が参画しやすい仕組みを創出していく必要があります。

●関係する市の条例・計画等

◇泉大津市青少年育成協議会条例（平成 26 年 10 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①健全育成の環境づくり 学校・家庭・地域の連携による社会全体での健全な青少年育成の環境づくりを推進します。 また、ニート、引きこもりなど、自立や社会参画に困難を抱える青少年の自立支援などの諸課題に対する支援体制や環境づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ボランティア活動の充実 ・ 青少年育成問題の課題の抽出、審議 ・ 青少年関係団体の活動促進
<p>②青少年の社会参画の推進 諸課題に対し、青少年の視点と行動力をマッチングさせ事業の活性化及び青少年の社会参画を促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種事業への青少年の参画促進 ・ 包括連携協定大学と連携した活動の充実 ・ 人材育成のための事業の推進

●協働の考え方

<p>○市民の役割 市民一人ひとりがルールやマナーを身につけ、守ることで、青少年に規範を示します。 地域のなかで青少年との交流を深めつつ、青少年の指導育成に努めます。</p>	<p>○団体・事業者などの役割 イベント開催時に見回りを実施するなど、地域全体で青少年を見守り、育てていく環境づくりに努めます。</p>	<p>○行政の役割 学校・家庭・地域などと連携し、青少年の学習・活動環境を整え、積極的な社会参画を支援します。 まちづくりに若い力を積極的に活用します。</p>
--	---	---



成人式企画会議

基本施策

政策

生涯学習

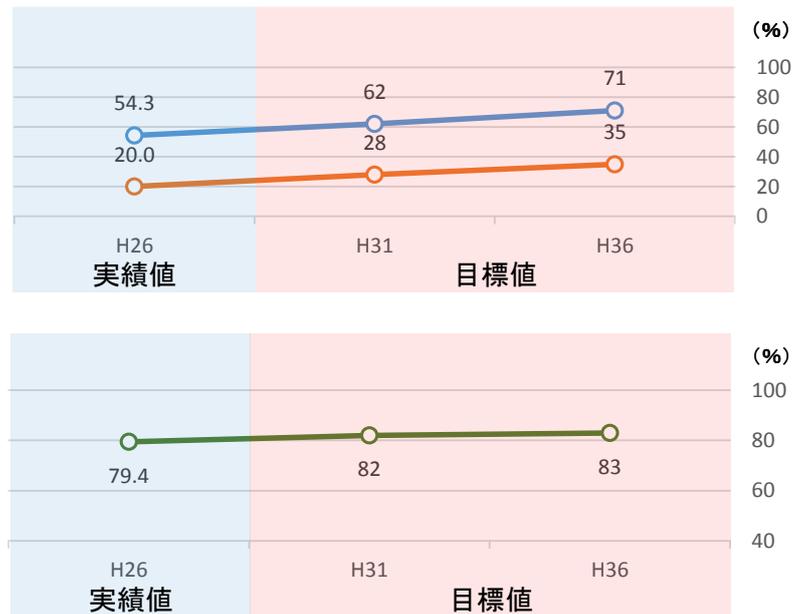
学びあうひとづくり
彩りあるまちづくり

●めざす姿：すべての世代が学びあい育ちあえるまち

多様なニーズに応じた学習機会の提供により、すべての人が自由に学び、その成果を社会へと還元する学びの循環が創出され、学ぶことの喜びを分かちあえるまちとなっています。

●成果指標

- 生涯学習の機会や場所が充実していると思う市民の割合
 - 人生が豊かになるよう生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合
- ↓ 「取り組んでいる」と回答した市民のうち
- 生涯学習を通じて身に付けた知識や経験、人とのつながりを仕事や地域活動に活かすようにしている(または、活かしたいと思っている)市民の割合



●現況と課題

- 高度情報化社会の進展とともに、ICT^{※1}等を活用した学習機会が増加するなど、学習に対するニーズが多様化しています。社会の変化や市民ニーズを踏まえ、総合的・計画的な生涯学習の推進体制を整備する必要があります。
- 社会教育施設等で活動している団体等が高齢化・固定化し、自己充足の学習に陥りがちになっています。自己充足の学習だけでなく、地域社会に貢献できる学びの循環を創りだすことが重要です。
- 若い世代が気軽に学習に参加できる機会や高齢者が知識や技能を発揮できる活動場所など、あらゆる年代が、参加・参画できる学習環境を充実させることが必要であり、多様な主体と連携した学習機会の創出が求められています。また、社会教育施設の老朽化やバリアフリー化^{※2}への対応などが課題となっています。

用語解説

※1 ICT：Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略。情報通信技術。
 ※2 バリアフリー化：高齢者や障がい者、妊婦、傷病者などが社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。

●関係する市の条例・計画等

●施策の展開方向

①生涯学習推進体制の整備

学びの循環を創出するため、総合的・計画的な生涯学習推進体制を整備します。

②学習活動の支援及び学習環境の充実

さまざまな主体との連携などにより、多様化する学習スタイルに対応した学習機会を提供します。また、社会教育施設を拠点とした地域の学習活動の活性化等を図ります。これらの取組により、生涯を通じた学習機会の充実を図ります。

●取組の事例

- 生涯学習推進計画の策定
- 包括連携協定大学と連携した活動の充実
- 地域コミュニティ活動への支援
- 学校を地域のコミュニティ活動の拠点として開放
- NPOや市民団体、各種団体との連携による講座等の開催
- HP・広報紙等を活用した情報提供の推進

●協働の考え方

○市民の役割

生涯を通じて、自主的に学習活動に取り組みます。

各種イベント等に積極的に参加し、自らの知識や技能を地域に還元します。

○団体・事業者などの役割

各種団体が持つ知識・経験を活かし、地域づくりに貢献する活動を行います。

積極的な情報発信を行い、ネットワークを拡大させ、まちづくりの担い手づくりに努めます。

○行政の役割

各種団体と連携し、多様なニーズに応じた学習情報の提供とともに、社会教育施設を拠点として、地域の学習活動の活性化を支援します。



桜まつりの企画・運営をする大学生

基本施策

政策

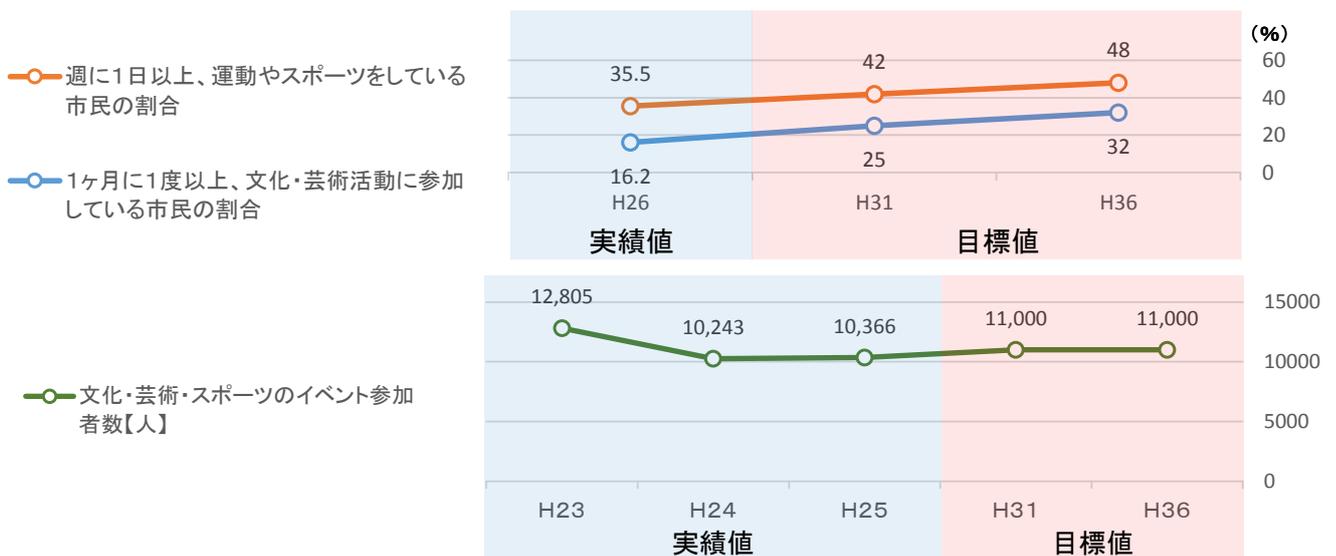
文化・芸術・スポーツ

学びあうひとづくり
彩りあるまちづくり

●めざす姿：暮らしに文化・芸術・スポーツが息づくまち

すべての市民が、文化・芸術・スポーツに親しみ、暮らしの中に潤いや生きがい生まれています。また、市民が主体となった様々な活動が展開され、活動の裾野が広がることで、市民が愛着を感じるまちになっています。

●成果指標



●現況と課題

- 文化・芸術活動においては、担い手が減少しつつあり、その衰退が懸念されるとともに、多様な人々や価値観の中で地域固有の文化芸術をどのように形成していくかが課題となっています。社会環境や価値観が急激に変化する中、有形、無形の文化財を継承し、保存・活用するための調査、研究を進めるとともに、市の歴史を学ぶ機会の創出と、次世代に文化を継承する取組が求められています。
- スポーツ活動においては、精神的充足や楽しさなどの内面的な価値とともに、青少年の健全育成や心身の健康保持、地域社会の再生なども担っています。生涯、スポーツを通じて、心豊かに生活できる社会を創出するため、多様な主体が連携・協働して、スポーツの推進に取り組むことが重要となっています。そのためには、ライフステージに応じて、年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が関心や適性に応じてスポーツに参加できる環境整備が課題となっています。
- 活動団体の多くは、参加者の年代に偏りがあり、若い世代を中心とした人材の発掘が課題となっています。活動の主役は一人ひとりの市民であることから、行政は、多様な主体の参画、協働のもと相互に連携を図ることができるような取組を支援するとともに、これまでの広報手段に加え、新たな広報媒体の開拓や、より積極的な情報提供が求められています。

●関係する市の条例・計画等

- ◆泉大津市文化芸術振興条例（平成19年2月）、◆泉大津市文化財保護条例（平成4年12月）
- ◆泉大津市文化芸術振興計画【改定版】（平成26年4月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①歴史的・文化的資源の保存と活用 市内の文化財の調査、保存・活用とともに、歴史・文化資源の普及啓発活動を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化財解説者の育成 地域の歴史について学ぶ講座の開講 文化財の種別に適した調査・保存・展示 地域の歴史・文化的資料の収集
<p>②文化・芸術・スポーツ活動の支援 市民の自主的な文化・芸術・スポーツ活動の促進のため、鑑賞やスポーツイベントへの参加機会の提供、環境整備などの支援を行い、振興を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市展・文化祭、文化フォーラム、市民体育祭等を電子媒体等で幅広く広報 連携コーディネーターによる文化・芸術・スポーツ活動の促進 活動サポーターの育成
<p>③各分野との交流・連携の充実 多様な主体が文化・芸術・スポーツ活動における交流・連携を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 包括連携大学等の教育専門機関及び他分野と連携した事業の充実 学校教育における地域の歴史・文化・産業等の学習機会の提供 総合型地域スポーツクラブの創設、育成、促進

●協働の考え方

<p>○市民の役割 様々な人々との交流を通じながら文化・芸術・スポーツ活動に積極的に参加、発表します。 郷土の歴史や文化財への知識を深めます。</p>	<p>○団体・事業者などの役割 市民が文化・芸術・スポーツを楽しむことができるよう、各種講座やイベントを開催します。 指導者やリーダー育成に努めます。</p>	<p>○行政の役割 各種団体と連携して、気軽に参加できる講座やイベント等の開催・情報提供等を行い、市民が文化・芸術・スポーツにふれる、発表できるきっかけづくりを行います。 市民・事業者・団体などのネットワークづくりを支援します。</p>
--	--	---



市民体育祭



泉大津市展（陶芸部門）

第3節 誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり

3-1 子ども・子育て支援

3-2 地域福祉

3-3 高齢者福祉

3-4 障がい者福祉

3-5 保健・医療

専門家委員からのコメント

桃山学院大学副学長 松端克文

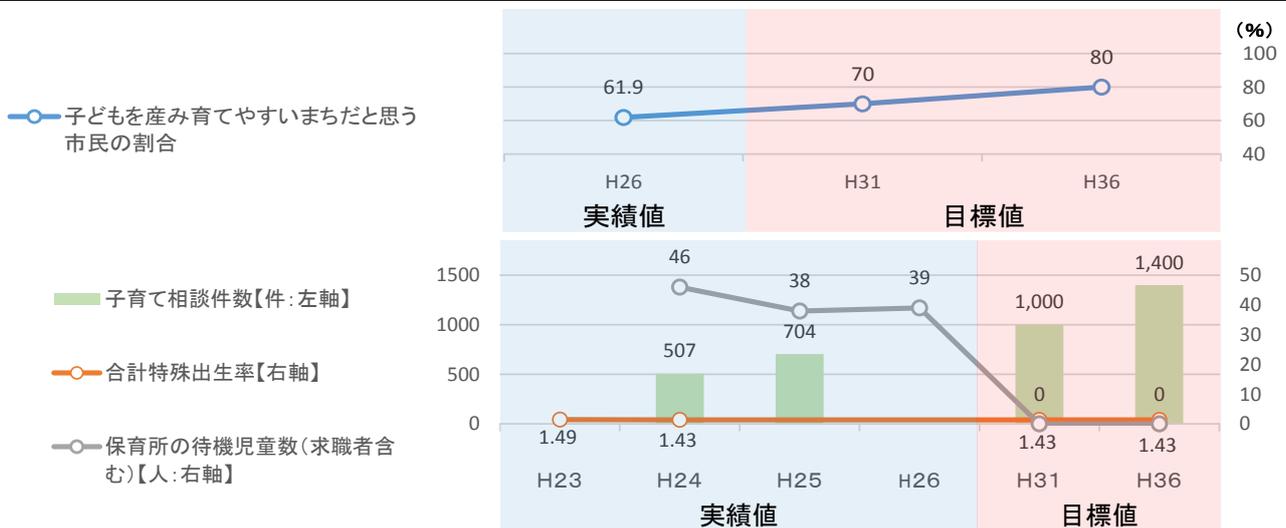
基本施策	政策
子ども・子育て支援	誰もがすこやかにいきいきと 暮らせるまちづくり

●めざす姿：笑顔で育ち育てられるまち

地域ぐるみで子育てを支援する環境が整っており、子育てに関する喜びが共有され、子どもを産み・育てたいと思えるまちとなっています。

また、泉大津の将来を担うすべての子どもたちの尊厳が大切にされ、豊かな個性が育まれ、笑顔のあふれるまちとなっています。

●成果指標



●現況と課題

- 子どもを安心して産み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実、妊娠・出産からの医療体制の連携と充実をはかる必要があります。また、近年の都市化、核家族化により子育て家庭が孤立化する傾向にあります。子どもの発達状況に応じて、子育てに対する心身の負担の解消や、経済的負担を軽減するなど、次代を担う若い世代が子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりが必要です。
- 少子化が進む反面、共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加などにより延長保育、一時保育、休日、病児、病後児保育等、保育ニーズが増大、多様化してきています。このような社会的背景により、本市においても、保育所への入所希望は増加しており、待機児童の解消には至っていないのが現状です。一方、公立幼稚園については、園児数は年々減少傾向にあり、クラス数の減、少人数でのクラス運営などの課題が生じています。多様化する子育てニーズに対応し、子どもが安全で、安心して過ごせる充実した「教育・保育」環境を提供する必要があります。
- 保護者の就労状況に関わらず、すべての子育て家庭への支援が求められている現在、家庭で子育てをする保護者も利用できる一時預かりや、身近なところで子育て相談などが受けられる地域子育て支援拠点など、地域の様々な子育て支援を充実していく必要があります。
- 深刻な社会問題となっている児童虐待については、全国に先駆け、泉大津市児童虐待防止ネットワーク※1（愛称：C A P I O）を設置し、関係機関が連携した取組を進めています。今後も、早期発見、早期対応をめざし、虐待の予防・防止と適切な対応を進めていく必要があります。

用語解説

※1 泉大津市児童虐待防止ネットワーク：福祉・教育・保健・医療・警察等の各関係機関が連携して、虐待されている疑いのある子どもたちの安全の確保や家族への援助を検討し、子どもたちが安心して過ごせるよう支援していくネットワーク。H19年に泉大津市要保護児童対策地域協議会 児童虐待防止ネットワーク部会に改名。

●関係する市の条例・計画等

◆いずみおおつ子ども未来プラン（平成 27 年 3 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①子どもを安心して産み育てられる環境づくり 医療機関等との連携をはかり、支援体制を強化するとともに、経済的支援を行い、子どもを安心して産み育てるための環境づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠前・妊娠・出産・育児期間までの継続した母子保健施策の推進 ・ 市立病院・医師会・歯科医師会など関係機関と連携した支援体制の充実 ・ 子育て世帯への経済的支援の拡充
<p>②充実した就学前教育・子育て環境の提供 認定こども園の推進に伴い、教育・保育施設を整備し、子どもの健やかな育ちの環境を整え、多様な保育ニーズに応える保育サービスの充実にむけた取組を推進します。 多様化する子育てを取り巻く環境に対応するため、安心して子どもを預けることができる子育て支援サービスの充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所・幼稚園の施設の再編による認定こども園の施設整備 ・ 老朽化した教育・保育施設の改修及び耐震化の推進 ・ 待機児童解消に向けた施設利用定員の拡大 ・ 一時預かり事業、緊急一時預かり事業の拡充 ・ 障がい児及び発達障がい児の成長段階に応じた一貫した支援体制の充実 ・ 放課後児童クラブ※²の充実
<p>③家庭や地域の子育て力の向上支援 育児不安軽減や解消のための情報交換や交流、相談の場を提供し、家庭や地域の子育て力の向上を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点の整備と事業の充実 ・ 子育て相談事業の充実 ・ 児童虐待防止と適切な対応の推進

●協働の考え方

<p>○市民の役割 市民一人ひとりが子どもと子育て家庭を支援する意識を持ち、行動します。</p>	<p>○団体・事業者などの役割 地域社会全体で子どもを育てる意識を持ち、子どもや子育て家庭に配慮したサービスの提供に努めます。</p>	<p>○行政の役割 子育てに関する相談体制を充実するとともに、地域の子育て支援に関わっている団体や関係機関との連携を深めます。</p>
---	--	--



くすのき認定こども園

用語解説

※ 2 放課後児童クラブ：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全育成を図る事業。

基本施策

政策

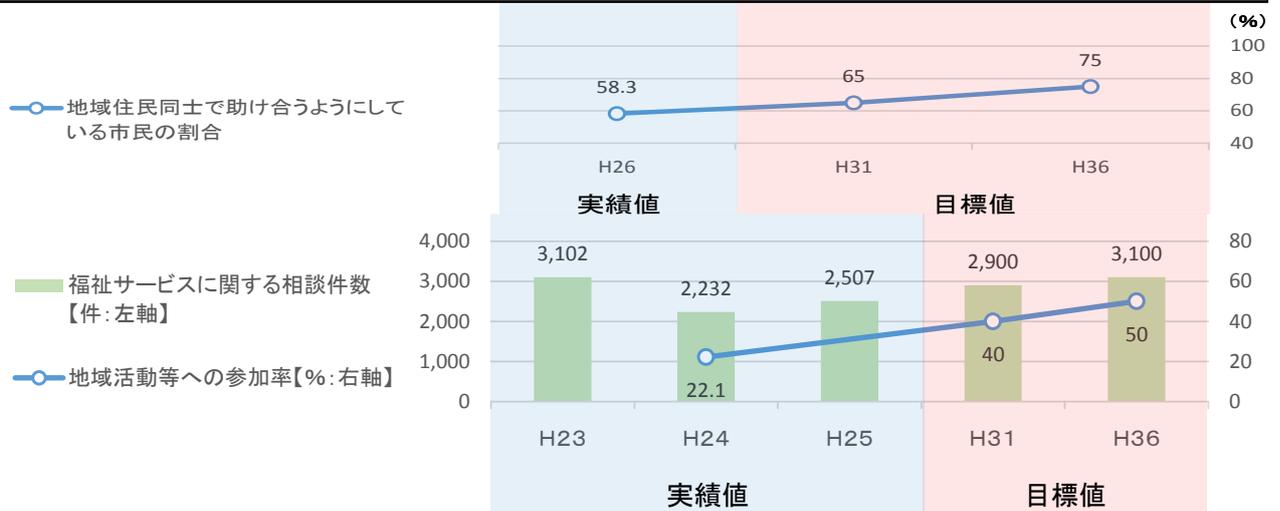
地域福祉

誰もがすこやかにいきいきと
暮らせるまちづくり

●めざす姿：ぬくもりの手と手をつなぐまち

市民・団体・事業者・行政などが、互いに協働し、それぞれの役割を果たしながら、支え合いの活動を実践することで、地域の力で様々な課題を解決できる取組が実践され、誰もが社会の一員として生き活きと安心して暮らせるまちになっています。

●成果指標



●現況と課題

- 経済情勢の悪化による雇用情勢の変化をはじめ、少子高齢化の進展や核家族化など地域を取り巻く環境は変化しており、支援を必要とする人のニーズも多様化・複雑化している背景があります。
- これまで、地域における福祉サービスの利用推進や福祉活動への市民参加を促進するための取組を進めてきましたが、市民の地域福祉に関する取組の認知度はまだ高いとは言えない状況にあります。地域福祉活動の充実・強化には、更なる市民意識の向上が求められます。さらに、各種団体が積極的に活動を展開していますが、メンバーが固定化している状況にあり、新たなメンバーの参画を促す必要があります。
- 近年、地域住民間での近所づきあいが希薄化しています。特に若い世代ほど隣近所との結びつきが弱まり、地域で助け合っていると感じる人が少ない状況にあります。そのため、地域住民が集まれる場づくりや、住民・団体・行政等が協力しながら、地域住民で地域全体を支える仕組みづくり（場づくり、機会づくり）を推進することが重要です。
- 地域包括支援センター※1や地域のコミュニティソーシャルワーカー※2の活動により、支援を必要とする市民を適切な支援につなげることが一定進められてきました。しかし、一方で未だ福祉の相談窓口を知らない市民も多く、福祉サービスの情報を十分入手できていないという課題もあります。そのために、支援を必要とする市民に適切なサービスを提供できる仕組みをつくり、周知していく必要があります。

用語解説

- ※1 地域包括支援センター：介護予防や生活支援に関する高齢者本人や家族からの相談に対応する総合窓口を備え、介護・福祉・医療・虐待防止などの必要な支援を一体的に実施する、地域包括ケアを進めるための地域の拠点。
- ※2 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助や、公的機関へのつなぎを行うスタッフ。

●関係する市の条例・計画等

◆第 3 次 泉 大 津 市 地 域 福 祉 計 画 (平 成 25 年 3 月)

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①地域福祉の意識の醸成と人材の育成 地域福祉の周知・啓発や具体的な福祉活動を経験・理解する機会を提供します。 地域福祉を担うコミュニティソーシャルワーカーなどの専門員やボランティアなどの育成を推進するとともに、それぞれの活動内容の普及・啓発・支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民フォーラムの開催 ・ コミュニティソーシャルワーカーなど専門員の育成 ・ 専門員等による相談業務の普及・啓発 ・ ボランティア養成講座の開催 ・ 社会福祉協議会ボランティアセンターの周知
<p>②地域福祉を支えるネットワークの整備 小地域ネットワーク活動^{※3}を推進します。 各種団体の連携強化を推進するとともに、活動の場、拠点づくりなどの環境整備を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での各種団体の情報共有連絡会の開催 ・ 地域住民による見守り・安否体制の整備 ・ 老人集会所などを活用した「つどいの場」の提供 ・ 距離の近さが生み出すネットワークを活かした地域力の強化
<p>③福祉サービスを利用しやすい体制の整備 支援を必要とする人が、適切にサービスを利用でき、権利が守られ、その人らしく生活できるよう相談体制の充実や権利擁護^{※4}に関する取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での各種団体の情報共有連絡会の開催 ・ 日常生活自立支援事業の普及・啓発 ・ 各種媒体の活用による公的サービスの情報提供の充実 ・ 生活困窮者支援体制の拡充

●協働の考え方

○市民の役割	○団体・事業者などの役割	○行政の役割
<p>地域活動やボランティア活動に積極的に参加します。</p>	<p>地域で活動する団体は、市民参加を促し、活動の裾野を広げながら、地域福祉の推進に努めます。</p>	<p>地域の支え合いの仕組みを構築するため、各種団体と連携し、地域活動団体のネットワークづくりを支援します。</p>

用語解説

※3 小地域ネットワーク活動：小学校単位で、地区福祉委員会を中心に自治会・民生委員児童委員協議会・老人クラブなどと連携し、福祉の啓発や住みよい福祉のまちづくりを推進する活動。

※4 権利擁護：寝たきりや認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分なため日常生活に困っている方の権利を保護したり、本人に代わって財産を適切に管理すること。

基本施策

政策

高齢者福祉

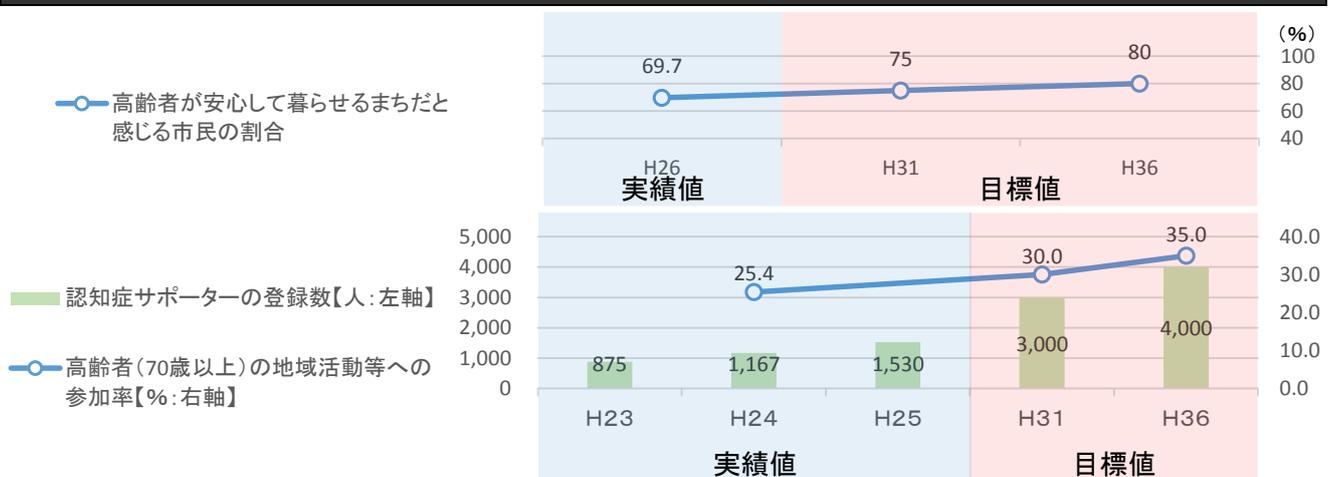
誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり

●めざす姿：すこやか安心長寿のまち

地域全体で高齢者の暮らしを支えることで、高齢者一人ひとりが、住み慣れたまちで安心して暮らすことができるまちになっています。

また、地域活動などを通して社会参加することで、健康で生きがいを持った生活を送っています。

●成果指標



- 団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けて、高齢者の尊厳保持と自立支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような「地域包括ケアシステム※1」（包括的な支援・サービス提供体制）の構築を進める必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築には「自助」「互助」「共助」「公助」が必要です。中でも「自助」「互助」の果たす役割は大きく、行政をはじめ関係機関は地域が自主性や主体性をより発揮し、継続的に取組を実施していくための仕組み作りに積極的に取組み、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを作り上げることが必要です。
- 地域包括ケアシステムにおいては「自助」の取組が大切です。老後への備えや、元気な時からの介護予防など、「自助」の取組に対する支援や環境整備を進めることが必要です。
- 公的福祉サービスでは解決が難しい日常的な生活課題が増し、これまで以上に地域の特色を活かした、「互助」の取組が求められています。地域の力をより発揮できるよう「互助」の取組に対する支援や環境の整備を進めることが必要です。
- 高齢化の進展に伴い、継続的な医療や介護が必要な高齢者が増加しています。また、認知症も年々増加しており社会全体の大きな不安要因となっています。
- 高齢者に対する医療環境の充実に向けて、医療と介護の連携強化による在宅医療・介護の充実化などが求められます。また、認知症の人が住み慣れた地域で生活できるよう、認知症の人と介護家族への理解を深め、日常的に認知症の人を手助けする意識のある市民を増やすとともに、高齢者自らが実践する認知症予防に向けた取組を支援する必要があります。

用語解説

※1 地域包括ケアシステム：医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの五つのサービスを一体的に受けられる支援体制のこと。

●関係する市の条例・計画等

◆第 3 次 泉 大 津 市 地 域 福 祉 計 画（平 成 25 年 3 月）、◆泉 大 津 市 高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 ・ 介 護 保 険 事 業 計 画（平 成 27 年 3 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①介護予防の推進 「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の取組により、介護予防を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業参加者数の増加 介護予防自主グループ活動の推進 介護予防の効果の数値化による意義と重要性の普及啓発
<p>②認知症対策の推進 認知症になっても住み慣れた地域で生活できるまちづくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター、キャラバンメイト※²の育成 小・中学生や若年層への知識の普及 認知症高齢者を介護する人への支援
<p>③医療と介護の連携 多職種が連携し、医療と介護の連携を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療と介護の連携会議（イカロスネット）の充実 医療と介護の連携に関する研修の実施 地域の医療資源、福祉資源の把握・活用及び市民への普及・啓発
<p>④生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加 ボランティア、NPOなど多様な主体による軽度の支援を必要とする高齢者への生活支援サービスの提供と、元気な高齢者によるサービス提供者（担い手）としての社会参画を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民による見守り・安否体制の整備 ボランティア活動の推進・支援 現役時代の能力を生かした活動の推進・支援
<p>⑤地域活動の仕組みづくり 高齢者が地域とのつながりが持てるような環境を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域サロンなどの地域活動への参画と活動団体の発展支援

●協働の考え方

○市民の役割	○団体・事業者などの役割	○行政の役割
<p>高齢者は地域活動に積極的に参加し、知恵や経験を地域社会に活かします。</p>	<p>地域全体で高齢者を支える地域ケア体制の構築に努めます。また、認知症などに対するサポートの必要性についての理解促進に努めます。</p>	<p>地域団体や介護事業者等と連携し、適切な介護サービスの提供に努めます。 また、ひとり暮らしの高齢者の見守り体制の充実を図ります。</p>

用語解説

※2 キャラバンメイト：地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する認知症サポーターの育成に向けた講座等を実施する講師。

基本施策

政策

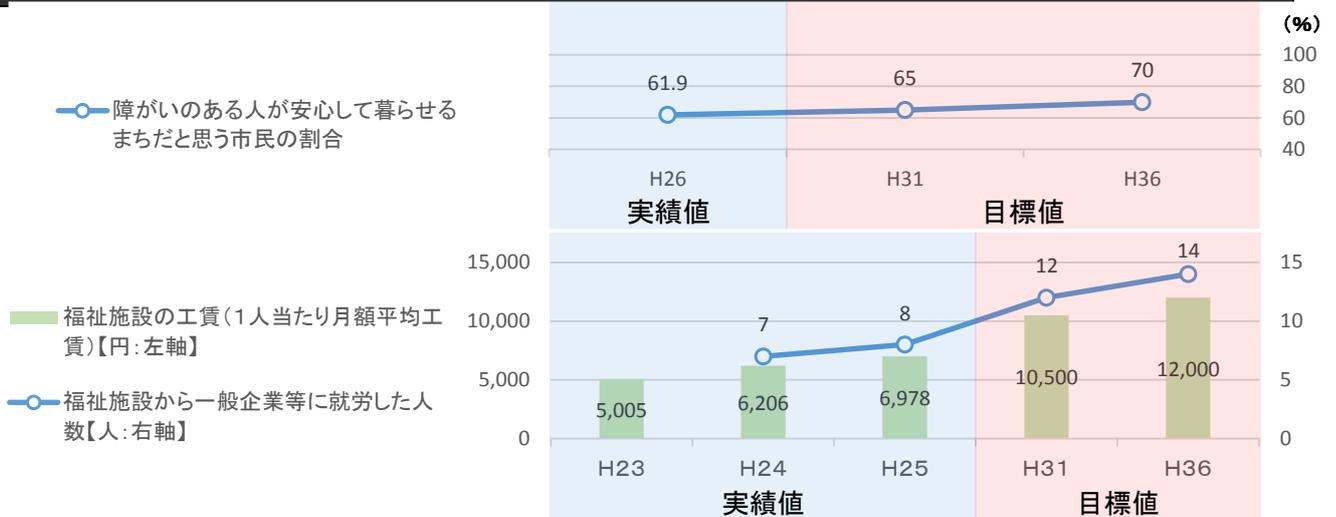
障がい福祉

誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり

●めざす姿：共に支えあい共に生きるまち

障がいのある人もない人も共に暮らすことのできる共生社会についての理解が深まり、誰もが住み慣れた地域で、共に支え合い、共に生きるまちとなっています。

●成果指標



●現況と課題

- 地域で暮らす障がい者のために必要不可欠なサービスである居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスの利用量の伸びが著しい傾向にあるとともに、生活介護や就労支援などの日中活動系のサービス提供基盤が整いつつあります。このような中、障がい者が地域社会の一員として人権が尊重され、自己選択と自己決定のもとで、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者個々のニーズに応じて、障がい福祉サービスを適切に提供する必要があります。
- 地域における障がい者の自立した生活の実現に向けて、経済的基盤の確立が課題となっています。そのため、就労訓練施設等における障がい者の工賃の向上と将来的な一般就労への移行の促進並びに発達障がい者への就労支援の推進を一層図っていく必要があります。
- 各種の障がい福祉サービスを提供する事業者の参入とその質的向上が課題となっています。とりわけ施設、病院等から地域に移行する障がい者の生活の基盤となるグループホームについては、夜間支援体制の確保、医療的ケアの充実、バリアフリー化などを促進する必要があります。
- 障がいに対する差別や偏見がなく、障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会についての地域での理解を深めていくため、市民意識の醸成に努める必要があります。

●関係する市の条例・計画等

◆泉大津市第 4 次障がい者計画（平成 25 年 3 月）、◆泉大津市第 4 期障がい福祉計画（平成 27 年 3 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①障がい者の日常生活及び社会生活に対する総合的な支援</p> <p>障がい者が住み慣れた地域で自立した暮らしを続けていくことができるよう、個々のニーズに応じた給付・助成を行い、障がい者の日常生活及び社会生活を支えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者総合支援給付 ・ 地域生活支援給付 ・ 重度障がい者医療助成 ・ 住宅改造助成
<p>②障がい者の経済的基盤の確立に向けた支援</p> <p>一般就労に向けた支援を関係機関と連携しながら行うとともに、障がい者就労施設等における工賃の向上につながる取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進 ・ 一般就労の促進 ・ 一般就労困難者のための訓練の推進 ・ 発達障がい者の特性に応じた適切な就労支援の推進 ・ 特別障がい者手当等給付
<p>③障がいに対する理解を深める市民意識の醸成</p> <p>障がいに対する理解を深めるための啓発及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、ノーマライゼーション※¹ 教育を推進し、市民意識の醸成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がい者福祉大会等開催 ・ 小・中学校における福祉教育 ・ NPO・ボランティア活動への支援 ・ 障がいのある人も障がいのない人も一緒に楽しめる障がい者レクリエーション大会の開催

●協働の考え方

○市民の役割	○団体・事業者などの役割	○行政の役割
<p>障がいのある人への理解を深め、ノーマライゼーションの意識醸成に努めます。</p>	<p>障がいの有無に関わらず、誰もが楽しく豊かな生活を送れるよう、地域において支え合う活動を展開します。</p>	<p>障がい者が地域や家庭で安心して生活できる環境づくりを支援します。</p>

用語解説

※1 ノーマライゼーション：障がい者の人権や尊厳は障がいのない人と同じであり、障がいの有無に関係なく平等に生活することができる社会こそノーマルな社会であるという理念に基づいて、ともに地域で生活することができる社会を目指そうとする考え方のこと。

基本施策

政策

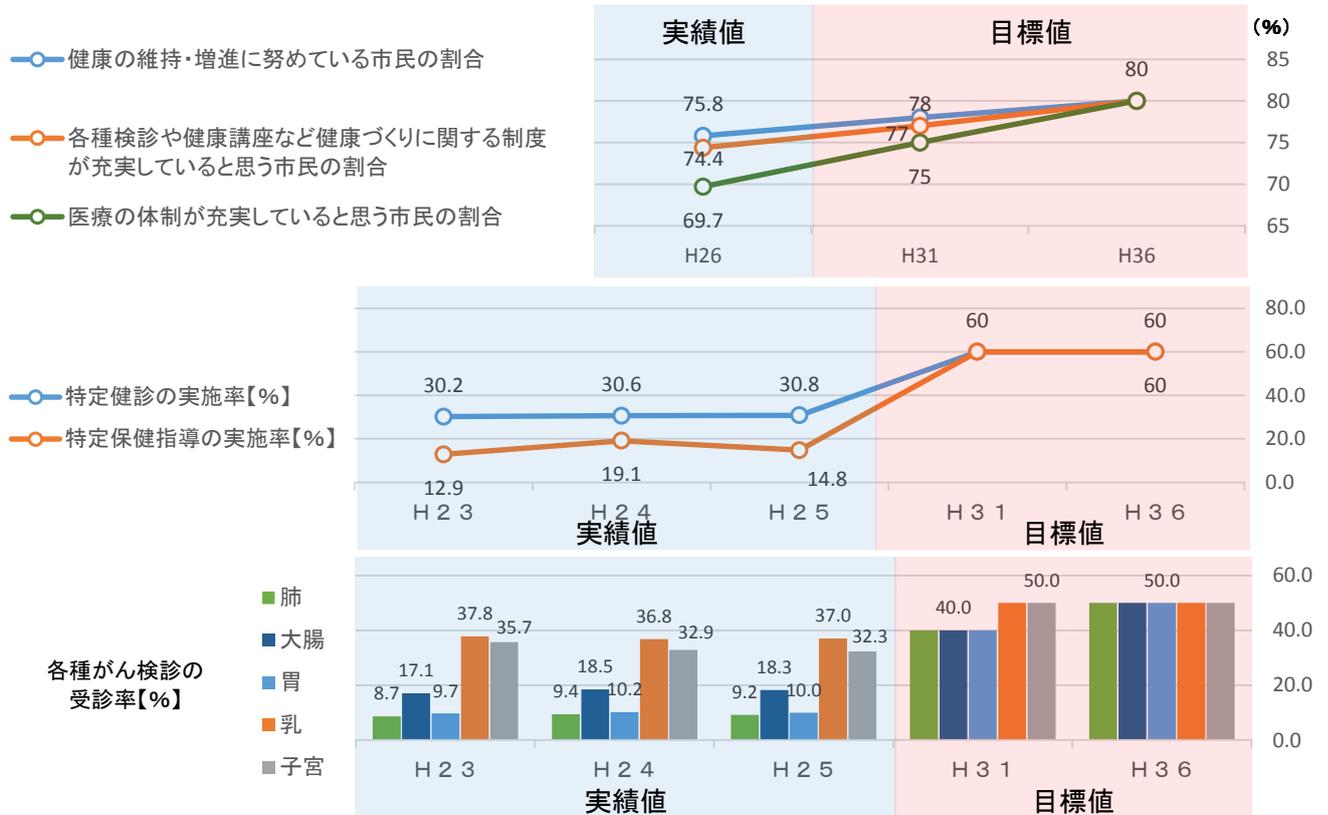
保健・医療

誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり

●めざす姿：健康で心豊かに暮らせるまち

市民一人ひとりがライフステージに応じた健康づくりに取り組みながら、健康で心豊かに生活しています。また、医療サービスが身近にあり、安心して医療が受けられる環境や体制が整っています。

●成果指標



●現況と課題

- 健康泉大津 21 の基本理念である「すべての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち」をめざして、健康づくりの推進とそれを支える制度の充実を図るとともに、地域の医療体制の充実に努めてきました。
- 市民一人ひとりの健康増進を図るため、主体的に健康づくりに取り組む意識づくりの推進とともに、少子高齢化や生活環境の変化などに起因して増加するさまざまな疾病に対応した更なる保健・医療施策の充実が求められます。また、健康づくりにおいて重要な「食」に関する正しい知識の普及を推進する必要があります。
- 健康づくりにおいて、市民一人ひとりの取組に加え、公的な制度・体制の拡充も重要です。市民が病気を早期に発見し、適切・迅速に対処できる制度を整備する必要があります。
- 年々対応が変化する新型インフルエンザをはじめとする感染症に対しても、予防・まん延防止対策を図る必要があります。
- 市立病院は、地域における基幹的な医療機関として、今後も重要な役割を果たしていくことが期待されます。このため、医療水準の向上に加え、市内外の関係機関との連携体制をリードするなど、地域医療における拠点的な役割を堅持していく必要があります。

●関係する市の条例・計画等

◆泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 27 年 3 月）、◆第 2 次健康泉大津 21 計画・第 2 次泉大津市食育推進計画（平成 27 年 3 月）、◆泉大津市国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成 25 年 3 月）、◆泉大津市新型インフルエンザ対策等行動計画（平成 26 年 2 月）

●施策の展開方向

①健康づくりの推進

健康増進活動を促進します。
食についての意識を高め、健全な心身を育む食育を推進します。

②健康づくりを支える環境の整備

保健・疾病予防の体制を充実することで、市民の健康を守ります。
感染症対策の充実を図ります。
国民皆保険制度のもと、安心して医療が受けられるよう国民健康保険の適正な運営の強化を図ります。

③医療体制の充実

市立病院における医療レベルの向上により、地域医療の拡充を図ります。
病診の分業体制と連携の円滑化を図り、地域医療連携基盤の強化を促します。
関係機関と連携して、救急医療体制の充実を図ります。

●取組の事例

- ・ ライフステージに応じた健康づくりの推進
- ・ 健康管理についての相談支援体制の充実
- ・ 自主グループ等への活動支援
- ・ 体験活動等を通じた食の大切さや食への感謝の気持ちの育成
- ・ 食生活の見直しによる生活習慣病予防・介護予防の推進
- ・ 食を通じた歯や口の健康づくりの推進
- ・ 健康診査を受診しやすい環境の整備
- ・ 各種がん検診等の受診勧奨による疾病の早期発見、早期治療の推進
- ・ 新感染症発生時の体制づくりと関係機関との連携強化
- ・ 感染症についての情報収集と情報提供の徹底
- ・ 各種予防接種の実施による感染症の予防促進・まん延防止
- ・ 国民健康保険料の適正な賦課と徴収
- ・ レセプト^{※1}点検など医療費の適正化の取組みの推進
- ・ 特定健診を受診しやすい環境の整備
- ・ 特定保健指導の利用の促進
- ・ 消化器内科及び内視鏡外科の充実
- ・ 子どもと女性にやさしい医療の推進
- ・ 糖尿病等の生活習慣病へのチーム医療の推進
- ・ 高齢者にやさしい医療の推進
- ・ 地域の病院・診療所・福祉施設等との積極的な情報交換や交流推進
- ・ 病診連携による在宅医療など、地域課題への取組の推進
- ・ さまざまな媒体を通じた医療体制充実の周知
- ・ 近隣市町との連携による二次救急医療体制^{※2}の充実
- ・ 近隣市町や関係機関との協力による休日診療体制の充実

●協働の考え方

○市民の役割

ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組み、健康でありつづけることで、地域の活動に貢献します。

○団体・事業者などの役割

地域における各種活動を展開し、市民相互の交流を図りながら、楽しく、健康づくりが行える活動を展開していきます。

○行政の役割

健康づくりの推進に努めるとともに、医師会・診療所と連携し、医療体制の充実に努めます。

用語解説

- ※1 レセプト：患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療報酬の明細書のこと。
- ※2 二次救急医療体制：入院を要する重症患者に対応する救急医療体制のこと。救急医療体制は、一次から三次に区分されており、二次救急の他に、軽症患者に対応する一次救急医療、重篤患者に対応する三次救急医療がある。

第4節 安全で心やすらぐまちづくり

4-1 防災・消防

4-2 防犯

4-3 消費生活

専門家委員からのコメント

羽衣国際大学副学長 杉原充志

基本施策

政策

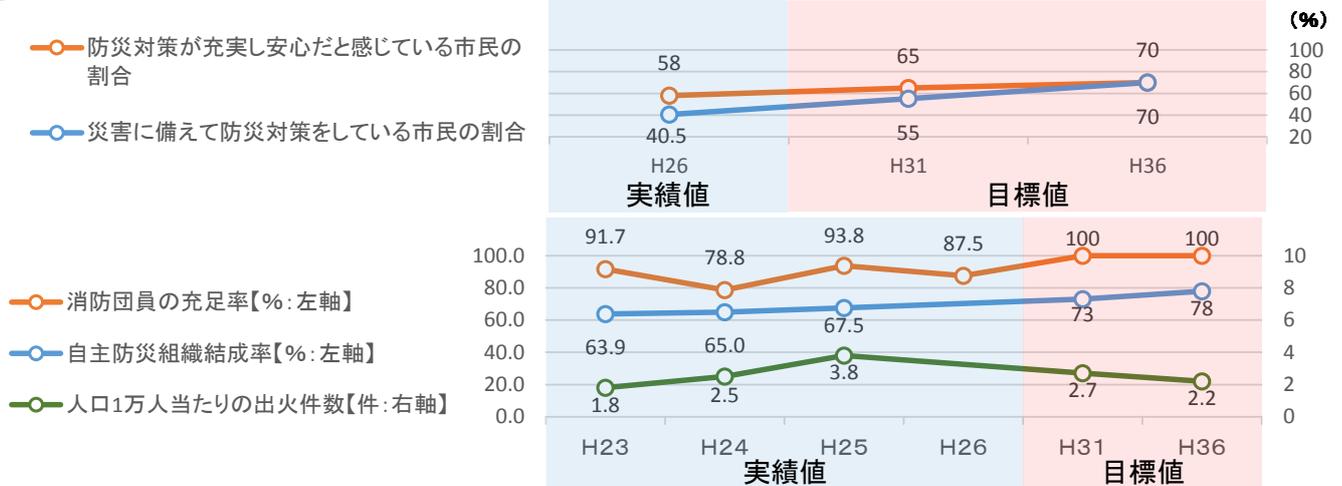
防災・消防

安全で心やすらぐ
まちづくり

●めざす姿：市民とともに作る災害に強い安全なまち

市民一人ひとりの防災意識が向上し、自らが取り組む「自助」に加え、地域や身近な人同士が助け合っ
て取り組む「共助」、行政や消防などが取り組む「公助」が互いに補完し合い、災害による被害を最小
限に抑えられるまちになっています。

●成果指標



●現況と課題

- 地震や津波、台風やゲリラ豪雨といった自然災害や、新型インフルエンザの流行など、住民の生活や経済に大きな影響を及ぼす危機事象については、日ごろから備えておく必要があります。また、19 府県 20 市町で構成している広域災害応援協定など、自治体相互の応援体制の充実強化を図ることが重要となります。
- 東日本大震災後に国や府で見直された被害想定では、市域における津波浸水想定区域が広がるなど、本市の被害想定は拡大しました。また、災害時の非常備蓄品については、府や市が備蓄している食料・生活必需品の量では不足しています。
- 災害時における避難行動要支援者の安否確認や避難支援については、地域での平時からの見守りが災害時に有効となると考えられますが、活発に取り組んでいる地域が少ないことが課題です。
- 被害を可能な限り軽減させるために、公共施設の耐震化などのハード対策と、防災訓練などのソフト対策を両輪として取り組む必要があります。また、災害時の避難場所となる公共施設については、避難者の多様なニーズに対応するための整備が課題となっています。
- 被害の規模が大きくなればなるほど、「公助」は限界に近づくことから、「自助」、「共助」の取組を通じた地域との連携によって、地域防災力を向上させることが重要となります。
- 防災中枢拠点である消防庁舎は築 45 年が経過し、消防庁舎を含む一部の消防関連施設が津波浸水想定区域内に位置しているため、移転等も含んだ配置の検討が必要となっています。
- 住宅火災・火災予防対策のため、住宅用火災警報器等の普及促進、広報活動等を行い市民の火災予防意識の啓発を図ることが求められます。
- 複雑多様化する災害に迅速に対応するため、消防力の充実や年々増加する救急要請への対応が求められています。
- 交通事故や自殺、いじめ、虐待など市民の身近な安全・安心をめぐる課題は多岐多様となっており、効率的、効果的に安全・安心の取組を進めるには、各実施主体が連携し、一体となることが求められています。

●関係する市の条例・計画等

◆泉大津市地域防災計画（平成 27 年修正）、◆泉大津市耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月）、◆泉大津市災害時要援護者支援プラン【全体計画】（平成 22 年 5 月）◇泉大津市消防団条例（平成 17 年 2 月）、◆泉大津市国民保護計画（平成 23 年 1 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①自らの命は自ら守る「自助」意識の浸透 一人ひとりが自ら取り組む「自助」の意識を啓発し、個人における防火・救急の知識や防災の意識の向上と維持に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内建築物の耐震改修の促進 ・ 非常持ち出し品の常備の周知 ・ 必要物資の確保 ・ 災害発生直後の避難行動の検討 ・ 住宅用火災警報器等の設置促進 ・ 救急車適正利用の周知
<p>②地域で互いに助け合って地域を守る「共助」の推進 住民組織等の防災活動への取組について広く周知し、自主防災組織の結成及び育成を支援し、活動内容の活性化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練の実施 ・ 自主防災組織活動の活性促進 ・ 避難行動要支援者の支援プランの推進 ・ 防災教育の推進 ・ 避難者ニーズに対応した避難所管理・運営体制
<p>③公的防災力・消防力の向上 ソフト対策とハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本として、公的防災力・消防力の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的防災体制の整備と連携 ・ 住民への情報伝達手段の拡充 ・ 自治体や民間企業との災害応援協定の充実と推進 ・ 消防庁舎など防災活動の拠点となる施設の最適配置 ・ 最新の消防施設、消防車両の整備 ・ 防災拠点のあり方の検討
<p>④消防団員の充実・強化 消防団員の確保に努めるとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員の処遇の改善 ・ 装備や教育訓練の充実 ・ 消防団員の入団促進
<p>⑤セーフコミュニティ活動の推進 安全・安心への取組について、地域診断等によるデータを根拠とした重点項目に、関係者が一体となって取り組むことで、国際基準の安全で安心なまちづくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ セーフコミュニティ推進体制の整備 ・ 地域診断に基づく効果的な対策の実施と評価

●協働の考え方

<p>○市民の役割 日頃から、非常食の備蓄や家具転倒防止器具や住宅用火災警報器の設置など、災害に対する備えを行います。 地域における防災訓練などに積極的に参加します。</p>	<p>○団体・事業者などの役割 地域事業者が有する人的・物的資源を活かし、防災体制を整えるとともに、災害時の協力・支援に向けた協定などを締結します。 地域コミュニティを活かし、災害時における避難行動要援護者の見守り体制を整えます。 災害時には消防団や自主防災組織を主とした災害応急活動を行います。</p>	<p>○行政の役割 災害に強い施設整備を進めるとともに、自治体や民間企業との協定の締結を進め、ハード、ソフト両面から防災対策を推進します。 また、市民や地域における自助・共助の取組を支援します。</p>
--	---	--

基本施策

政策

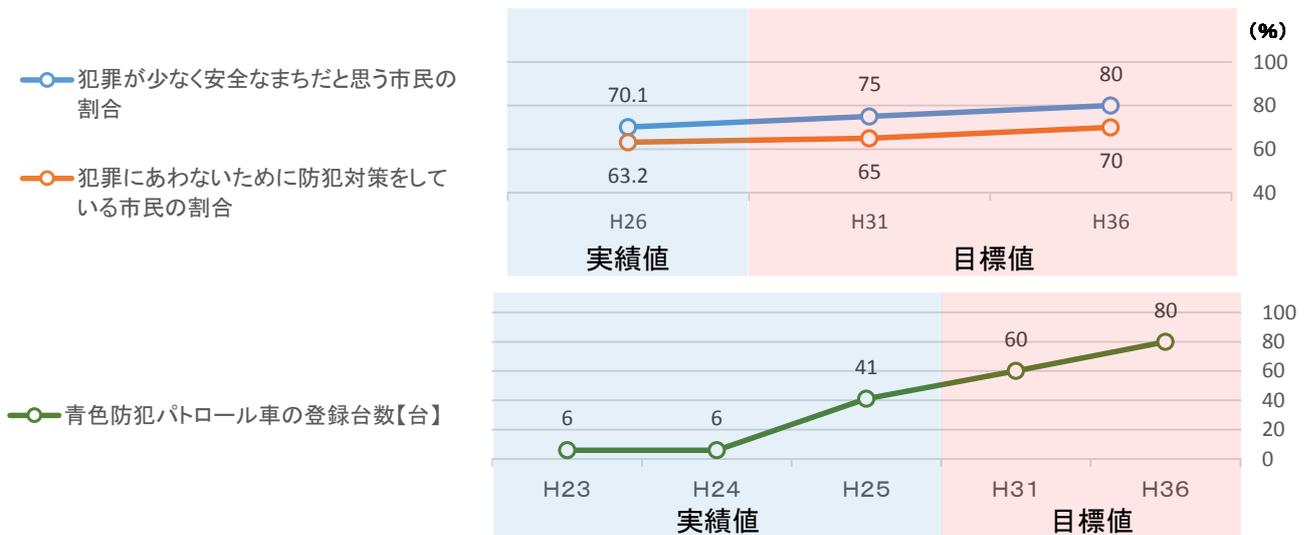
防犯

安全で心やすらぐ
まちづくり

●めざす姿：犯罪を未然に防ぎ安心して暮らせるまち

市民・警察・行政などが連携し、地域の安全性の強化、安全活動の推進に一体となって取り組んでいることで、犯罪を未然に防ぎ、安心して暮らせるまちとなっています。

●成果指標



●現況と課題

- 少子高齢化、地域のつながりの希薄化等により、地域における防犯力の低下が懸念されていますが、市民ボランティアによる青色防犯パトロールが活発になるなど、市民の防犯に対する意識は高まってきており、このような活動がさらに活発になることが求められます。
- 夜間の事故・犯罪の未然防止や市民の安心に大きな役割を果たしている防犯灯については、自治会等と協力して、より明るく環境にやさしいLED防犯灯に切り替えを進めてきました。市民が安心して暮らせるよう、引き続き、防犯灯の設置を支援していく必要があります。
- 警察、防犯関係団体等と連携し、春と秋の地域安全大会、自転車前かごへのひったくりカバー取り付けキャンペーン等の啓発活動を実施してきましたが、依然としてひったくりや自転車盗、車上狙いなどの犯罪が発生しており、引き続き、啓発活動などに取り組んでいく必要があります。
- 子どもが巻き込まれる事件も発生しており、こども110番の家※1など、地域での見守り体制を強化するとともに、子どもたちへの教育を進めていくことが求められます。
- 犯罪を未然に防ぎ、安心して暮らせるまちとするために、市民・警察・行政などが一体となった取組をさら推進していく必要があります。

用語解説

※1 こども110番の家：子どもたちが危険に遭遇したり、困りごとがあるとき安心して立ち寄れる民間協力の拠点。

●関係する市の条例・計画等

◇泉大津市生活安全条例（平成 11 年 12 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①防犯のための環境整備 犯罪が発生しにくい環境整備を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯の設置促進 防犯カメラの設置促進
<p>②防犯活動の推進 市全体で防犯活動が展開できるように、必要な支援及び実施体制の強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯活動の推進 地域や警察等関係機関との連携強化 活動拠点の積極的利用
<p>③防犯意識の高揚 市民一人ひとりの防犯力を強化するため、防犯意識の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体による情報発信・共有 キャンペーンなどの啓発活動の促進 就学前や小中学校における安全教育の推進

●協働の考え方

<p>○市民の役割 市民一人ひとりが防犯に対する意識を高めます。また、地域における防犯・見守り活動等に積極的に参加します。</p>	<p>○団体・事業者などの役割 防犯灯の設置等に取り組むとともに、地域ぐるみの防犯活動に取り組めます。</p>	<p>○行政の役割 警察・市民・団体等と連携し、市民の防犯意識の向上に努めるとともに、地域における防犯灯の設置等を支援します。</p>
---	---	---



出動する市民ボランティアによる青色防犯パトロール車

基本施策

政策

消費生活

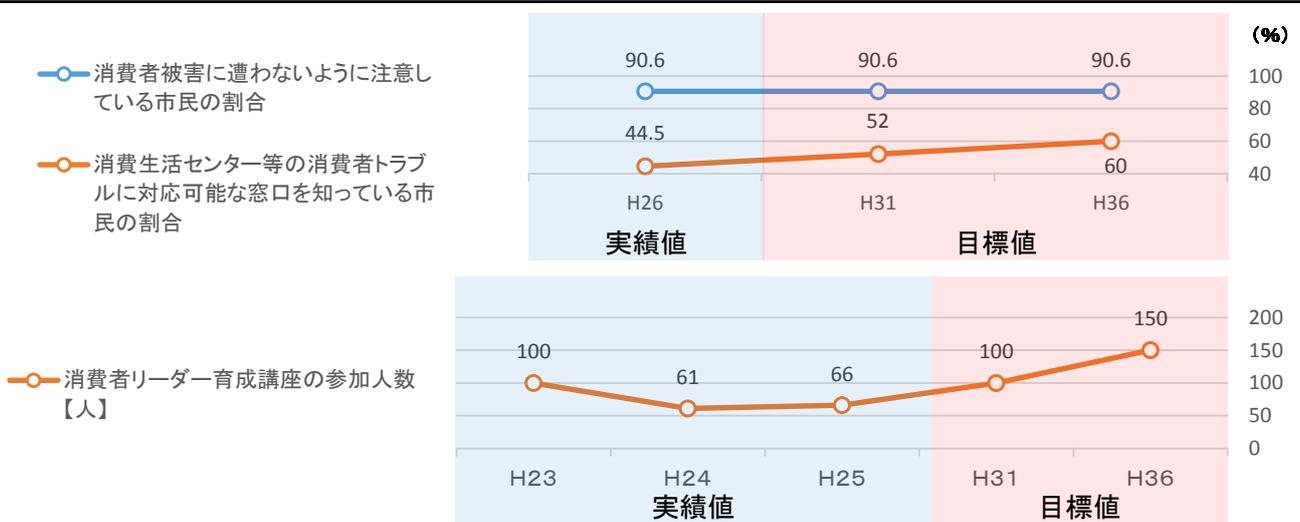
安全で心やすらぐ
まちづくり

●めざす姿：消費者が安心して生活できるまち

消費生活に対する情報や学習の機会が提供されることにより、正しい知識と判断力を身に付けた市民が増えています。

また、万が一の被害発生時には、迅速で適切な対応ができる相談・支援体制が充実しています。

●成果指標



●現況と課題

- 食品の安全や安心に関わる偽装表示や、振り込め詐欺や架空請求、新たな悪徳商法等、消費者を脅かす問題は後を絶ちません。年々悪質かつ巧妙化する犯罪の手口から消費者を守るため、消費者団体等の自主的な活動を促進し、より多くの市民に関心を持ってもらうことで、正しい知識を持つ自立した消費者の育成につなげることが必要です。
- 消費者被害に関する相談は、年々増加傾向にあり、消費生活センターについては、相談内容の複雑化、高度化に対応するため、体制の充実を図ることが必要です。
- 近年、高齢者などの悪徳商法被害や未成年者がネットトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。正しい知識のもと、主体的に判断し、適切な行動や選択を行えるよう啓発活動や消費者教育の充実を図るなどの対応強化が必要です。
- 現在、使用可能な資源がゴミとして処分されたり、そのまま保管されている状態が多く見受けられます。このような資源のリユースを目的に行う活動を支援することで、環境に配慮した消費生活を推進していくことが求められます。

●関係する市の条例・計画等

●施策の展開方向

①自立した消費者の育成

正しい知識のもとに、自覚と判断力を持って行動できるよう、関係団体等との連携のもと、情報の提供や意識の啓発を図り、自立した消費者の育成に努めます。

②消費者保護の強化

消費トラブルを未然に防止するため、関係機関との連携強化を図り、相談体制の充実を図ります。

③環境に配慮した消費生活の推進

消費行動に伴う環境への負荷をできる限り削減するよう、啓発活動や情報提供を図り、環境に配慮した消費生活を推進します。

●取組の事例

- ・ 消費者リーダー育成の推進
- ・ 消費者教育の推進
- ・ 消費者団体への助成・支援
- ・ 関連機関との連携強化
- ・ 指導・監視体制の強化
- ・ 相談体制・機能の充実
- ・ 不用物品のあっせんやエコフリーマーケット※1など環境に配慮した活動の支援

●協働の考え方

○市民の役割

日頃から、トラブルに巻き込まれないよう、また環境に配慮した消費生活を推進するために消費生活に関する適切な知識の習得と行動を心がけます。

○団体・事業者などの役割

消費者団体は、市民の消費者意識の啓発に努めます。

○行政の役割

消費生活に関する情報収集を行うとともに、悪質な行為に対する注意喚起・情報発信に努めます。
また、消費トラブルなどの相談体制の充実に努めます。

用語解説

※1 エコフリーマーケット：家庭の不用品のリユースを推進するため、各家庭に眠っている不用品を捨てずに持ち寄り、必要とする人に安く販売することによって、ごみの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的としたフリーマーケット。



エコフリーマーケット



消費者団体による商品量目調査

第 5 節 コンパクトで居心地のよいまちづくり

5 - 1 住環境

5 - 2 臨海部

5 - 3 環境保全

5 - 4 道路・交通

5 - 5 公園・緑地・河川

5 - 6 上下水道

専門家委員からのコメント

大阪市立大学大学院工学研究科教授 横山俊祐

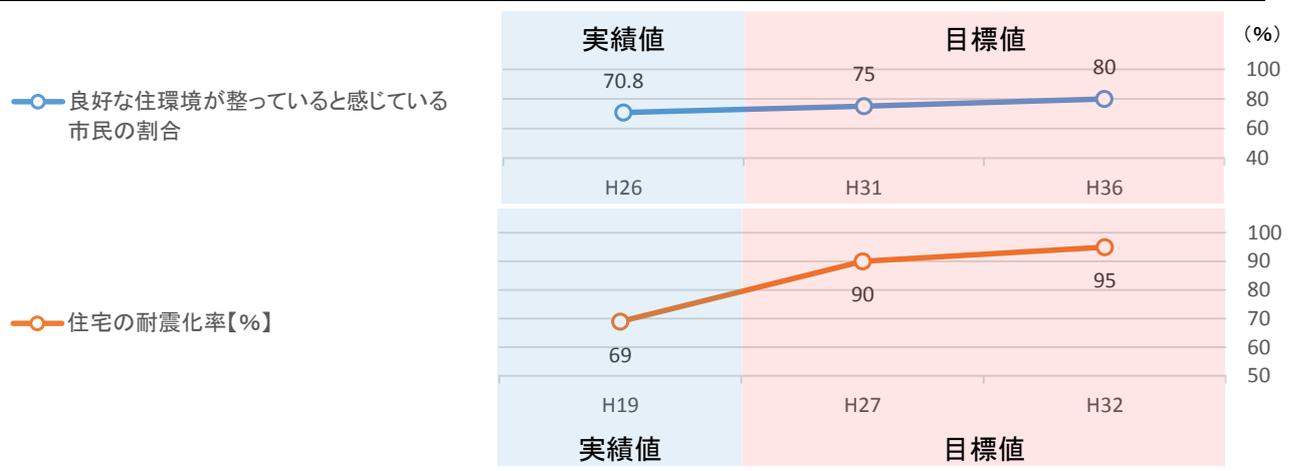
基本施策	政策
<h1>住環境</h1>	コンパクトで居心地のよい まちづくり

●めざす姿：住みやすさと優しさを次世代へと引継ぐまち

コンパクトなまちの特性を活かし、駅周辺を中心に利便性の高い都市機能が集約された市街地整備が進むとともに、地域において魅力あるまちづくりが進められています。

また、暮らしやすさとこちよさ、安全性を兼ね備えた人に優しいまちとなっています。

●成果指標



●現況と課題

- 平坦で市域が小さいため、市内各地へのアクセスが比較的容易です。こうした利点に加え、南海本線高架化により、人や車の流れがスムーズになったことも活かし、より住みやすいまちとするために、駅周辺の整備を一層推進する必要があります。また、幹線道路沿道地域についても、生活の利便性を高めるため、適切な土地利用を誘導する必要があります。
- 繊維産業や港湾関連産業を中心として発展してきた本市ですが、近年、産業構造が変化し、工場跡地の活用や農地の転用などで、住宅地としての土地利用等が進み、まちの姿がモザイク状に変容しています。良好な市街地を形成するためには、既存不適格になる建築物の発生が懸念されますが、用途地域や地区計画などで、土地利用を誘導する必要があります。
- 市民の安全を確保するため、準防火地域の拡大や木造住宅の耐震補助制度による耐震化の推進などに取り組んでいるところです。耐震化については、費用等の問題により取組が進みにくい状況があることから、耐震化の重要性を啓発するとともに、補助制度の活用を促進していく必要があります。
- 近年、空き家が増加傾向にあります。その中で、管理が行き届かなくなり、老朽化した空き家は、住環境の悪化につながるため対応が必要です。
- 市営住宅については、耐震化の推進により安全性を確保するとともに、高齢化の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、多様なニーズに対応した整備が求められています。
- 市民などによる主体的なまちづくりに関わる団体があり、それぞれの分野において多彩な活動が続けられています。こうした団体との連携や市民参加による、魅力あるまちづくりを進めていくことが必要です。

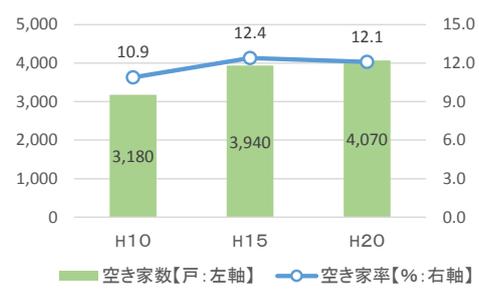


図 空き家数及び空き家率の推移
出典：住宅・土地統計調査

●関係する市の条例・計画等

◆泉大津市都市計画マスタープラン（平成 20 年 3 月）、◆泉大津市住宅マスタープラン（平成 20 年 3 月）、◆泉大津市営住宅ストック総合活用計画（平成 20 年 3 月）、◆泉大津市公営住宅等長寿命化計画（平成 24 年 3 月）、◆泉大津市中心市街地活性化基本計画（平成 12 年 2 月）、◆泉大津市都市景観形成基本計画（平成 10 年 3 月）

●施策の展開方向

①便利な暮らしを支えるまちづくりの推進

駅周辺の整備及び幹線道路沿道地域の適切な土地利用誘導を推進し、コンパクトなまちの特性を活かした便利なまちづくりを進めます。

②良好な市街地の整備

居心地のよい暮らしの基礎となる、土地利用の誘導を適切に図り、良好な市街地の形成を推進します。

③安全・安心な住まいづくりの推進

住宅性能及び住環境の向上を図り、安全性と快適性を併せ持つ生活空間の提供に努めます。また、空き家所有者への所有者責任、維持管理の重要性等の啓発に努めます。

④市民参加によるまちづくりの推進

積極的にまちづくりに取り組む市民や団体の活動を支援し、市民主体のまちづくりを推進します。

●取組の事例

- ・ 駅周辺整備事業の推進
- ・ 幹線道路沿道地域の用途地域の見直しによる適切な土地利用誘導の推進
- ・ 市内全域の用途地域等の検討・見直し
- ・ 開発指導要綱^{※1}に基づく適切な土地利用の誘導
- ・ 景観に配慮したまちなみ形成の推進
- ・ 民間住宅耐震化促進事業の推進
- ・ 定住促進住宅リフォーム助成事業の推進
- ・ 空き家所有者に対する適正管理の促進
- ・ 市営住宅の安全性等の確保に向けた計画的な整備の推進
- ・ まちづくり関係団体が主催するイベントや講習会などへの支援
- ・ 市民や団体へのまちづくりについての学習の場や情報の提供

●協働の考え方

○市民の役割

地域のまちづくり活動や会議などに積極的に参加します。
耐震対策を自らの問題として捉え、自主的に住宅の耐震化に取り組めます。

○団体・事業者などの役割

地域の課題解決に資するまちづくり活動を展開します。

○行政の役割

良好な居住環境の保全・創出に向けて、適正な土地利用を誘導します。
また、市民、地域団体における安全・安心な住環境づくりを支援します。

用語解説

※1 開発指導要綱：地方公共団体が、一定規模の宅地開発を行う事業者等に対して、良好な住環境の形成及び都市機能の充実を図るため、道路・下水道・公園等の公共施設の設置・整備基準や、建物に関する規制等について定めた規定のこと。

基本施策

政策

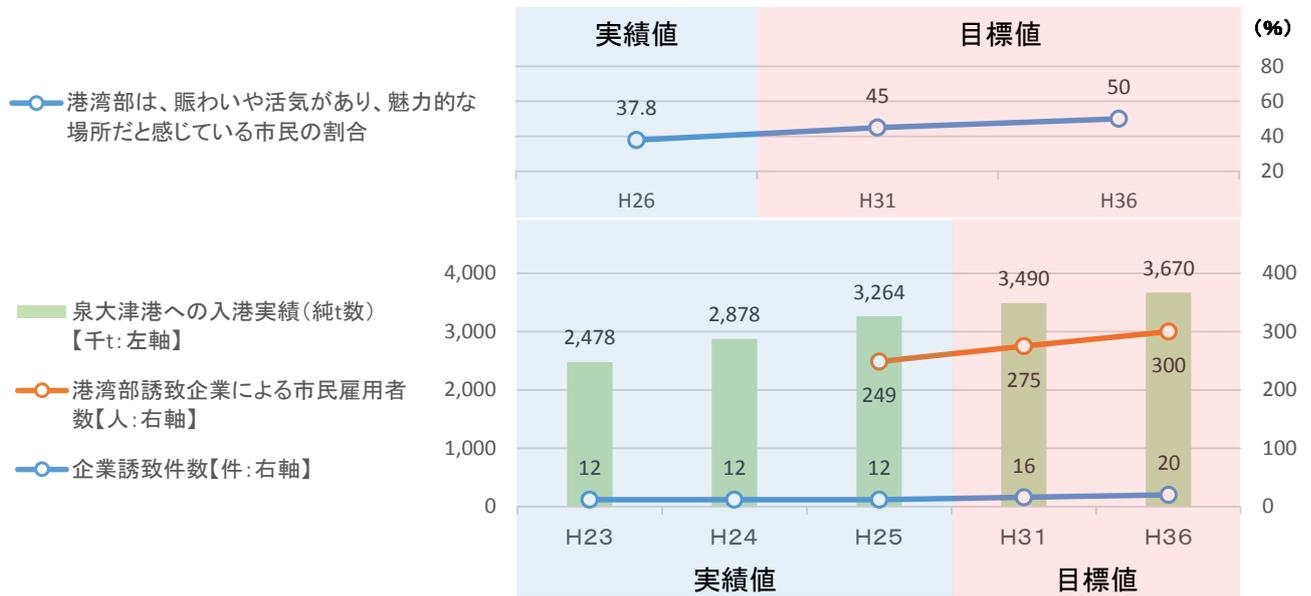
臨海部

コンパクトで居心地のよい
まちづくり

●めざす姿：人・もの・情報が集まる、美しい港があるまち

企業誘致により、新たな雇用が創出され、人・もの・情報の集まる拠点となっています。また、大阪市内や空港からのアクセスの良さに加え、緑地整備やイベント等によって、賑わい・活気のあるエリアとして多くの市民が訪れ、親しまれる港があるまちとなっています。

●成果指標



●現況と課題

- 第 3 次泉大津市総合計画に係る臨海地区の開発整備及び企業誘致については、フェニックス地区※¹を除き、概ね当初の目標を達成しています。臨海地区には物流に関する企業が集積するとともに、フェニックス地区の芝生広場や多目的広場は、野外コンサートや自動車の試乗会など多彩なイベントに利用されています。
- 今後は、臨海地区に所在する既存企業の更なる活性化及び諸外国との輸出入の拡大など貿易拠点としての泉大津港の発展などが重要となります。
- 管理者である大阪府港湾局とともに、フェニックス地区への新たな企業の誘致に努める必要があります。
- 臨海地区は工業系の用途地域であり、市の中心部から離れた場所にあるなど多くの市民が利用しやすい環境ではないため、今後は、緑地公園等の整備や交通アクセスの改善など、市民に身近で親しまれる港の環境整備を行う必要があります。



堺泉北港(泉大津旧港地区)

用語解説

※1 フェニックス地区：本市汐見沖に位置し、大阪湾の埋め立てにより、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋立てた土地を活用して、港湾機能の整備を図る地区。

●関係する市の条例・計画等

泉大津市企業誘致促進に関する条例（平成 13 年 9 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①新たな企業の誘致 フェニックス埋め立て処分場跡地を活用し、安定型区画における工業用地の順次竣工に伴い、本市企業誘致促進に関する条例を活用するなど、大阪府港湾局とともに新たな企業の誘致に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉大津市企業誘致促進に関する条例の活用 ・ 企業誘致にむけたフェニックス地区のPR活動の推進 ・ 大阪府港湾局と連携した誘致活動の実施 ・ 早期の埋立て竣工にむけた取組
<p>②雇用機会の拡大 本市の企業誘致奨励金制度を活用し誘致した企業に対し、可能な限り本市市民を雇用して頂けるように働きかけます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘致企業による市民の雇用促進 ・ 広報媒体等を活用した市民への情報提供 ・ アンケート等による企業の状況調査
<p>③港湾の利活用の促進 泉大津港のさらなる振興発展に向け、国内外を問わずポートセールス活動^{※2}を行い、新規航路の開設、外貿・内貿貨物の誘致など港湾の利活用促進施策を展開します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府港湾局と連携したポートセールス活動の実施 ・ 各種イベント等におけるポートセールス活動の実施 ・ 港湾トップセールスの実施
<p>④市民に親しまれる港湾づくり 市民に親しまれる美しい港湾づくりに向け、企業と行政が協力し港湾地区の美化啓発活動を実施するとともに、市民が港を身近に感じるような取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業と協働で取り組む港湾美化啓発運動の実施 ・ 大阪府港湾局と連携した港湾美化活動の実施 ・ 臨海部へのアクセスの向上 ・ 港湾地区で開催されるイベント等への支援

●協働の考え方

○市民の役割	○団体・事業者などの役割	○行政の役割
<p>清掃・美化活動やイベント等に参加します。</p>	<p>清掃・美化活動に参加します。 また、民有地の緑化など、美しい港湾づくりに努めます。</p>	<p>大阪府と連携し、環境関連企業の誘致を促進します。 また、市民に親しまれる港湾づくりを行います。</p>

用語解説

※2 ポートセールス活動：大阪府が管理・運営する堺泉北港の利用促進を通じて地域経済の活性化を進めるため、国内外の関連機関、企業及び団体などを対象に、各種航路の誘致や貨物の集荷など、利活用を働きかけるセールス活動のこと。

基本施策

政策

環境保全

コンパクトで居心地のよい
まちづくり

●めざす姿：身近な環境を守り未来につながるまち

川や大気などの身近な環境がきれいに保たれるとともに、ごみの再利用等が進むことにより、ごみの量が減り、快適に暮らせるまちになっています。また、太陽光発電などの再生可能エネルギーが広く普及し、かつ一人ひとりが温室効果ガスの削減を意識した行動をとることで、持続可能な環境にやさしいまちになっています。

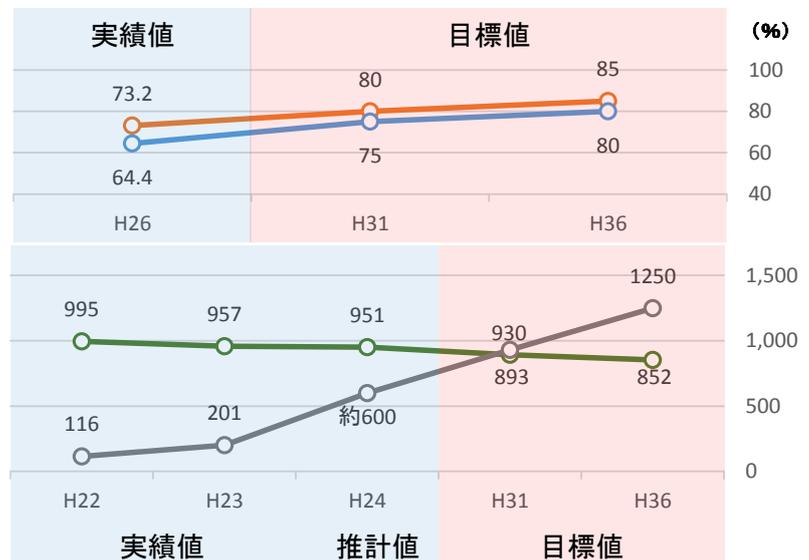
●成果指標

○ エネルギー・地球温暖化問題に関心を持っている市民の割合

○ まちのきれいさや騒音の少なさなど、身の回りの環境に満足している市民の割合

○ 市民1人1日あたりのごみ排出量【g】

○ 住宅用太陽光発電システム導入件数【件】
(ただし、H22～H23は、本市補助実績、H24は推計値)



●現況と課題

- 公害問題は克服されつつあり、生活環境は改善していますが、悪臭や騒音などの苦情相談は、依然として多数寄せられています。
- 一般家庭から出る可燃ごみの有料化の実施やごみの分別・減量化などに取り組んでおり、1人あたりのごみ排出量は年々減少していますが、循環型社会の形成のためには更なる減量が求められます。
- ごみのポイ捨てや犬の糞などが、市民の生活環境を阻害していることから、まちなみや景観の美化のために、市民意識の向上を促す必要があります。
- 地球温暖化問題は世界共通の喫緊の課題となっています。市内全体における温室効果ガス^{※1}排出量は平成2年度（温室効果ガス排出量に係る基準年）と比較して減少していますが、家庭部門や運輸部門の温室効果ガス排出量は増加しており、更なる対策を推進する必要があります。
- 東日本大震災以降、私たちの暮らしや産業を支えるエネルギーを取り巻く状況は大きく変化しています。太陽光発電設備をはじめとした、安全安心な再生可能エネルギー等の積極的な活用が求められます。
- 環境保全の推進のためには、市民1人ひとりの実践が大切であることから、行動へと導くために、更なる情報発信を行う必要があります。

用語解説

※1 温室効果ガス：二酸化炭素（CO₂）に代表される、地球温暖化の主原因となる気体。

●関係する市の条例・計画等

◇泉大津市環境基本条例（平成 14 年 3 月）、◇泉大津市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の禁止に関する条例（平成 23 年 12 月）
◆泉大津市第 2 次環境基本計画（平成 24 年 3 月）、◆泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（平成 24 年 10 月）、◆地球温暖化対策の推進に関する泉大津市実行計画（平成 11 年 10 月）、◆第 3 次一般廃棄物処理基本計画（平成 22 年 9 月）、◆泉大津市都市景観形成基本計画（平成 10 年 3 月）

●施策の展開方向

●取組の事例

①公害防止対策の推進

公害の防止、有害化学物質の削減のための規制・取組の推進、及び環境に係る情報提供を行います。

- ・ 大気環境、河川水質の調査
- ・ 大気汚染、水質汚濁等に係る工場・事業場への立入検査、改善指導
- ・ 光化学スモッグ発令情報や PM2.5^{※2}データの提供
- ・ 事業所から排出される有害化学物質の排出量の把握等

②ごみの減量化の推進

ごみの発生・排出抑制を重視した 4R^{※3}への取組を展開します。

- ・ ごみの分別・減量化（リフューズ、リデュース）の推進
- ・ リユース、リサイクルの活動拠点の整備、推進
- ・ 4R の促進を目的とした、出前講座・セミナーの実施

③まちなみ・景観美化の推進

清掃美化運動を行うとともに、ごみのポイ捨て等の未然防止に努めます。

- ・ 清掃美化運動の促進による不法投棄の拡大防止
- ・ 不法屋外広告物の規制・指導
- ・ ごみのポイ捨てや飼い犬のふん等の放置対策の推進

④地球環境の保全

温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進します。
また、太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの積極的な導入を推進します。

- ・ 省エネ等の意識啓発によるライフスタイル変革の促進
- ・ エコドライブ^{※4}の普及・啓発
- ・ 太陽光発電システムの普及促進
- ・ 家庭で使用するエネルギーの削減を目的とした出前講座・セミナーの実施

●協働の考え方

○市民の役割

ごみの減量に努めるとともに適正な分別に努めます。
太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努めます。
地球環境に優しいライフスタイルへの転換に努めます。

○団体・事業者などの役割

公害の発生防止や、環境に配慮した製品、サービスを提供するなど、環境負荷の低減に責任を持って取り組みます。
また、地域社会の一員として、地域の環境に関する取組に積極的に参加・協力します。

○行政の役割

率先して環境に配慮した行動に努めるとともに、市民・事業者との連携・協働により環境保全を推進します。
また、市民・事業者に環境に関する情報を発信し、環境意識の向上を促すとともに、自主的な取組や主体間の連携・協働を支援し、環境保全活動の促進を図ります。

用語解説

- ※2 PM2.5：粒径が 2.5 μm 以下の微小粒子状物質。肺や気管等の深部に沈着して、呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがある。
- ※3 4R：廃棄物減量の取組である、Refuse（断る）、Reduce（減らす）、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用）の頭文字の 4 つの R のこと。
- ※4 エコドライブ：ふんわりアクセルや不要な荷物を降ろすなど、環境に配慮した自動車の運転方法。燃料を節約する運転を心がけることで、二酸化炭素の排出を抑制する。

基本施策

政策

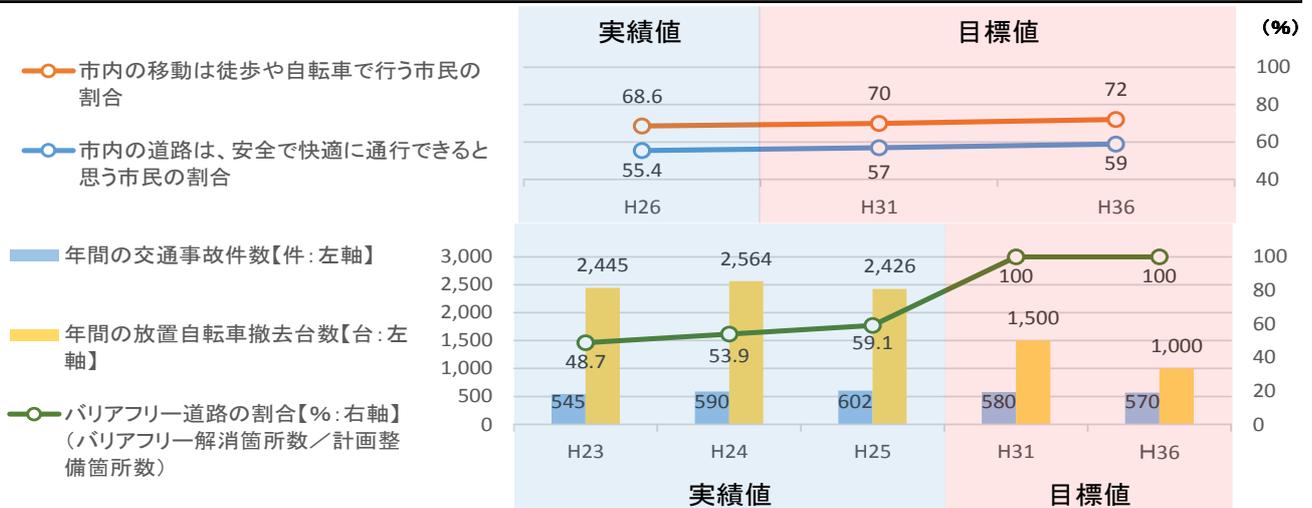
道路・交通

コンパクトで居心地のよい
まちづくり

●めざす姿：安全安心で快適に移動できるまち

平坦な地形を活かし、徒歩と自転車で誰もが安全、快適に移動できる道路網が整備されています。また、道路・橋梁等施設の維持管理が適切に行われており、交通事故件数も減少するなど安全なまちとなっています。

●成果指標



●現況と課題

- 生活道路では、歩行者・自転車・自動車等が混在しています。本市の強みである平坦で小さな市域を活かしながら、歩行者や自転車に優しい道路整備をより一層推進し、安全、快適に移動できるまちづくりを進めていくことが求められます。
- 都市計画道路は、都市の円滑な交通を支えるだけでなく、防災上の役割や、人々が集い語り合うなど、公共空間として重要な役割を担っており、本市ではこのような役割を踏まえて整備に取り組み、現在約6割が完了しています。しかし、依然として長期にわたる未整備区間もあるため、都市計画の見直しも含めた検討を行い、社会状況等を踏まえて整備していく必要があります。また、整備後の都市計画道路を含む道路等については、適切な維持管理を行い、長寿命化に努める必要があります。
- 誰もが安全、快適に移動できるまちづくりのため、ユニバーサルデザイン^{※1}の視点に立って、道路のバリアフリー化を推進する必要があります。
- 交通事故防止のため、道路の安全性向上に向けた施設整備に努める必要があります。また、関係機関の協力を得ながら、交通安全の意識やマナー向上のための教室・研修会を実施していますが、今後、より実効性のある取組を工夫し、さらなる交通安全意識の高揚を図る必要があります。
- 泉大津駅周辺は、南海本線が高架化されたことに伴い、駅前におけるオープンスペースの活用がより一層望まれることから、放置自転車の解消に向けた対策を講じていく必要があります。



整備後の南海中央線(森地区)

用語解説

※1 ユニバーサルデザイン：高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建築物、生活空間などをデザインする考え方。

●関係する市の条例・計画等

◇泉大津市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成 25 年 4 月）、◇泉大津市移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年 4 月）、◇泉大津市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 63 年 12 月）、◆泉大津市都市計画マスタープラン（平成 20 年 3 月）、◆泉大津市中心市街地活性化基本計画（平成 12 年 2 月）、◆泉大津市橋梁長寿命化修繕計画（平成 25 年 4 月）、◆泉大津市道路のバリアフリー整備計画（平成 21 年 4 月）

●施策の展開方向

①安全な道路空間の整備

コンパクトなまちの特性を、より活かすための道づくり及び駅前スペースの整備を推進します。

②都市計画道路の整備

南海本線連続立体交差事業関連の都市計画道路の整備を進めるとともに、未整備区間のある都市計画道路については、適切な見直しを含め、社会状況等を踏まえた整備を進めます。

③道路・橋梁等の適切な維持・管理

道路・橋梁等の点検、維持補修及び幹線道路清掃を行います。
また、点検結果も踏まえた計画的で適切な維持管理に努めます。

④ユニバーサルデザインの視点に立った道路のバリアフリー化の推進

誰もが安心して快適に移動できる歩行空間の整備を推進します。

⑤交通安全対策の充実

道路の安全性向上のための施設整備と地域ぐるみでの交通事故防止に努めます。

●取組の事例

- ・ 歩行者や自転車の安全への配慮に重点をおいた道路整備の推進
- ・ 駅前の駐輪スペースの確保
- ・ 駅周辺の放置自転車に対する警告・指導・撤去の実施
- ・ 南海本線連続立体交差事業関連の都市計画道路の整備
- ・ 都市計画道路の廃止を含めた見直し
- ・ 都市計画道路の計画的な整備の推進
- ・ 道路・橋梁等の維持補修、パトロール、清掃作業の実施
- ・ 計画的な道路・橋梁等の改修事業の推進
- ・ 歩道の拡幅及び段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置の実施
- ・ 道路標識や路面表示のピクトサイン化の推進
- ・ 道路の歩車分離及び路側帯のカラー舗装化や防護柵の設置
- ・ 交通安全教室や交通安全キャンペーンの実施
- ・ 市・警察・交通安全協会・学校等との連携による交通安全に係る課題の整理と、解決に向けた対策の推進

●協働の考え方

○市民の役割

自動車に依存しない、徒歩や自転車を中心としたライフスタイルを心がけます。
道路交通マナーを守ります。

○団体・事業者などの役割

地域における交通安全の確保に向けた取組を行います。

○行政の役割

歩行者優先を第一に考えた、安全な交通環境を整備します。
また、誰もが移動しやすいユニバーサルデザインを推進します。

基本施策

政策

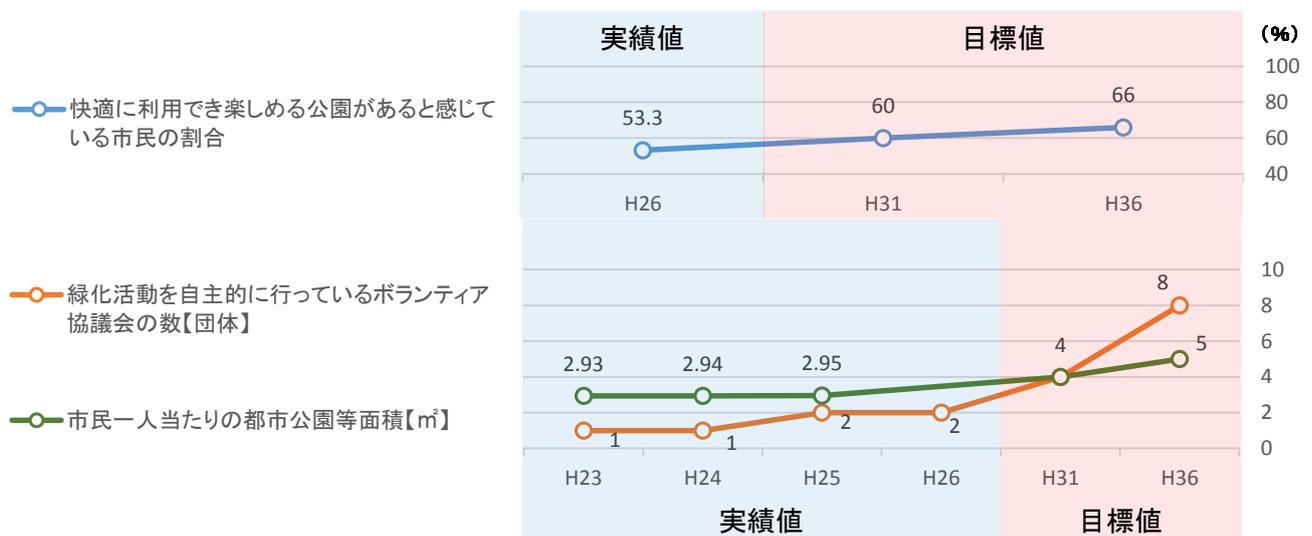
公園・緑地・河川

コンパクトで居心地のよい
まちづくり

●めざす姿：人の集う公園・緑・水辺のあるまち

緑や水辺、公園を有効活用するために、市民のニーズに対応できる特色ある公園づくりが進んでいます。公園や緑地、河川は、地域の人々との協働による適切な維持管理のもと、多くの市民が集い、利用者同士の新たなコミュニティが生まれる場所となり、緑と笑顔の溢れるまちになっています。

●成果指標



●現況と課題

○ 市民が緑とふれあう公園・緑地として、東雲公園や大津川緑地などが整備されていますが、市民一人当たりの都市公園等の面積は、大阪府平均より低い水準となっています。また公園には、集いや新たなコミュニティが生まれる場としての役割だけでなく、災害時の避難場所としての機能の充実も期待されるなど、多様化する市民ニーズに対応した公園づくりを推進する必要があります。

○ 市域のほとんどが市街地であるため、新たな緑地・公園・親水空間の確保が困難な状況となっていますが、自然環境の保全といった観点からも、緑地や公園に利用可能な用地の確保・保全を進めていくとともに、大津川に面した親水空間を良好に維持していく必要があります。また、既存の公園等の中での親水空間の創出が求められています。

○ 公園・緑の維持管理には、ボランティア団体等の市民の協力は欠かせません。既存団体への支援だけでなく、新たなボランティア団体の育成を推進する必要があります。



緑化ボランティア団体による花壇の手入れ(東雲公園)

●関係する市の条例・計画等

泉大津市都市公園条例（昭和 47 年 10 月）、泉大津市都市計画マスタープラン（平成 20 年 3 月）、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（平成 11 年 3 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①地域の活動や外遊びの拠点となる公園づくり</p> <p>公園整備の可能性のある用地の確保を進めるとともに、利用者ニーズに対応した、魅力的な特色のある公園づくりを行い、公園利用者の利用時間を増やすよう、また利用頻度を高めるよう促進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木・花壇の維持管理 ・ 施設（プールを含む）や遊具の計画的な改修・新設 ・ ベンチ・芝生などの憩いのスペースの増設 ・ 市民との協働による施設の整備の推進 ・ 自主管理公園等^{※1}、市民との協働による維持管理を推進 ・ 公園情報の発信の充実 ・ 一時避難地としての防災機能の充実
<p>②緑地の確保と親水空間の整備</p> <p>本市の最も重要な親水空間である、大津川緑地の特性を生かした整備を推進する他、既存の緑地等の保全・育成及び管理の行き届いた緑化の推進に努め、また、公園における親水空間の整備を実施していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津川緑地の適切な維持管理とジョギングなどを楽しむための環境整備の推進 ・ 既存公園内での水あそび場等の整備推進 ・ 街路樹等の保全・育成の促進 ・ 農地・生産緑地等の保全・活用の促進
<p>③市民による緑化推進活動の促進</p> <p>緑化ボランティア団体が活動しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>また、市民への緑化啓発を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化活動推進事業助成金を活用した緑化ボランティア団体による市内各公園及び植樹帯等への緑化活動の支援 ・ 広報紙などを通じたボランティア活動及び市民緑化活動の紹介 ・ 写生コンクール等、緑化啓発活動の推進

●協働の考え方

○市民の役割	○団体・事業者などの役割	○行政の役割
<p>地域の公園や河川等の清掃美化活動等に積極的に参加します。</p> <p>また、身近な場所に緑を増やす活動を行います。</p>	<p>地域の公園や河川等の維持管理に努めます。</p> <p>また、市域に緑を増やす活動を行います。</p>	<p>市民や地域団体、事業者が行う緑化活動を支援します。</p> <p>魅力ある公園・緑・水辺の保全・育成及び整備を実施します。</p> <p>また、民有地の土地利用にあたり、有効な緑化計画を誘導します。</p>

用語解説

※1 自主管理公園：地域のボランティア等で植栽や美化等を行っている公園

基本施策

政策

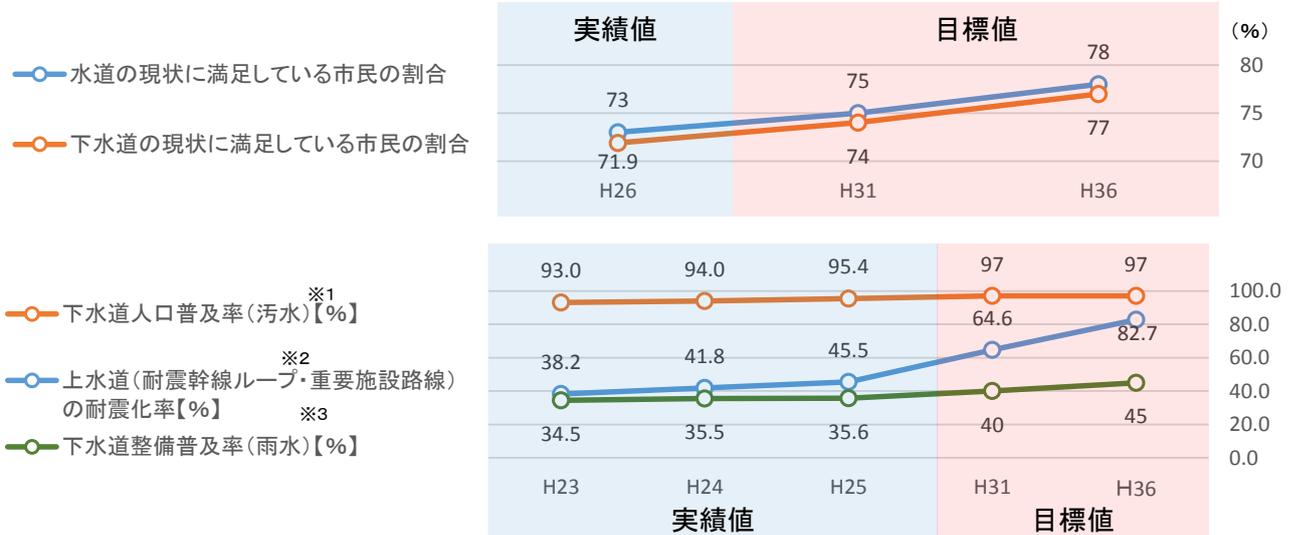
上下水道

コンパクトで居心地のよい
まちづくり

●めざす姿：安定したライフラインの整ったまち

計画に基づいた、効率的な施設・管路の整備更新・耐震化と維持管理が行われています。水道水の安定供給と共に公共下水道の整備により衛生的な生活と水環境の保全、雨水対策も進んでおり、災害に強いライフラインが確立されたまちとなっています。

●成果指標



●現況と課題

- 高度経済成長期に急速に整備された水道管の老朽化が進み、今後多くの施設・管路の更新整備が必要となります。
- 重要なライフラインである水道は、今後、発生が危惧される巨大地震災害に対応するため、施設・管路の耐震化が急務となっています。
- 節水意識の高まりや節水機器の普及による有収水量の減少は、料金収益に連動することから、施設・管路の整備事業を推進するためには、一層の経営健全化を図る必要があります。
- 下水道人口普及率(汚水)は、平成 25 年度末 95.4%となり、整備は完了しつつありますが、未整備区域の多くが私道に面した区域であり、所有者の承諾がないと整備が進まないことが課題となっています。
- 下水道整備普及率(雨水)は、平成 25 年度末 35.6%であり、今後整備を推進する必要があります。
- 下水道の水洗化率^{※4}は、平成 25 年度末 89.3%ですが、水洗化にかかる工事費等が利用者負担となり、伸び悩んでいる状況にあります。
- 下水道は整備が始まってから約 40 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。今後も計画的にポンプ場等の施設を更新し、併せて耐震化を進める必要があります。
- 持続可能な事業運営を行うため、使用料等の収入確保に努め、維持管理経費の抑制により、経営改善を図る必要があります。

用語解説

- ※1 下水道人口普及率(汚水)：市内人口に対する、下水道汚水管が整備されている区域内の人口の割合。
- ※2 耐震幹線ループ：市内全域に配水するために格子状に配置した耐震主要幹線。
- ※3 下水道整備普及率(雨水)：市内認可面積に対する、下水道雨水管が整備されている区域内の面積の割合。
- ※4 下水道水洗化率：下水道汚水管が整備され水洗化が可能な人口に対する、水洗化している人口の割合。

●関係する市の条例・計画等

◇泉大津市水道事業給水条例（昭和33年12月）、◇泉大津市下水道条例（昭和48年7月）、◆泉大津市水道事業ビジョン（平成26年6月）、◆下水道整備計画（平成27年4月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①水道水の安定供給 安全で良質な水道水を安定して供給するため、老朽管の適切な更新を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な配水管の更新（φ150mm以上） 漏水発生時等における配水管の更新（φ150mm未満）
<p>②災害対策の充実 「中央配水場くらしの水センター」を基幹施設とし、地震などの災害に対し、非常時直後より必要最低限の給水が確保でき、かつ復旧作業が迅速に行えるよう、必要な管路の選定と整備を進めます。 また、防災関連施設や応急給水拠点である避難所等に至る管路の耐震化を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設・配水池の耐震化の推進 φ75mm以上の管に対して耐震管の採用を推進 耐震幹線ループの構築推進 応急給水拠点の確保の推進
<p>③上水道事業の健全経営の推進 水道事業ビジョンや収支計画・整備計画などに基づき、健全経営に努め、持続可能な事業形態をめざします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> アセットマネジメント※5の考え方を取り入れた適切な健全経営の推進
<p>④公共下水道の汚水整備推進 生活環境の保全・海や川の水質保全のため、公共下水道の汚水整備を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 私道に面した区域の汚水整備の推進
<p>⑤公共下水道の雨水整備推進 大雨・洪水時の浸水被害を軽減するため、雨水施設整備を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存管路の排水能力調査及び整備の推進 効率的な面整備の手法検討 財源調整を含めた施工時期の検討及び整備の推進
<p>⑥水洗化の普及促進 様々な機会を通して、広く下水道の制度・効果等のPRに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水洗化工事の貸付・助成制度の活用 水洗化啓発活動の推進
<p>⑦下水道施設の機能維持・向上 下水道の各施設が健全に機能するよう耐震化等も含め維持更新に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> アセットマネジメントに基づく更新事業の推進 更新事業に合わせた耐震化の推進 維持管理の包括的民間委託の推進
<p>⑧下水道事業の経営健全化 下水道会計の健全な運営を行うため、更なる民間活力を導入した効果的な管理運営や水洗化率の向上による使用料収入等の確保により経営基盤の確立を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務の見直しと更なる業務委託化の推進 水洗化率の向上の推進

●協働の考え方

○市民の役割	○団体・事業者などの役割	○行政の役割
<p>水の有効利用に努めます。 また、生活排水を川に流さないよう、公共下水道に接続します。</p>	<p>事業により排出される処理水等の適切な管理を行います。</p>	<p>管路や施設の適切な維持・管理を推進し、健全な施設運営を行います。 また、災害に備えた耐震化等を進め、安定したライフラインを整えます。</p>

用語解説

※5 アセットマネジメント：中長期的な視点に立ち、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に施設を維持運営する体系化された実践活動。

第 6 節 誇れる・選ばれる・集えるまちづくり

6 - 1 商工業

6 - 2 観光

6 - 3 農業・漁業

6 - 4 労働環境

専門家委員からのコメント

摂南大学経営学部准教授 鶴坂貴恵

基本施策

政策

商工業

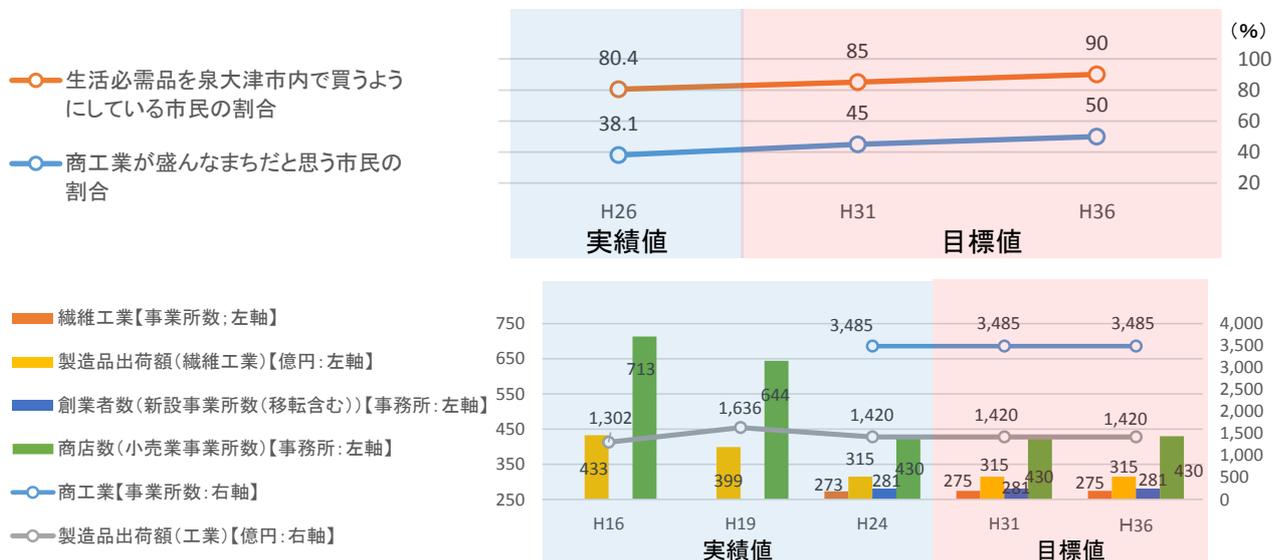
誇れる・選ばれる・集える
まちづくり

●めざす姿：人と企業が集まりアイデアと活気にあふれるまち

毛布・ニット・毛織物などの伝統産業が継承され、「繊維のまち・泉大津」としての地域ブランドが確立し、広く認知されています。また、地域密着型の商店などにより、地域住民の生活の質が向上し、活気あふれるまちとなっています。

地域のブランド力や活気が、多くの人や企業を呼び込み、新たなアイデア・産業が生まれるまちとなっています。

●成果指標



●現況と課題

- グローバル化の進展により海外製品の市場参入が増大し、問屋・アパレル卸等の発注が海外へとシフトするなど、地場産業における受注が激減しています。
- 消費者のライフスタイルの変化や価値観の多様化から、価格だけでなく、自らの価値観に応じて商品を購入する傾向が強まり、さらには、安全性や健康、環境への配慮など、品質に対しての要求がより高次元になっており、事業者は、このような環境を前提とした事業運営が必要となっています。
- 地場産業の規模が収縮し、製造コストが上昇する一方で、価格破壊が進行し、生産性、収益性の低下とともに事業者の転廃業も増加しています。
- 毛布の生産が国内シェアの9割を占め、繊維産業においては高い技術力を有している一方、後継者不足による廃業、製造工程の海外展開や工場自体の海外移転などにより、地域に培われてきた分業体制に亀裂が生じ、産業集積が崩壊の危機に瀕しており、地域内における分業体制の維持、安定化に努めるとともに、産学官の連携など、これまでの枠を越えた様々な連携や領域を模索し、新たな産業集積を構築していくことが課題となっています。
- 食料品等の購入は市内の店を利用しているものの、買回り品（衣料や家電製品など）は市外の店の利用が多く、商店街等の利用頻度は減少傾向にあります。
- 商店街等は、地域コミュニティの一役を担う機能が求められていますが、地域住民の商店街等への満足度は十分ではないため、事業者が消費者ニーズなどを把握し、情報の積極的な発信をしていくことが課題となっています。

●関係する市の条例・計画等

◆泉大津市産業振興ビジョン（平成 21 年 10 月）、◆泉大津市中心市街地活性化基本計画（平成 12 年 2 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①地域産業の振興 地場産業である繊維産業や、地域に密着した既存産業が環境の変化等に十分に対応し、競争力を維持・向上していくよう、様々な視点に立った取組を展開します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販路拡大事業の推進 ・ 新商品・新技術開発事業の推進 ・ 人材の育成・確保事業の推進 ・ 産業集積を活かした地域産業の振興
<p>②地域ブランドの活用と確立 国内有数の毛布やニット、毛織物などの生産地であり、これらを泉大津の「地域ブランド」と位置付け、繊維産業が集積する「繊維のまち・泉大津」を全国にPRします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「毛布のまち・泉大津」をPRするための毛布の開発 ・ 毛布などの「高品質な製品」と「産地“泉大津”」を全国にPRする場の提供 ・ 地域ブランドの形成に向けた取組の支援 ・ 新たな「地域ブランド」の形成・確立
<p>③産業の担い手となる人材の育成と確保 産業競争力を維持・向上していくため、環境の変化等に的確に対応できる人材の育成、確保が必要不可欠であり、産業の担い手となり産業振興をリードする「人材」の育成・確保を積極的に進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工団体が実施する人材育成・確保事業への支援 ・ 産業振興をリードする「人材」の育成・確保 ・ マネジメント力の強化の推進
<p>④多様な連携・協働や広域的な取組の推進 市民や団体、行政など様々な主体間の連携・協働を強化し、広域的な取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な連携による地場製品の展示会やマッチング等の実施 ・ 産業界と行政が一体となって本市の知名度を上げ、地域の活性化を図る事業の実施 ・ 他の自治体と相互に特産品をPRする事業の実施
<p>⑤新規産業の創出と育成 産業の活力を維持し、より一層発展していくため、新規産業の創出と育成が重要であり、新たな分野等への挑戦として、積極的に進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨海地域における企業立地促進 ・ 新規開業する中小企業者の経営の安定及び振興の支援 ・ 臨海地域における環境・リサイクル産業の創出
<p>⑥商業・サービス業の振興 商業者と商業関連組織、行政が連携し、地域住民等のニーズにも合った、付加価値の高い取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業関連団体が実施する商業活性化事業への支援 ・ 商店街等が行う地域資源を活用した取組の支援 ・ 意欲的な商業者の自主的・自発的な活性化の取組の推進

●協働の考え方

○市民の役割	○団体・事業者などの役割	○行政の役割
<p>市民一人ひとりが、地域産業活性化の担い手として、地域での商品の購入を心がけるとともに、特産品をSNS※1等で紹介するなど、積極的なPRを行います。</p>	<p>継承されてきた技術等の地域資源を活用し、新たなブランド化等に取り組みます。 イベント等を実施し、市民に親しまれる企業、商店をめざします。 地域の魅力の情報発信を行います。</p>	<p>事業者や各種団体の自主的な活動を支援します。 市内外において、地域産業の積極的なPRを行います。</p>

用語解説

※1 SNS：参加するユーザーが互いに自分の趣味、好み、友人、社会生活などを公開しあいながら、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトのこと。Social Networking Service の略。

基本施策

政策

観光

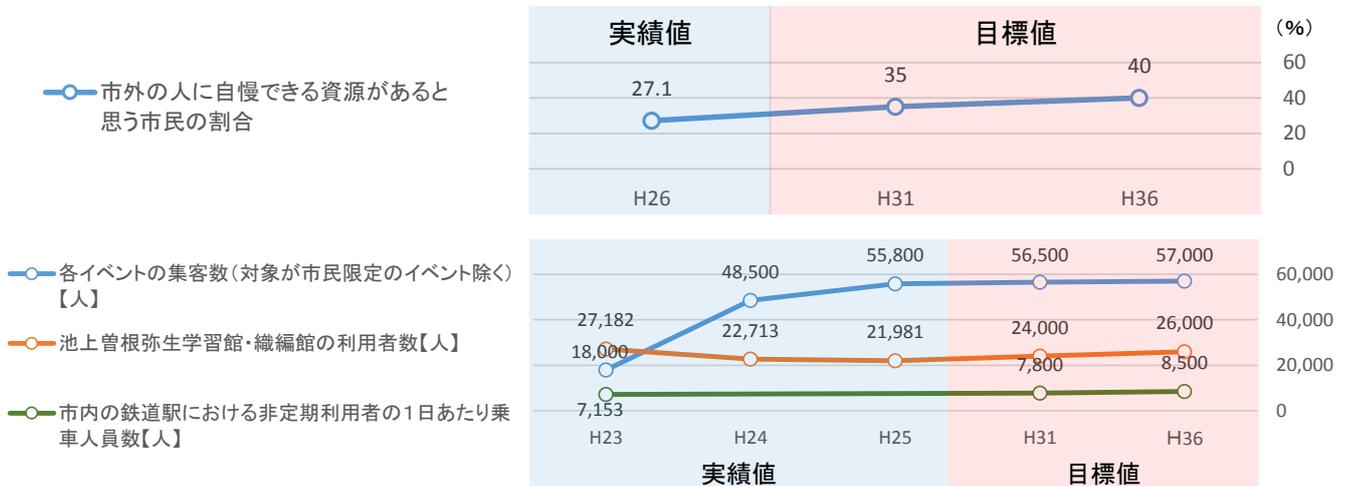
誇れる・選ばれる・集える
 まちづくり

●めざす姿：地域資源を守りながら新しい風を感じさせるまち

既存の資源を活用した観光に加え、泉大津ならではの特色ある地域資源に磨きをかけ、市内には誰もが訪れてみたいと思う観光資源が充実しています。

関西国際空港に近接する立地特性を活かし、泉州地域の一翼を担いながら、国内外から多くの観光客が訪れ、にぎわいのあるまちとなっています。

●成果指標



●現況と課題

- 観光資源の少なさやPR不足により、本市に観光で訪れる人は少ないのが状況ですが、池上曽根遺跡やだんじり祭りなど、泉大津ならではの地域資源の良さを認識し、PRすることが求められます。特に、大規模集客地である泉大津フェニックスの利活用の促進には、重点的に取り組む必要があります。
- 関西国際空港からの旅行客の通過点となっていますが、空港から近いという立地を活用して、本市だけでなく、周辺地域と連携し広域的にモデルコースなどを設定し、旅行客の誘致に努める必要があります。
- 体験型観光に対するニーズの高まりを受け、市内の繊維工場等においても既に取組が進められており、好評となっていることから、これらの取組を促進することが求められます。
- 既存の地域資源等を活用し、魅力ある観光コンテンツを作成するための戦略立案等の取組を進めるとともに、それらの情報を有効に発信するための拠点を整備することも必要となります。
- 泉大津フェニックスには多くの来訪者があるものの、市街地等での滞在時間は短くなっており、来訪者が市内を周遊し、滞留する仕組みづくりが求められます。



泉大津フェニックスにおける野外コンサート

●関係する市の条例・計画等

◆泉大津市産業振興ビジョン（平成 21 年 10 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①泉大津フェニックスの観光資源としての活用</p> <p>人が親しみ、集う、交流とにぎわいある港づくり・まちづくりのため、泉大津フェニックスの PR を行うとともに、海辺で憩い、楽しむ催しを誘致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉大津フェニックスでのイベントの誘致 ・ 映画のロケ地などに積極的に採用してもらうための事業の実施 ・ フェニックスコンサートでのシティプロモーション^{*1}活動の実施
<p>②地域資源を活用した観光の推進</p> <p>毛布・ニット・毛織物などの地域資源を活用した観光PRイベントを実施するとともに、見学可能な繊維工場を観光資源として市内外に広く PR します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的自治体連携による集客イベントでの観光PRの実施 ・ 繊維製品製造工場や体験型施設などの見学の推進
<p>③市のイメージアップ・認知度の向上の推進</p> <p>泉州地域のプロモーションを推進し、泉州地域の活性化、国内外における泉州ブランドの確立に寄与するため、泉州観光プロモーション推進協議会に参加し、プロモーション活動を展開します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西国際空港における泉州地域のPR ・ 本市の観光資源を含めた泉州地域全域での観光施策の推進 ・ 観光客誘致のイベントへの参加による観光PRの実施 ・ 学生との連携による隠れたお店等のほりおこし及び情報発信 ・ 繊維製品製造工場（のこぎり屋根）を活用したイメージ戦略の推進
<p>④南海本線高架下の活用</p> <p>南海本線の高架下を活用し、観光情報を発信するスペースを設置します。また、観光パンフレットを作成し、泉大津市のみどころをめぐるコースを設定するなどして、観光客を誘致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高架下を活用した観光等のPRの推進 ・ 観光資源をPRするためのツールの充実
<p>⑤地域資源のネットワーク化による回遊性の創出</p> <p>地域資源間の連携を密にし、各々の魅力を最大限に引き出すことで相互PRを推進するとともに、回遊性の創出を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関との連携による観光資源をめぐるイベントの推進 ・ 観光客が観光資源を見て回るための回遊性の創出

●協働の考え方

○市民の役割	○団体・事業者などの役割	○行政の役割
<p>地域の魅力を知り、市外に向けて積極的にPRします。また、観光ボランティア等の取組を進めます。</p>	<p>来訪者に満足してもらえるような体制を整備します。 地域資源を活用した体験型観光メニューの創出を行います。</p>	<p>各種団体や周辺自治体と連携を図りながら、観光プログラムの創出を行います。</p>

用語解説

※1 シティプロモーション：地域の魅力を創り出し、それを国内外に発信し、地域ブランド力を高め、「人」・「もの」・「情報」などが活発に行き交う、元気で活力あるまちを創る活動。

基本施策

政策

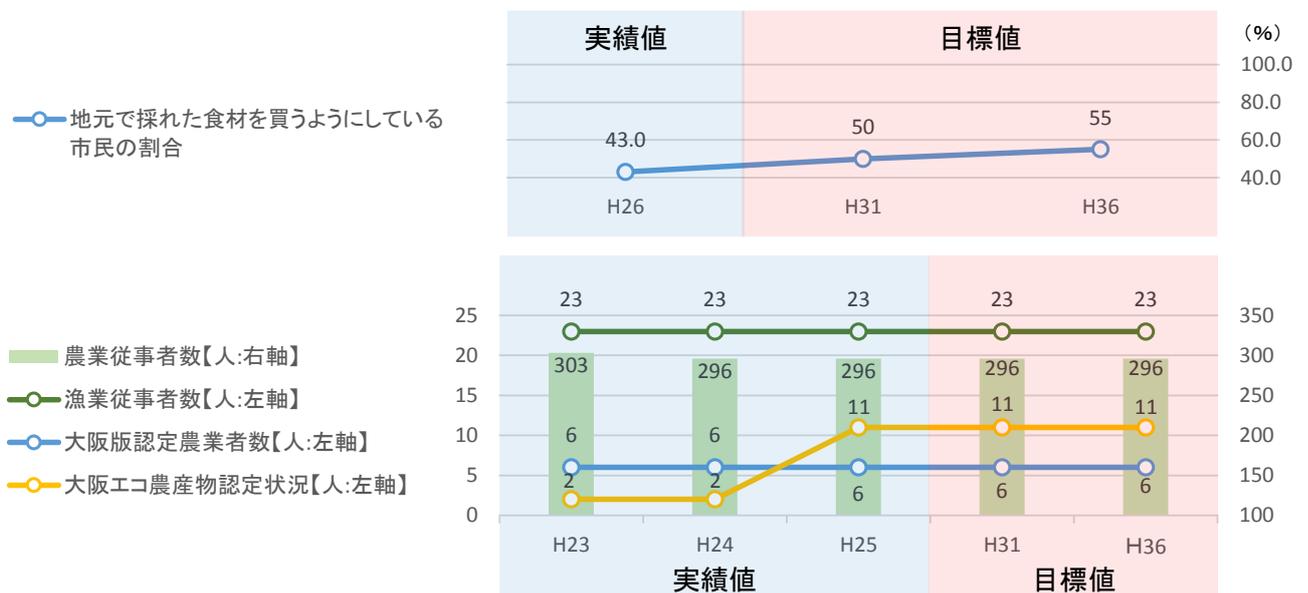
農業・漁業

誇れる・選ばれる・集える
まちづくり

●めざす姿：食を身近に感じる産業を育むまち

安全・安心な農水産物の生産が進められるとともに、市民の間で地元の産品への関心が高まり、地産地消の意識が広まっています。市民が農業・漁業の大切さを認識することで、次世代の担い手が育っています。

●成果指標



●現況と課題

- 都市化の進展に伴う農地の減少等により、農業を取り巻く環境は厳しさを増す中、従事者の高齢化や次世代の担い手不足により、産業としての衰退の危機にあります。
- 地産地消の意識の高まりから、地元農水産物に対するニーズは高まっており、地元産の農水産物の供給を促進する必要があります。
- 安全・安心意識の高まりから、化学肥料や農薬を減らした農作物へのニーズが高まっています。

●関係する市の条例・計画等

◆泉大津市産業振興ビジョン（平成 21 年 10 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①次世代経営者への経営環境の提供</p> <p>次世代の担い手となる若い世代にとって魅力ある経営環境を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農改善の取組の支援 ・ 大阪の特産と認められる「大阪産（おおさかもん）」や「なにわの伝統野菜」の周知・普及 ・ 「大阪版認定農業者」の周知・普及 ・ 農業協同組合、漁業協同組合等との連携の強化
<p>②地産地消の推進と安全安心な食の提供の推進</p> <p>食を身近に感じることができる機会を提供するとともに、安全安心な食の提供の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な媒体による情報発信・共有 ・ キャンペーンなどの啓発活動の促進

●協働の考え方

<p>○市民の役割</p> <p>農業・漁業に対する理解を深め、地産地消に努めます。</p>	<p>○団体・事業者などの役割</p> <p>環境に配慮した安全・安心な農水産物を提供します。</p>	<p>○行政の役割</p> <p>農業・漁業団体が取り組む事業を支援します。市内外において、地場製品の積極的なPRを行います。</p>
--	---	---



泉大津漁港



農業まつりでの地元産野菜の直売

基本施策

政策

労働環境

誇れる・選ばれる・集える
まちづくり

●めざす姿：誰もが夢を持ち働きやすいまち

市内の企業では、福利厚生が向上し、安心して働ける職場環境が整備されています。また、多様な働き方への理解が進み、仕事と生活を調和させながら働ける環境が整っています。

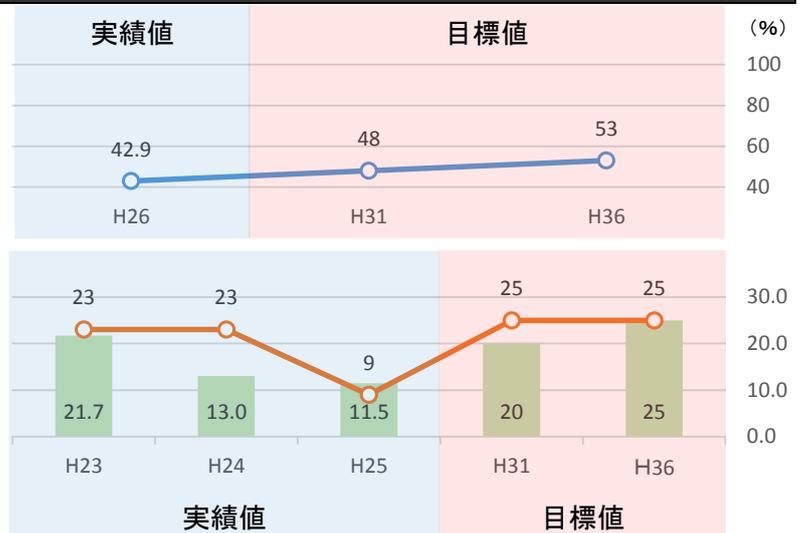
泉大津市内で働きたい人が増え、企業における雇用が促進され、世代を問わず誰もがいきいきと働けるまちとなっています。

●成果指標

勤めている職場の労働環境が整っていると思う市内で働いている市民の割合

就職に繋がった人数／就労相談人数【%】

就労相談人数【人】



●現況と課題

- 近年の社会情勢の変化により、労働問題は多様化・複雑化しています。就業形態の多様化による不安定就労の割合の高さや、目まぐるしく変化する経済情勢に左右される就職市場等、就労に関する問題はますます顕在化しています。
- 事業所の転廃業や工場の縮小・閉鎖・海外移転等により、市内の就労の場が減っていることから、市内企業の就業者数は減少しています。
- 企業に対し労働者の確保・定着に向けた支援等を行うとともに、市民に対しては労働相談・就労相談体制を確立し、相談者個々にあった支援等を行っていますが、今後も職業生活の安定のための効果的な施策を展開するとともに、産官民の各団体が連携する必要があります。
- 労働・就労の問題は、本市だけの問題ではなく、全国的な社会問題であり、関係団体との連携を強化するとともに、国・府に対し適切な支援施策・財政措置を図るよう要望していく必要があります。

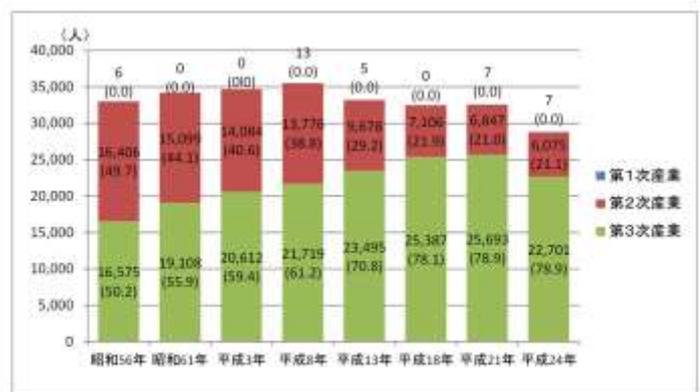


図 産業別就業者数の推移
資料：事業所・企業統計（昭和56年～平成18年）、経済センサス（平成21、24年）

●関係する市の条例・計画等

◆泉大津市就労支援計画（平成 14 年 4 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①安心して働ける職場環境の整備 職場環境の整備・改善を図り、労働者の安全・健康を確保するための啓発活動を促進します。 また、育児休業制度等の普及や各種ハラスメント^{※1}の防止など就労条件・地位の向上を図るための啓発活動と、優良企業の推奨に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国・大阪府等との連携による職場環境改善の啓発や雇用の安定に向けた情報提供の実施 大阪府等との連携による育児休業等の労働者福祉に関する啓発・情報提供の実施 職場における各種ハラスメントに関する相談の実施 各種ハラスメントに関する専門機関等の情報提供 勤労者の能力向上のための講座等の情報提供
<p>②福利厚生の実充に向けた支援 労働者の福利厚生の実充を図るため、企業と労働組合等に対し働きかけを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府等との連携による勤労者福祉の向上のための啓発活動の実施 商工等団体・企業等が行う勤労者福祉対策の支援
<p>③労働相談体制の実充 市内在住・在勤の未組織勤労者の適正雇用の推進を図り、トラブルの解消と充実した職業生活に向けた相談・支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 解決型労働相談の実施 大阪府等が実施している専門家による労働相談会等の情報提供
<p>④就職困難者に対する就労支援の実充 就職困難者の就労に関する相談を行い、関係機関と連携を図りながら相談者に適した取組・支援を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就職情報フェアの開催 就労支援セミナーの開催 就労支援コーディネーターによる就労相談の実施
<p>⑤仕事と生活の調和の推進 仕事と育児や介護の両立や多様な働き方を可能とする就労環境の整備・改善を促進します。 また、大学等と連携し、就業意識に関する調査・研究を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク等との連携による雇用機会の均等に関する啓発・情報提供の実施 労働に対するニーズの把握と、多様な労働形態の開拓に向けた支援の実施

●協働の考え方

<p>○市民の役割 仕事と生活の調和を考え、自分にあった働き方を選択します。</p>	<p>○団体・事業者などの役割 労働環境の向上に努めます。</p>	<p>○行政の役割 職業安定所等の関連機関と連携し、情報の提供に努めます。</p>
---	--	--

用語解説

※1 各種ハラスメント：パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等。

第 7 節 健全な行財政と都市経営に基づく市民サービス

7 - 1 行財政運営

7 - 2 市政の情報発信

7 - 3 公共施設

7 - 4 市民サービス

専門家委員からのコメント

桃山学院大学経営学部教授 今木秀和

基本施策

政策

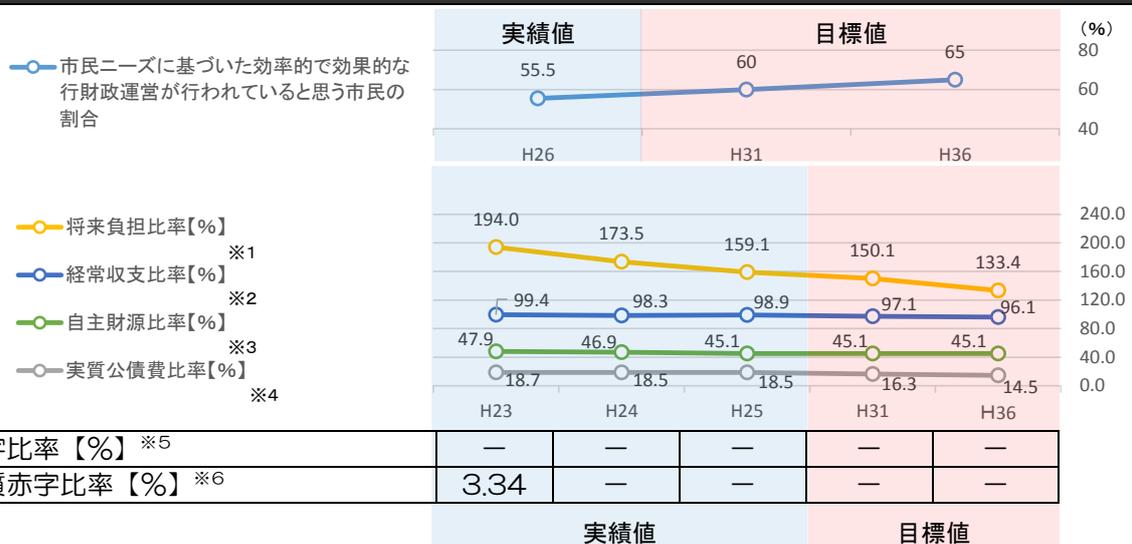
行財政運営

健全な行財政と都市経営
に基づく市民サービス

●めざす姿：柔軟で健全な行財政運営

市がめざす姿を市民と共有しながら、市民ニーズに基づき、選択と集中による施策・事業を展開しているとともに、積極的な歳入の確保に取り組んでいます。その結果、柔軟で健全な行財政運営を実施しています。

●成果指標



●現況と課題

- 過去の公共事業の実施に伴う公債費※7の増加等もあり、危機的な財政状況に陥って以降、数次の行財政改革に基づく事務事業の見直し、職員数・給与の削減、民間委託の推進などの取組を継続的に進め、一定の成果をあげてきました。
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の4指標については、平成25年度決算において18.5%と地方債許可基準の18%を超過している実質公債費比率をはじめ、依然として高位で推移しており、今後とも比率の逡減を図っていく必要があります。
- 財政面における歳出抑制の視点は引き続き必要ですが、行政サービスの質のさらなる向上をめざすことも必要です。そのためには、市民のニーズや時代の潮流に応じた組織機構の改革や事務事業の見直しとともに、成果重視の事業運営や人材の育成に取り組み、市民の満足度を達成の指標とする総合計画を中心とした行財政運営を進める必要があります。
- 将来的には、生産年齢人口の減少に伴う納税者数の減少などにより、自主財源の根幹をなす市税収入についても減少傾向となることが想定されるため、歳入確保の観点からも、市税収入を堅持するための施策展開が求められます。また、あわせて税外収入についても確保・増収を図っていく必要があります。

用語解説

- ※1 将来負担比率：借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。
- ※2 経常収支比率：人件費・扶助費・公債費などの経常的に支出する経費に対して、市税や普通交付税などの使途を制限されない経常的な収入がどの程度充てられるかによって、財政構造の弾力性を判断するための指標。
- ※3 自主財源比率：地方公共団体が自主的に収入しうる財源（地方税・分担金及び負担金・使用料・手数料・財産収入・寄付金・繰入金・繰越金・諸収入がこれに該当する。）の歳入総額に占める割合。
- ※4 実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。
- ※5 実質赤字比率：一般会計等に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。「—」は、算出値が負となる場合の表示で、実質的な赤字がないということを用いる。
- ※6 連結実質赤字比率：本市のすべての会計（一般会計、特別会計、公営企業会計）に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。「—」は、算出値が負となる場合の表示で、実質的な赤字がないということを用いる。
- ※7 公債費：地方公共団体が特定の事業の経費に充てることを目的として、必要とする資金を外部から調達することによって生じる債務（地方債）の元利償還金を用いる。

●関係する市の条例・計画等

◆いずみおおつ再生・未来プラン（平成 19 年 2 月）、◆第2次泉大津市経営指針（平成 26 年 3 月）、◆収支見通し（毎年度策定）、◆予算編成方針（毎年度策定）、◆予算査定方針（毎年度策定）

●施策の展開方向

①健全で効率的・効果的な財政運営

地方公共団体財政健全化法に基づく各指標を中心とする財政指標の改善に向け、各特別会計・企業会計の赤字解消と将来を見据えた基金の積み立てを計画的に行います。

また、施策の優先度、投資効果および後年度負担の軽減を考慮し、中長期的な視点に立った健全かつ効率的・効果的な財政運営に努めます。

②歳入の確保

自主財源の根幹をなす税収の確保に向けて、市税の適正な賦課および徴収に努めるとともに、税源の涵養に資する施策・事業の展開を推進します。

また、事業実施に伴う特定財源の活用と受益者負担の適正化の検討をすすめ、税外収入についても確保および増収を図ります。

③行政改革の推進

市民へ質の高いサービスを提供できるよう、事務事業の見直しや再構築を行うとともに、職員の意識改革、人材の育成を図ります。

また、広域に係わる課題に対応していくため、近隣市町とさらなる連携を強化し、協力体制の充実を図ります。

④総合計画に基づく行財政運営

総合計画の基本理念や市のめざすべき姿を市民と共有し、各部署が、その実現にむけて事業を遂行します。

●取組の事例

- ・ 施策の優先度と必要性、効果等の検証に基づく計画的かつ効率的な財政運営
- ・ 特別会計、企業会計および土地開発公社の健全化
- ・ 財政調整基金^{※8}をはじめとする充当可能基金への積立
- ・ 後年度負担の軽減に資する地方債^{※9}の発行・抑制
- ・ 民間活力の積極的な活用
- ・ 保有資産の有効活用
- ・ 財政状況の公表
- ・ 的確な課税客体^{※10}の捕捉による適正な賦課の推進
- ・ 徴収率の維持・向上
- ・ 税源涵養の視点からの事業・施策の検討
- ・ 国・府等補助金など特定財源の確保
- ・ 使用料・手数料の見直し等による受益者負担の適正化
- ・ 組織・機構の改革や事務事業の効率化の推進
- ・ 人事評価制度、各種研修、派遣などによる人材育成の推進
- ・ 自治体間の協力・連携体制の充実
- ・ 各種行政評価など市民の意見を施策へ反映する取組の推進

●協働の考え方

○市民の役割

市の行財政運営に関心を持ち、地域資源の有効活用などに向けたまちづくりなどに積極的に参加します。

○団体・事業者などの役割

地域でできることは地域で行い、解決していくことのできる地域づくりに努めます。

○行政の役割

市民ニーズに基づき、選択と集中により、行財政運営の効率化を図ります。
また、サービスの質の向上、行財政運営の効率化のため、積極的な民間活力の導入を図ります。

用語解説

※8 財政調整基金：基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、条例により設置されたものをいい、財政調整基金は、円滑な財政運営を行うにあたり、年度間の財源調整を図ることを目的としている。

※9 地方債：地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その元利償還の履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。

※10 課税客体：課税の対象となる物・所得・行為その他の事実。固定資産税における土地・家屋等の固定資産などをいう。

基本施策

政策

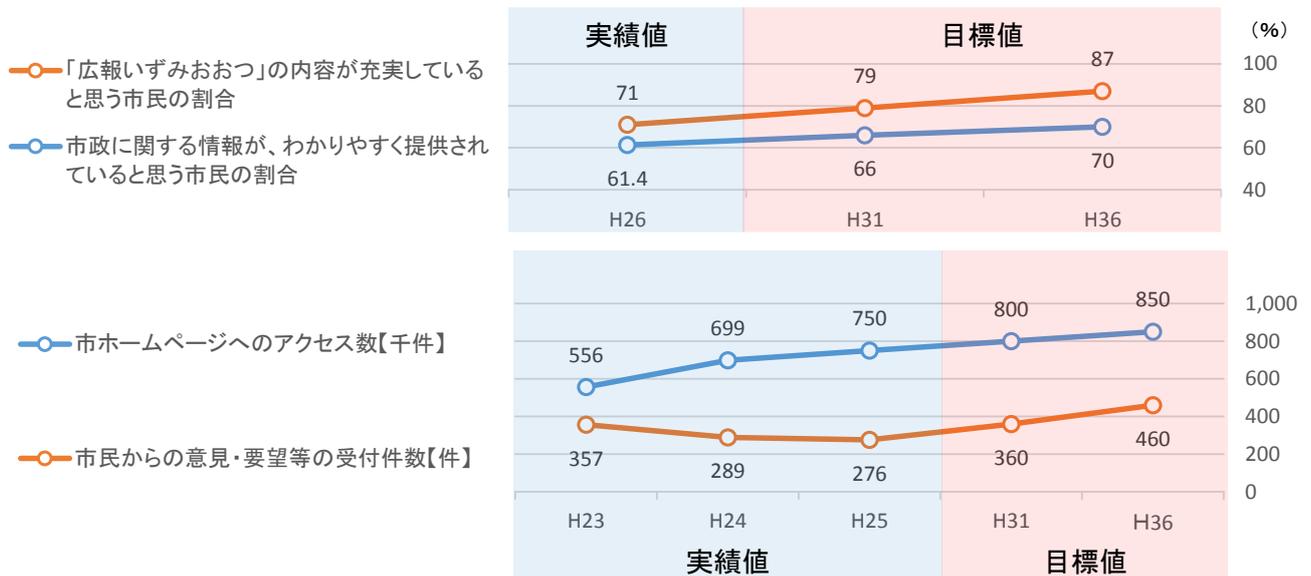
市政の情報発信

健全な行財政と都市経営
に基づく市民サービス

●めざす姿：すべての市民に情報が届けられるまち

市民生活に役立ち、市政に対する理解と協力を得られるような市政情報が、様々な情報媒体により発信され、すべての市民に届けられています。また、市民からの声を積極的に聴く機会や方法が増えています。

●成果指標



●現況と課題

- 本市では、広報紙をはじめ、ホームページ、フェイスブック、出前講座などを通じて、市政情報を広く発信しています。また、市民の市政に対する要望、ニーズについては、「市長への提言」やタウンミーティングの実施等により、その把握に努めています。
- 市民と行政が協力してまちづくりを進めるためには、今後も、市民が必要とする情報を分りやすく提供するとともに、市民からの声や意見を聴取する機会を充実させ、市民と行政が情報を共有し、理解し合うことが重要です。
- パソコンや携帯電話などが普及し、市民の情報通信手段も多様化してきていることから、時代に即した手法で市政情報を提供することが求められます。
- 多くの情報を発信することは、行政が説明責任を果たす観点からも重要です。個人情報の適正な管理に努めつつ、市政情報の適切な公開が求められます。
- 市民に伝える市政情報に加え、シティプロモーションの観点から、市外にも泉大津市の施策や取組などを発信し、市の認知度を高める必要があります。



市民と行政が対話するタウンミーティング

●関係する市の条例・計画等

いずみおおつし広報広聴戦略プラン（平成 23 年 3 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①広報活動の充実</p> <p>伝えたい情報が効率良く伝えられ、かつ市民の関心を引く内容となるよう、情報内容の充実を推進します。</p> <p>また、すべての市民に市政情報を伝えられるよう、情報発信の環境整備・充実を図ります。</p> <p>特に広報紙については、全世帯への行き渡りを実現するために、より効果的な方法を検討します。</p> <p>さらに、交流や定住促進につながるシティプロモーションの推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・学生・企業等と連携した情報収集体制の構築 ・ 様々な媒体における情報内容の充実 ・ 新しい SNS の調査・研究と推進 ・ 広報紙の配布方法と設置場所の検証 ・ PR 冊子の作成とイベント・駅前などでの情報発信機会の拡充
<p>②広聴活動の充実</p> <p>市民の市政に対する要望・ニーズを聴取し、施策や事業の達成や定着の状況を把握するため、意見交換会、市民アンケートなど、広聴の機会を拡充します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座など情報発信を通じた市民の意見を聴取する機会の充実 ・ 市長への提言など市民が市政に提言できる手段や手法の充実 ・ 施策や事業の満足度や定着度を測るための市民向け各種調査の実施 ・ イベント、事業などでの新たな意見聴取機会の拡充
<p>③情報の公開と管理</p> <p>情報公開や個人情報保護制度の適正な運用に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な情報公開の推進 ・ 個人情報の適正な管理

●協働の考え方

<p>○市民の役割</p> <p>地域に関心を持ち、情報収集するとともに、SNS 等を活用し、地域の情報発信を積極的に行っています。</p> <p>各種会議への参加やアンケート調査などに積極的に協力し、意見の発信に努めます。</p>	<p>○団体・事業者などの役割</p> <p>まちづくりを担う一員として、市の情報を地域住民に的確に伝達し、団体が行き届く内容を積極的に情報発信します。</p>	<p>○行政の役割</p> <p>多様な媒体を活用し、市民が求める情報を分かりやすく提供します。また、市民の意見を幅広く聞くため、多様な機会を設けます。</p>
---	---	---



広報いずみおおつ

基本施策

政策

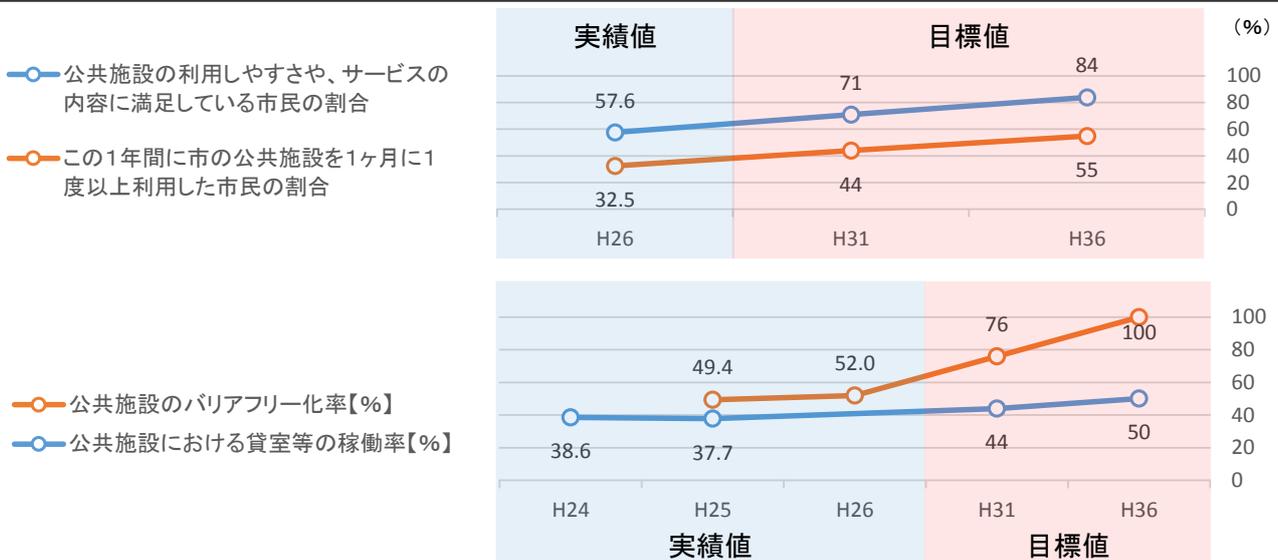
公共施設

健全な行財政と都市経営
に基づく市民サービス

●めざす姿：誰もが利用しやすく誰もが集える公共施設

市民の多様なニーズ、利用目的にも柔軟に対応できるよう、公共施設の複合化・多機能化が進んでおり、誰もが利用しやすく、質の高い公共施設サービスが提供されています。これにより、公共施設は市民活動や世代間交流の地域の拠点となっています。

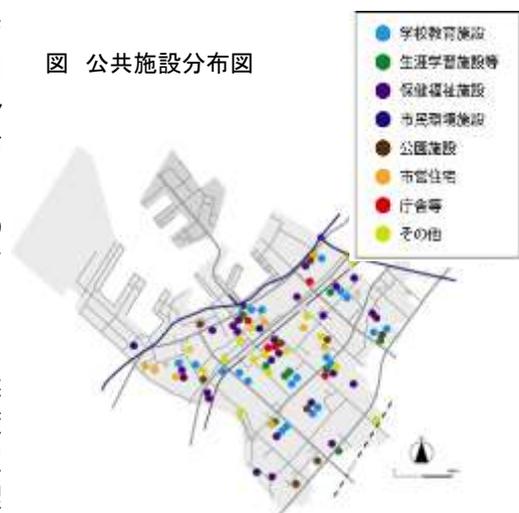
●成果指標



●現況と課題

- 本市の公共施設の多くは、建築後30年以上が経過していることから、老朽化が進んでおり、今後、施設の改修や更新が必要となりますが、集中して更新時期を迎えるため、その対策も必要となります。
- 近年、高齢化が進展する一方で、都市化の進行や核家族化などによりライフスタイルの多様化が進む中で、バリアフリー化や市民ニーズの変化に十分対応しきれておらず、今後とも対応が必要となります。
- 施設利用者については、公共施設の存続を望む声は強いですが、市民が日常的に利用する施設は限られており、利用者が少ない施設や当初の目的と現在の利用実態がかい離している施設もあることから、市民の利用頻度やニーズに合わせた公共施設とすることが必要となります。
- 一方で公共施設は、市民のコミュニティ形成の場としての役割や、災害時には避難場所になるなど、防災拠点としての機能もあり、これらへの対応も必要となります。
- 今後の公共施設の整備にあたっては、老朽化・バリアフリー化対策のみならず、市民の多様なニーズや利用目的に柔軟に対応できる施設として整備する必要がありますが、厳しい財政状況の中、全ての施設を更新するには財源が不足しており、適正な配置による効率的な施設整備や維持管理が必要となります。

図 公共施設分布図



●関係する市の条例・計画等

泉大津市公共施設適正配置基本方針（平成 26 年 12 月）

●施策の展開方向

●取組の事例

①施設の複合化・多機能化の推進

建替え等の際は、必要性を検討し、今後の人口構造の変化や市民ニーズの変容に対応すると共に、新たな市民の交流が生まれるような施設とするため、複合化・多機能化を推進します。

- ・ 既存施設の建替え、長寿命化改修の際に複合化・多機能化を計画的に推進するための取組
- ・ 誰もが利用しやすい施設とするためのバリアフリー化の推進
- ・ 将来推計人口を踏まえた公共施設総量の適正化

②施設の長寿命化・適切な維持保全の推進

施設の長寿命化や適切な維持保全により、今ある施設を活かし、公共施設にかかる費用の圧縮を図ります。

- ・ ライフサイクルコスト※¹ 圧縮のための公共施設の長寿命化改修の推進
- ・ 公共施設の長寿命化を進めるための計画的で効率的な維持保全の実施

③民間事業者や市民との連携

多様化、高度化する市民ニーズに対応し、誰もが利用しやすい公共施設とするため、民間事業者や市民団体などが有するノウハウなどを積極的に活用し、質の高い公共サービスを提供します。

- ・ 指定管理者制度の活用など P P P（公民連携）による民間活力の導入
- ・ 市民ニーズをダイレクトに反映するための地域利用施設の地域移管の推進
- ・ 民間施設の活用や民間による公的サービスの展開

●協働の考え方

○市民の役割

市民の財産である公共施設をいつまでも気持ちよく長持ちする様に大切に利用します。

○団体・事業者などの役割

鍵の開け閉めや清掃活動等、地域における公共施設の維持・管理等を行います。
公共施設の整備や管理運営に際し、P F I※² 事業や指定管理者制度等により積極的に参加します。

○行政の役割

公共施設を適切に維持管理するハード面の視点と、公共施設の複合化・多機能化などについて、市民と共通理解を図りながら検討するソフト面の視点を持って、公共施設の適正配置を総合的、戦略的に推進します。

用語解説

※1 ライフサイクルコスト：建築物の企画設計段階、建設段階、運用管理段階及び解体再利用段階の各段階のコストの総計のこと。（出典：建築物のライフサイクルコスト）

※2 P F I：P F I（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

基本施策

政策

市民サービス

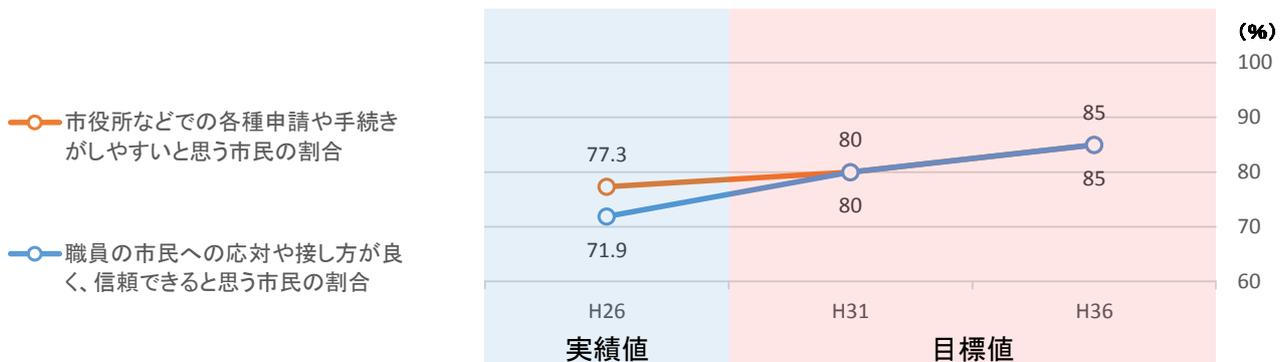
健全な行財政と都市経営
に基づく市民サービス

●めざす姿：満足を実感できる市民サービスの実現

迅速で確実な窓口対応と誰もが利用しやすい市民サービスの提供体制が充実するとともに、インターネット等による手続きの簡素化、合理化が進められています。

職員が「市民目線」に立った市民サービスを実践しており、身近な相談窓口として市民の信頼が高まっています。

●成果指標



●現況と課題

- 平坦で小さな市域であることから、市内のどこからでも市役所へのアクセスが比較的容易であり、行政サービスの提供に地域格差が生まれにくい一方、来庁者が集中することもあり、窓口が混雑し、待ち時間が長くなる場合があります。
- 個人のニーズや価値観、生活様式が多様化する中、行政に求められるサービスも高度化しており、時間に縛られない行政サービスの提供に対応し得るコンビニエンスストアの活用や、窓口のワンストップ化等を検討していく必要があります。
- 現在、住民票や各種証明書の発行等の日曜開庁業務を行っているところですが、今後、国が導入を予定しているマイナンバー制度^{※1}の活用や電子自治体の推進などにより、さらなる利便性の向上を図る必要があります。
- これまで、住民に身近な基礎自治体として、市民生活における各種相談業務に取り組んできました。今後も、社会環境の変化とともに、市民生活に関する相談件数は増加することが見込まれることから、一層の相談体制の充実が求められます。

用語解説

※1 マイナンバー制度：全ての国民、法人等に1つの番号を付し、複数の機関に存在する個人や法人等の情報が同一人（組織）の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障、税、災害対策等の分野で効率的に情報を活用するもの。

●関係する市の条例・計画等

泉大津市人材育成基本計画（平成 20 年 5 月）

●施策の展開方向	●取組の事例
<p>①市民対応と窓口でのサービスの向上</p> <p>市民目線に立った対応や待ち時間の短縮に向けた取り組みを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親しみのもてる雰囲気づくりと迅速で確実な対応の実施 ・ 総合窓口化の検討 ・ わかりやすい案内表示やレイアウト ・ 職員の接遇能力向上のための各種研修の実施
<p>②市民サービスの利便性の向上</p> <p>事務手続きの簡素化、各種証明書等の発行にかかる利便性の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種証明書のコンビニ交付等の推進 ・ マイナンバー制度の有効活用 ・ 各種手続きのインターネット活用の推進
<p>③相談体制の充実・強化</p> <p>市民からの相談や要望などに対応する窓口の充実を図り、関係機関や関係各課との連携により、協力体制を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民相談窓口の充実 ・ 関係機関や関係各課との連携体制の強化

●協働の考え方

<p>○市民の役割</p> <p>市民と行政との最も身近な接点となる窓口において、市民ニーズを的確に伝えるなど、職員とのコミュニケーションに努めます。</p>	<p>○団体・事業者などの役割</p> <p>関係団体においては、行政と連携し、市民の専門的な相談や要望への対応を図ります。</p>	<p>○行政の役割</p> <p>迅速で誰もが分かりやすい窓口対応やインターネット等による手続きの簡素化、合理化に努めます。</p>
---	--	--

第3章 計画の推進

第1節 計画推進体制

○庁内における計画推進体制

- ・分野別計画に基づく施策を計画的に推進するため、施策を担当する各部課は、総合計画に即して個別計画の策定、改訂、施策の展開を行います。また、施策の展開方向に基づいた取組について、予算編成を行い、事業を実施します。

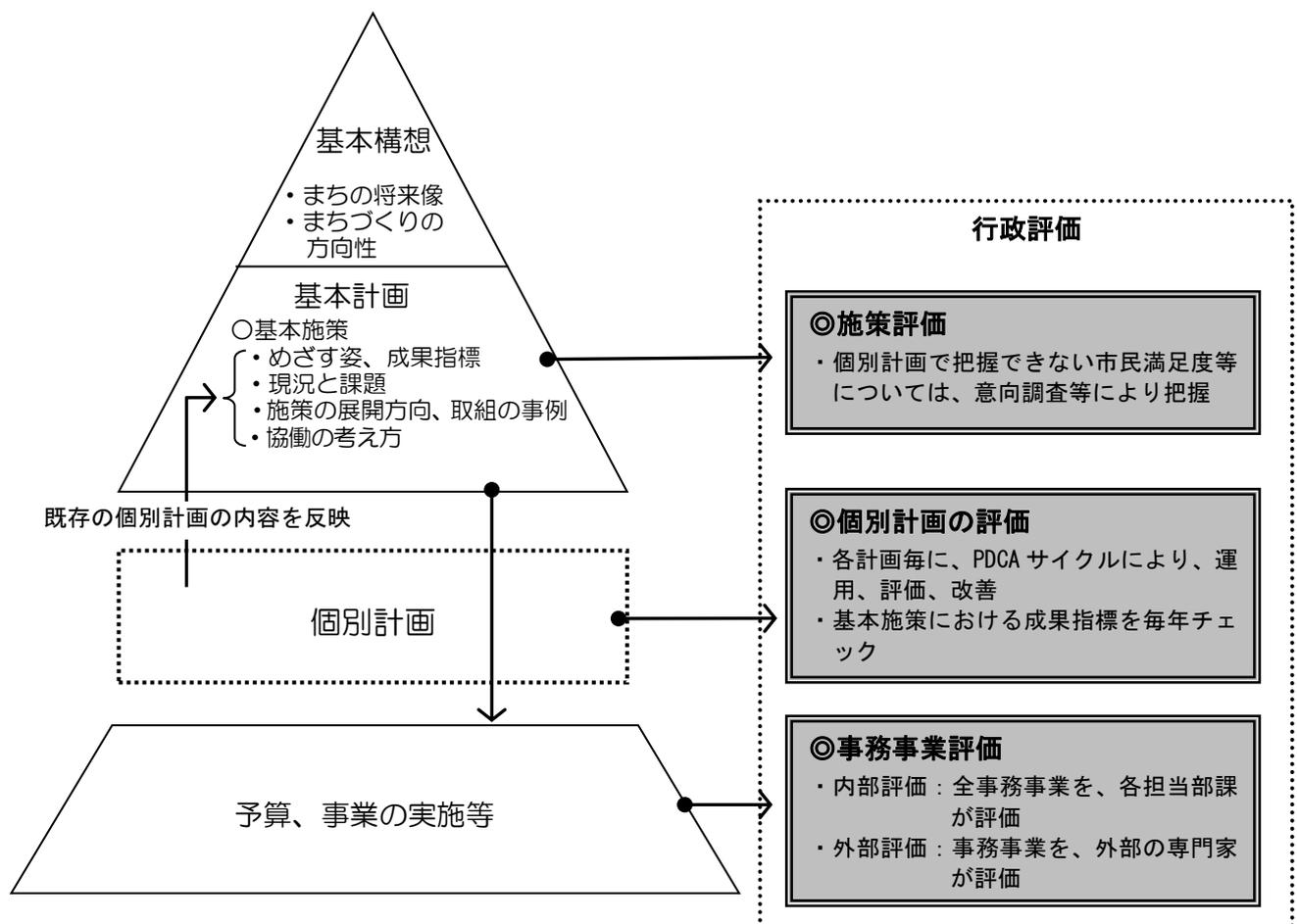
○協働による計画推進体制

- ・計画の推進にあたっては、市民や団体・事業者などと行政による協働のまちづくりに基づく取組を推進します。
- ・基本施策ごとに掲げた各主体の役割を果たせるよう、市民や団体・事業者が主体的に活動できる取組を推進します。

第2節 進行管理のしくみ

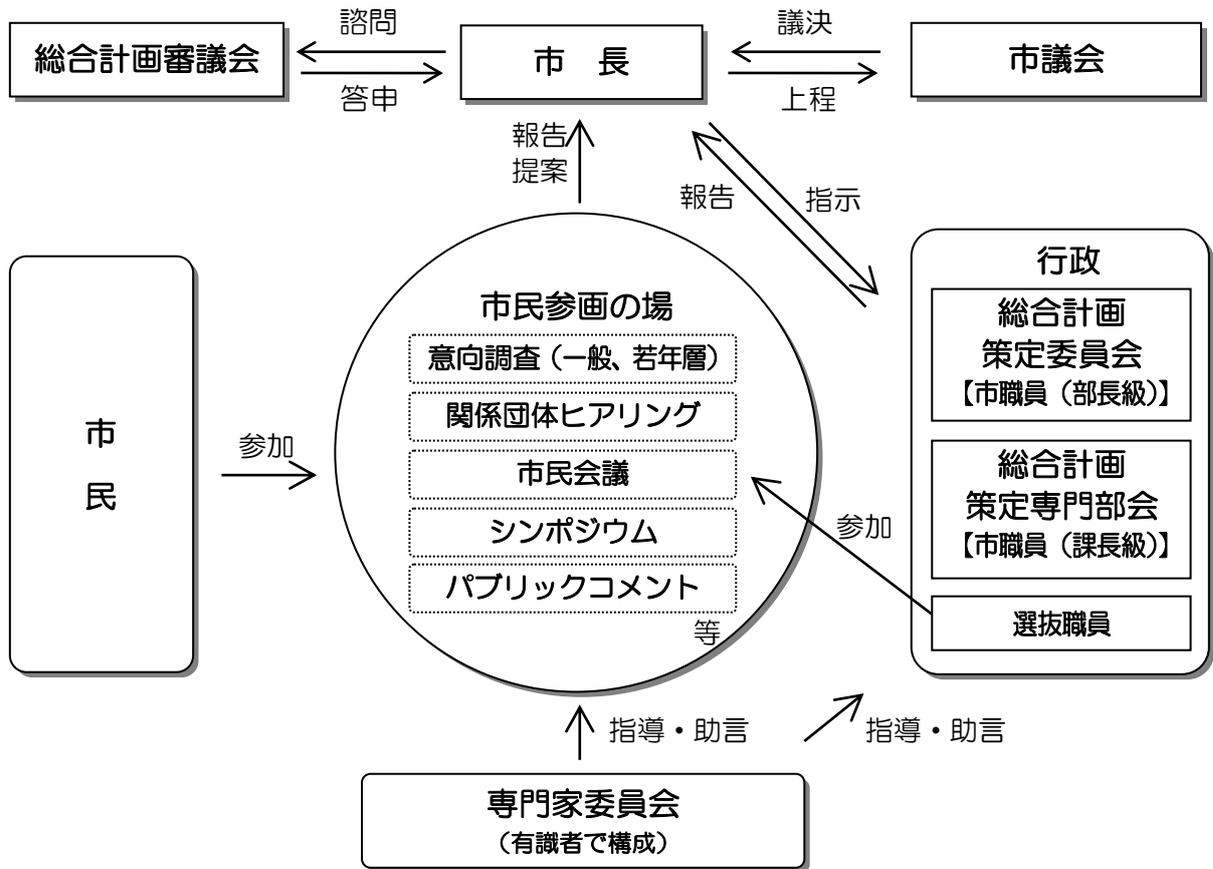
○PDCAサイクルに基づく進行管理

- ・第4次泉大津市総合計画の進捗管理を確実にを行うため、基本施策に位置づけた成果指標について、定期的に数値を把握、評価し、PDCAサイクルによる進行管理を行います。



第 4 部 卷 末 資 料

1 策定体制



2 計画策定経過

年度	月日	市議会	総合計画審議会	策定委員会	専門家委員会	部会	市民参加	項目	内容
平成 25 年度	8/1			●				第 1 回策定委員会	・ 策定方針について
	8/22			●				第 2 回策定委員会	・ 策定専門部会、専門家委員会の確認
	9/2	●						総務常任委員会協議会	・ 泉大津市総合計画審議会条例の一部改正について報告 ・ 第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 策 定 方 針 について報告
	9/11	●						泉大津市議会平成 25 年第 3 回定例会	・ 泉大津市総合計画審議会条例の一部改正について議決
	9/30			●				第 3 回策定委員会	・ 基礎資料について ・ 市民会議等の進め方について
	10/4			●				第 4 回策定委員会	・ 成果指標の考え方について
	10/8						●	第 1 回策定専門部会	・ 分野別部会の進め方について
	10/18			●				第 5 回策定委員会	・ 分野別部会の構成員について ・ 市民会議の進め方について
	10/24～ 11/10						●	市民アンケート調査	・ 16 歳以上の市民 3,000 人対象 (回収率 27.0%)
	10/24～ H26/5/13						●	関係団体ヒアリング	・ リレーインタビュー方式で実施 (18 団体)
	10/28～ 10/31				●	●		第 1 回分野別部会	・ 現行計画の評価、分析等
	11/8			●				第 6 回策定委員会	・ 市民会議の進め方について ・ 基本構想の構成（案）について
	11/18～ 11/29				●	●		第 2 回分野別部会	・ 基礎調査資料等による課題抽出 ・ SWOT 分析
	11/19			●				第 7 回策定委員会	・ 財政フレームの考え方について ・ 市民会議・学生会議・中学生会議の進め方について
	11/30						●	第 1 回学生会議	・ まち歩き（良いところ・変えたいところの確認） ・ まちづくりの資源や課題の抽出
	12/4			●				第 8 回策定委員会	・ 市民アンケートの結果について ・ 財政フレームの考え方について
	12/14						●	第 1 回市民会議	・ まち歩き（良いところ・変えたいところの確認） ・ まちづくりの資源や課題の抽出
	12/17						●	第 2 回策定専門部会	・ 政策及び施策体系の調整
	12/19			●				第 9 回策定委員会	・ 市の概況と人口推計について ・ 審議会市民委員の公募と選考について
	12/20						●	中学生会議	・ まちの自慢できるところ・変えたいところについて意見交換
1/9			●				第 10 回策定委員会	・ 基本構想の構成（案）について ・ 基礎資料について ・ 市民フォーラムについて	
1/11						●	第 2 回学生会議	・ 泉大津の強み・弱みについて	

年度	月日	市議会	総合計画審議会	策定委員会	専門家委員会	部会	市民参加	項目	内容
									<ul style="list-style-type: none"> ・強みを活かした・弱みを克服する取組のアイデア ・取組の方向性
	1/20～1/30					●		第 3 回分野別部会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の試案の策定等
	1/23			●				第 11 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の構成（案）について ・基礎資料について
	1/25						●	第 2 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・私が思う 10 年後の泉大津 ・将来像を実現するために必要な取組
	2/6			●				第 12 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎資料について ・各種会議の実施概要について
	2/8						●	第 3 回学生会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回市民会議の結果を踏まえた「私たちが思う 10 年後の泉大津の将来像」について
	2/19	●						総務常任委員会協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・泉大津市総合計画条例制定について説明 ・第 4 次泉大津市総合計画（案）の策定の進捗状況について報告
	2/20			●				第 13 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の構成（案）について ・基礎資料について ・各種会議の実施概要について
	2/21	●						泉大津市議会平成 26 年第 1 回定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・泉大津市総合計画条例制定について議決
	3/1						●	第 3 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会議のみんなが思う将来像案を検討・決定 ・将来像の実現のために自分たちにできることを検討
	3/6			●				第 14 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・将来像と基本理念の考え方について ・各種会議結果を踏まえた計画の構成について
	3/15						●	第 4 回学生会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市民フォーラムでの発表に向けた準備
	3/19						●	第 4 回策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回策定専門部会以降の状況確認 ・第 5 回分野別部会の進め方について
	3/20			●				第 15 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・将来像と基本理念の考え方について ・骨子案の構成について ・平成 26 年度のスケジュールについて
	3/25～3/31				●	●		第 5 回分野別部会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の試案の策定等

年度	月日	市議会	総合計画審議会	策定委員会	専門家委員会	部会	市民参加	項目	内容
	3/29						●	総合計画市民フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 の 策 定 に つ い て 中学生会議、大学生会議、市民会議からの報告 (参加人数約 100 人)
平成 26 年度	4/3			●				第 16 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案の構成について 第 5 回分野別部会の検討内容の確認
	4/10					●		第 5 回策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の骨子案について 成果指標に関するアンケート調査の実施について 計画策定後の進捗管理について
	4/18～ 4/24					●		第 6 回分野別部会	<ul style="list-style-type: none"> 基本施策の内容の検討(めざす姿、現況と課題、施策の展開方向、成果指標の繋がり)の確認
	4/24			●				第 17 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 将来像と基本理念について 骨子案の構成について
	5/1			●				第 18 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回審議会資料の確認 成果指標に対する市民アンケート調査の実施について
	5/9					●		第 6 回策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の骨子案について 市民満足度調査について
	5/14			●				第 19 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回審議会資料の確認
	5/19～ 5/23				●	●		第 7 回分野別部会	<ul style="list-style-type: none"> 基本施策の内容の検討 市民満足度調査項目の検討
	5/27			●				第 1 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> 会長、副会長の選出について 第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 (案) の 諮 問 に つ い て 第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 (骨 子 案) 等 に つ い て 市民満足度調査の実施について
	6/5			●				第 20 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回審議会の意見等について 市民満足度調査について
	6/10	●						総務常任委員会協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 (案) の 策 定 の 進 捗 状 況 に つ い て 報 告
	6/16			●				第 21 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民満足度調査について
	6/19～ 6/30						●	市民満足度調査	<ul style="list-style-type: none"> 16 歳以上の市民 2,000 人対象 (回収率 34.0%)
	6/27			●				第 22 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の検討
	7/3			●				第 23 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の検討 市民満足度調査の結果の確認
	7/16			●				第 24 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回審議会資料の確認
7/24			●				第 2 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想における基本理念の再検討について 第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 (基 本 計 画 素 案) に つ い て 	
8/7			●				第 25 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回審議会の意見等について 	

年度	月日	市議会	総合計画審議会	策定委員会	専門家委員会	部会	市民参加	項目	内容
	8/21			●				第 26 回策定委員会	・ 成果指標の目標値について
	9/1	●						総務常任委員会協議会	・ 第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 (案) の 策 定 の 進 捗 状 況 (中 間 報 告) に つ い て 報 告
	9/3			●				第 27 回策定委員会	・ 基本計画の検討
	9/25			●				第 28 回策定委員会	・ 第 3 回 審 議 会 資 料 の 確 認
	9/30		●					第 3 回 審 議 会	・ 第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 (素 案) に つ い て ・ 今 後 の 策 定 ス ケ ジ ュ ー ル に つ い て
	10/3			●				第 29 回策定委員会	・ 第 3 回 審 議 会 の 意 見 等 に つ い て
	10/14		●					中間答申	
	10/15～ 11/12						●	パブリックコメント実施	(提出人数 11 人、提出件数 22 件)
	10/26						●	総合計画シンポジウム	・ 基調講演 (人口減少社会に求められるコンパクトなまちづくり 藻谷浩介氏) ・ 第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 策 定 の 取 組 に つ い て の 報 告 ・ 市 民 会 議 参 加 者 か ら の コ メ ン ト ・ パネルディスカッション (参加人数約 120 人)
	11/6			●				第 30 回策定委員会	・ シンポジウムでのアンケート結果について ・ 第 4 回 審 議 会 の 進 め 方 に つ い て
	11/25			●				第 31 回策定委員会	・ パブリックコメントの結果について
	11/28	●						総務常任委員会協議会	・ 第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 (案) の 策 定 の 進 捗 状 況 に つ い て 報 告
	12/5			●				第 32 回策定委員会	・ 第 4 回 審 議 会 に つ い て
	12/16			●				第 33 回策定委員会	・ 第 4 回 審 議 会 に つ い て
	12/19		●					第 4 回 審 議 会	・ パブリックコメントについて ・ 第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 (素 案) に つ い て
	1/8			●				第 34 回策定委員会	・ 第 5 回 審 議 会 に つ い て
	1/16		●					第 5 回 審 議 会	・ 答申案について

3 泉大津市総合計画
条例

泉大津市総合計画条例

平成 26 年 3 月 3 日
条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の最上位の計画として、将来における本市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針を示し、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市が目標とすべき将来都市像及びその実現のための基本理念をいう。
- (3) 基本計画 前号に掲げる基本構想に基づき、市政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示した施策推進のために定める計画をいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、泉大津市総合計画審議会条例(昭和 47 年泉大津市条例第 34 号)第 2 条に規定する泉大津市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、前条の規定による手続を経て基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(総合計画の公表)

第 5 条 市長は、総合計画を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 6 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 泉大津市総合計画審議会
条例

泉大津市総合計画審議会条例

昭和 47 年 10 月 3 日
条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、泉大津市総合計画審議会に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、泉大津市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市の職員
- (5) 市民

(平 25 条例 27・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するときまでとする。ただし、任期中であっても特別の事情ある場合は委員の職を辞することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(平 9 条例 1・平 13 条例 13・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 委員のうち、本市の常勤の職員である者に対しては報酬を支給しない。

附 則(昭和 59 年 5 月 16 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 59 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(平成 9 年 3 月 5 日条例第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 18 日条例第 13 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 17 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

委員名簿

氏 名	所 属	備考
田中 一吉	泉大津市議会	
中谷 昭	泉大津市議会	
長田 実	泉大津市議会	
村岡 均	泉大津市議会	
堀口 陽一	泉大津市議会	
澤田 隆生	泉大津商工会議所	会長
吉村 譲	泉大津市自治会連合会	
中 透	泉大津市医師会	
千百松 茅子	泉大津市民生委員・児童委員協議会	
北山 貴史	泉大津市 PTA 協議会	
久 隆浩	近畿大学総合社会学部	副会長
河野 あゆみ	大阪市立大学大学院看護学研究科	
城下 英行	関西大学社会安全学部	
藤村 裕爾	大阪大谷大学教育学部	
山本 賢次	泉大津市	
田川 静一	市民	
溝口 和彦	市民	
久井 孝則	市民	
田々美 稔	市民	
東島 有子	市民	

諮問

泉大企第 26 号
平成 26 年 5 月 27 日

泉大津市総合計画審議会
会長 澤田 隆生 様

泉大津市長 伊藤 晴彦

第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 (案) に つ い て (諮 問)

泉大津市総合計画条例第 3 条の規定に基づき、第 4 次 泉 大 津 市 総 合 計 画 (案) に つ い て、貴審議会の意見を求めます。

答申

5 成果指標一覧

■目標値の設定の考え方

成果指標の目標値の設定にあたっては、現状値をもとに、既存計画や上位・関連計画での位置づけ、外的要因や事業効果等の積み上げ、トレンド（すう勢値）や他都市との比較、行政運営上のめざすべき方向などを踏まえ、専門家委員の助言のもと、分野別部会において議論を重ねて設定しました。なお、成果指標については、定期的に数値を把握、評価し、必要に応じて見直しを行ってまいります。

基本 施策	成果指標	単位	現状値	現状時点	目標値 H31 年	目標値 H36 年	アンケート設問及び 算出方法
1. 力を合わせて市民の笑顔があふれるまちづくり							
市民 参画・ 協働	市政への市民参画の 機会が増えたと思う市 民の割合	%	44.6	H26 年度	55	60	『市政への市民参画の機会が増 えたと思う』の設問に対し、「そう 思う」または「どちらかといえ ばそう思う」と回答した市民の 割合
	地域活動やボランティア 活動が活発なまち だと思う市民の割合	%	51.8	H26 年度	60	70	『地域活動やボランティア活動 が活発なまちだと思う』の設問 に対し、「そう思う」または「ど ちらかといえばそう思う」と回 答した市民の割合
	市民活動団体として 登録している団体数	団体	9	H26 年度	50	100	市民活動団体登録制度への登 録団体数
地域 コミュニ ティ	地域の中で人のつな がりがあると思う市民 の割合	%	59.9	H26 年度	65	75	『地域の中で人のつながりがあ ると思う』の設問に対し、「そう 思う」または「どちらかといえ ばそう思う」と回答した市民の 割合
	地域活動の中心とな るリーダーが育ってい ると思う市民の割合	%	35.9	H26 年度	45	60	『地域活動の中心となるリー ダーが育っていると思う』の設 問に対し、「そう思う」または「 どちらかといえばそう思う」と 回答した市民の割合
男女 共同 参画	家庭生活や職場、学 校、地域において、男 女が平等であると思 う市民の割合	%	61.3	H26 年度	65	75	『家庭生活や職場、学校、地 域において、男女が平等である と思う』の設問に対し、「そう 思う」または「どちらかといえ ばそう思う」と回答した市民の 割合
	審議会委員の女性割 合	%	27.6	H25 年度	35	40	男女共同参画推進計画進捗調 査
人権・ 平和	差別やいじめ、虐待が あるまちだと思 う市民の割合	%	9.9	H26 年度	0	0	『差別やいじめ、虐待がない まちだと思う』の設問に対し、 「そう 思わない」と回答した市民の 割合
	人権・平和に関する研 修・講演会・セミナー 等への参加者数	人	512	H25 年度	580	640	市民や職員を対象とした研修 会や講演会等の参加者数
多 文 化 共 生	自分とは違う価値観 や慣習、他の地域・国 の文化を理解するよ うにしている市民の割 合	%	71.6	H26 年度	77	82	『自分とは違う価値観や慣習、 他の地域・国の文化を理解す るようになっている』の設問 に対し、「あてはまる」または「 どちらかといえばあてはまる」 と回答した市民の割合
	市に関する国際交流 活動に参加したボラ ンティアの数	人	8	H25 年度	12	16	市の関連事業(リトアニア大使 表敬訪問、泉州国際市民マラ ソン)での実働人数
	国際交流協会会員 (個人・団体・法人)	会員数	57	H25 年度	85	114	国際交流会員数(26.3.25)

基本 施策	成果指標	単位	現状値	現状時点	目標値 H31 年	目標値 H36 年	アンケート設問及び 算出方法
2. 学びあうひとづくり 彩りあるまちづくり							
就学前・ 学校教育	幼稚園・保育所・認定こども園などにおける就学前教育が充実していると感じている市民の割合	%	62.9	H26 年度	69	75	『幼稚園・保育所・認定子ども園などにおける就学前教育が充実していると感じている』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	小中学校教育が充実していると感じている市民の割合	%	57.4	H26 年度	64	72	『小中学校の教育が充実していると感じている』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	学校に行くのが楽しいと思っている生徒の割合	%	79.8	H25 年度	80.5	全国平均以上	全国学力・学習状況調査「学校に行くのは楽しいと思いますか」の肯定的回答
	自分によいところがあるとと思っている生徒の割合	%	59.7	H25 年度	66.4	全国平均以上	全国学力・学習状況調査「自分にはよいところがあると思いますか」の肯定的回答
青少年 育成	将来の夢や目標を持っている青少年の割合	%	76.4	H26 年度	80	84	『将来の夢や目標を持っている』の設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した青少年の割合
	この1年間に、ご自身またはお子さんが、青少年健全育成のための活動に参加したことがある市民の割合	%	14.1	H26 年度	23	30	『この1年間に、ご自身またはお子さんが、青少年健全育成のための活動に参加した』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合
	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	%	69.4	H25 年度	73.5	全国平均以上	全国学力・学習状況調査「将来の夢や目標を持っていますか」の設問に対する肯定的回答
生涯 学習	生涯学習の機会や場所が充実していると思う市民の割合	%	54.3	H26 年度	62	71	『生涯学習の機会や場所が充実していると思う』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	人生が豊かになるよう生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合	%	20.0	H26 年度	28	35	『人生が豊かになるよう生涯学習活動に取り組んでいる』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合
	生涯学習活動に取り組んでいる人のうち、生涯学習を通じて身に付けた知識や経験、人とのつながりを仕事や地域活動に活かすようにしている(または、活かしたいと思っている)市民の割合	%	79.4	H26 年度	82	83	『生涯学習を通じて身に付けた知識や経験、人とのつながりを仕事や地域活動に活かすようにしている(または、活かしたいと思っている)』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合
文化・ 芸術・ スポーツ	1ヶ月に1度以上、文化・芸術活動に参加している市民の割合	%	16.2	H26 年度	25	32	『1ヶ月に1度以上、文化・芸術活動に参加している』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合
	週に1日以上、運動やスポーツをしている市民の割合	%	35.5	H26 年度	42	48	『週に1日以上、運動やスポーツをしている』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合

基本 施策	成果指標	単位	現状値	現状時点	目標値 H31 年	目標値 H36 年	アンケート設問及び 算出方法
	文化・芸術・スポーツ のイベント参加者数	人	10,366	H25 年度	11,000	11,000	市展・文化祭(5,900人)、文化フ ォーラム(1,466人)、市民体育祭 (3,000人)の延べ参加者数
3. 誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり							
子ども・子育て 支援	子どもを産み育てやす いまちだと思ふ市民 の割合	%	61.9	H26 年度	70	80	『子どもを産み育てやすいまちだ と思ふ』の設問に対し、「そう思う」 または「どちらかといえばそう思 う」と回答した市民の割合
	合計特殊出生率	人	1.43	H24 年	1.43	1.43	15～49歳の女性の5歳階級別の 出生率を合計したもの
	保育所の待機児童数 (求職者含む)	人	39	H26.4.1	0	0	入所申請決定時
	子育て相談件数	件	704	H25 年度	1,000	1,400	親子広場での相談件数
地域福祉	地域住民同士で助け 合うようにしている市 民の割合	%	58.3	H26 年度	65	75	『地域住民同士で助け合うように している』の設問に対し、「あて はまる」または「どちらかといえ ばあてはまる」と回答した市民の 割合
	福祉サービスに関す る相談件数	件	2,507 件	H25 年度	2,900	3,100	生保と社協の相談件数の合計 値
	地域活動等への参加 率	%	22.1	H24 年度	40	50	地域活動の参加状況 地域福祉計画アンケートから
高齢者福祉	高齢者が安心して暮 らせるまちだと感じる 市民の割合	%	69.7	H26 年度	75	80	『高齢者が安心して暮らせるまち だと感じる』の設問に対し、「そう 思う」または「どちらかといえ ばそう思う」と回答した市民の割合
	高齢者(70歳以上)の地 域活動等への参加率	%	25.4	H24 年度	30	35	地域活動の参加状況 地域福祉計画アンケートから
	認知症サポーターの 登録数	人	1,530	H25 年度	3,000	4,000	認知症サポーター講座受講者 数
障がい福祉	障がいのある人が安 心して暮らせるまちだ と思ふ市民の割合	%	61.9	H26 年度	65	70	『障がいのある人が安心して暮 らせるまちだと思ふ』の設問に対 し、「そう思う」または「どちらか といえはそう思う」と回答した市民 の割合
	福祉施設の工賃(1人 当たり月額平均工賃)	円	6,978	H25 年度	10,500	12,000	工賃(賃金)調査
	福祉施設から一般企 業等に就労した人数	人	8	H25 年度	12	14	泉州北障害者就業・生活支援セ ンター、大阪府就労人数調査
保健・医療	健康の維持・増進に 努めている市民の割 合	%	75.8	H26 年度	78	80	『健康の維持・増進に努めてい る』の設問に対し、「あてはまる」 または「どちらかといえばあて はまる」と回答した市民の割合
	各種検診や健康講座 など健康づくりに関 する制度が充実してい ると思ふ市民の割合	%	74.4	H26 年度	77	80	『各種検診や健康講座など健康 づくりに関する制度が充実して いると思ふ』の設問に対し、「そう 思う」または「どちらかといえ ばそう思う」と回答した市民の割合
	医療の体制が充実し ていると思ふ市民の割 合	%	69.7	H26 年度	75	80	『医療の体制が充実している と思ふ』の設問に対し、「そう 思う」または「どちらかといえ ばそう思う」と回答した市民の割合

基本 施策	成果指標	単位	現状値	現状時点	目標値 H31 年	目標値 H36 年	アンケート設問及び 算出方法
	各種がん検診の受診率	%	肺 9.2 大腸 18.3 胃 10.0 乳 37.0 子宮 32.3	H25 年度	50 (胃、肺、 大腸は 40)	50	肺がん・大腸がん・胃がん・乳がん・子宮がん検診の受診率
	特定健診の実施率	%	30.8	H25 年度	60	60	40歳から74歳の国保被保険者のうち特定健康診査受診者の割合
	特定保健指導の実施率	%	14.8	H25 年度	60	60	特定健康診査受診者で特定保健指導の対象者となり、保健指導を利用した割合
4. 安全で心やすらぐまちづくり							
防災・ 消防	災害に備えて防災対策をしている市民の割合	%	40.5	H26 年度	55	70	『災害に備えて防災対策をしている』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合
	防災対策が充実し安心だと感じている市民の割合	%	58.0	H26 年度	65	70	『防災対策が充実し安心だと感じている』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	自主防災組織結成率	%	67.5	H25 年度	73	78	自治会における自主防災組織の設置割合(自治会連合会未加入の自治会除く)
	消防団員の充足率	%	87.5	H26.4.1	100	100	消防団員登録状況
	人口1万人当たりの出火件数	件	3.8	H25 年	2.7	2.2	年中の火災件数を人口(住民基本台帳3月31日現在)で割り、1万人をかけた数値(出火率)
防犯	犯罪が少なく安全なまちだと思う市民の割合	%	70.1	H26 年度	75	80	『犯罪が少なく安全なまちだと思う』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	犯罪にあわないために防犯対策をしている市民の割合	%	63.2	H26 年度	65	70	『犯罪にあわないために防犯対策をしている』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合
	青色防犯パトロール車の登録台数	台	41	H25 年度	60	80	青色防犯パトロールに登録している自動車台数
消費生活	消費者被害に遭わないように注意している市民の割合	%	90.6	H26 年度	90.6	90.6	『消費者被害に遭わないように注意している』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合
	消費者センター等の消費者トラブルに対応可能な窓口を知っている市民の割合	%	44.5	H26 年度	52	60	『消費者センター等の消費者トラブルに対応可能な窓口を知っている』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合
	消費者リーダー育成講座の参加人数	人	66	H25 年度	100	150	消費者リーダー育成講座の参加人数
5. コンパクトで居心地のよいまちづくり							
住環境	良好な住環境が整っていると感じている市民の割合	%	70.8	H26 年	75	80	『良好な住環境が整っていると感じている』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	住宅の耐震化率	%	69	H19 年度	90(H27)	95(H32)	大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン、住生活基本計画(全国計画)

基本 施策	成果指標	単位	現状値	現状時点	目標値 H31 年	目標値 H36 年	アンケート設問及び 算出方法
臨 海 部	港湾部は、賑わいや 活気があり、魅力的な 場所だと感じている市 民の割合	%	37.8	H26 年度	45	50	『港湾部は、賑わいや活気があり、魅力的な場所だと感じている』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	企業誘致件数	件	12	H25 年度	16	20	条例活用による誘致実績より確認
	港湾部誘致企業によ る市民雇用者数	人	249	H25 年度	275	300	誘致企業へのアンケート
	泉大津港への入港実 績(純トン数)	千トン	3,264	H25 年度	3,490	3,670	税務課資料 (外国貿易船入港実績)
環 境 保 全	まちのきれいさや騒音 の少なさなど、身の回 りの環境に満足してい る市民の割合	%	64.4	H26 年度	75	80	『まちのきれいさや静けさなど、身の回りの環境に満足している』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	エネルギー・地球温暖 化問題に関心を持って いる市民の割合	%	73.2	H26 年度	80	85	『エネルギー・地球温暖化問題に関心を持っている』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合
	市民 1 人 1 日あたりの ごみ排出量	g	951	H24 年度	893	852	泉北環境整備施設組合 事業概要
	住宅用太陽光発電シ ステム導入件数	件	約 600	H24 年度	930	1,250	太陽光発電システム申請状況 等
道 路・ 交 通	市内の道路は、安全 で快適に通行できると 思う市民の割合	%	55.4	H26 年度	57	59	『市内の道路は、安全で快適に通行できると思う』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	市内の移動は徒歩や 自転車で行う市民の 割合	%	68.6	H26 年度	70	72	『市内の移動は徒歩や自転車で行う』の設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した市民の割合
	バリアフリー道路の割合 (バリアフリー解消箇所数 ／計画整備箇所数)	%	59.1	H25 年度	100	100	道路の交通バリアフリー計画 (2009 版)
	年間の交通事故件数	件	602	H25 年	580	570	平成 24 年版大阪の交通白書より 引用
	年間の放置自転車撤 去台数	台	2,426	H25 年度	1,500	1,000	泉大津・松ノ浜・北助松駅 3 駅の 撤去台数・撤去日数より算出
公 園・ 緑 地・ 河 川	快適に利用でき楽し める公園があると感 じている市民の割合	%	53.3	H26 年度	60	67	『快適に利用でき楽しめる公園があると感じている』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	緑化活動を自主的 に行っているボラン ティア協議会の数	団体	2	H26 年度	4	8	泉大津市緑化活動推進事業助 成金申請団体数
	市民一人当たりの都 市公園等面積	m ²	2.95	H25 年度	4	5	公園台帳
水 道 上 下	水道の現状に満足 している市民の割合	%	73.0	H26 年度	75	78	『水道の現状に満足している』の 設問に対し、「そう思う」または 「どちらかといえばそう思う」と回

基本 施策	成果指標	単位	現状値	現状時点	目標値 H31 年	目標値 H36 年	アンケート設問及び 算出方法
							答した市民の割合
	下水道の現状に満足している市民の割合	%	71.9	H26 年度	74	77	『下水道の現状に満足している』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	上水道(耐震幹線ループ・重要施設路線)の耐震化率	%	45.5	H25 年度	64.6	82.7	計画耐震化ループ幹線延長(47.29km)に対する耐震化延長の割合
	下水道人口普及率(汚水)	%	95.4	H25 年度	97.0	97.0	人口普及率(普及区域内人口/総人口)
	下水道整備普及率(雨水)	%	35.6	H25 年度	40.0	45.0	面積普及率(整備面積/市域面積)
6. 誇れる・選ばれる・集えるまちづくり							
商 工 業	商工業が盛んなまちだと思ふ市民の割合	%	38.1	H26 年度	45	50	『商工業が盛んなまちだと思ふ』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	生活必需品を泉大津市内で買うようにしている市民の割合	%	80.4	H26 年度	85	90	『生活必需品を泉大津市内で買うようにしている』の設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した市民の割合
	事業所数 (上段:商工業、下段:繊維工業)	事業所	3,485 273	H24 年度	3,485 275	3,485 275	経済センサスの事業所数
	製造品出荷額 (上段:工業、下段:繊維工業)	億円	1,420 315	H24 年度	1,420 315	1,420 315	工業統計の製造品出荷額
	創業者数 (新設事業所数(移転含む))	事業所	281	H21.2~H24.2	281	281	経済センサスの新設事業所数移転含む)
	商店数(小売業事業所数)	事業所	430	H24 年度	430	430	経済センサスの小売事業所数
観 光	市外の人に自慢できる資源があると思ふ市民の割合	%	27.1	H26 年度	35	40	『市外の人に自慢できる資源があると思ふ』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	市内の鉄道駅における非定期利用者の1日あたり乗車人員数	人	7,153	H23 年度	7,800	8,500	泉大津・松ノ浜・北助松駅3駅の非定期利用者の乗車人員数(大阪府統計年鑑)
	池上曾根弥生学習館・織編館の利用者数	人	21,981	H25 年度	24,000	26,000	各館入館者数調べ
	各イベントの集客数(対象が市民限定のイベントは除く)	人	55,800	H25 年度	56,500	57,000	イベント調査実施状況
農 業 ・ 漁 業	地元で採れた食材を買うようにしている市民の割合	%	43.0	H26 年度	50	55	『地元で採れた食材を買うようにしている』の設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した市民の割合
	大阪版認定農業者数	人	6	H25 年度 上半期	6	6	大阪府農政室

基本 施策	成果指標	単位	現状値	現状時点	目標値 H31 年	目標値 H36 年	アンケート設問及び 算出方法
	農業・漁業の従事者数 (上段:農業、下段:漁業)	人	296 23	H25 年度	296 23	296 23	農業:JA 漁業:漁業組合
	大阪エコ農産物認定 状況	人	11	H25 年度 下半期	11	11	大阪府農政室
労働 環境	勤めている職場の労働環境が整っていると思う市内で働いている市民の割合	%	42.9	H26 年度	48	53	『お勤めの職場は、労働環境が整っていると思う』の設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した市民の割合
	就労相談人数	人	9	H25 年度	25	25	就労相談を行った相談者の実数
	就職に繋がった人数 ／就労相談人数	%	11.5	H25 年度	20	25	相談者のうち、就職に繋がった人の割合
7. 健全な行財政と都市経営に基づく市民サービス							
行財政 運営	実質赤字比率	%	—	H25 年度	—	—	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」
	連結実質赤字比率	%	—	H25 年度	—	—	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」
	実質公債費比率	%	18.5	H25 年度	16.3	14.5	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」
	将来負担比率	%	159.1	H25 年度	150.1	133.4	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」
	経常収支比率	%	98.9	H25 年度	97.1	96.1	経常経費充当一般財源額 ÷ 経常一般財源収入額 × 100
	自主財源比率	%	45.1	H25 年度	45.1	45.1	市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入
	市民ニーズに基づいた効率的で効果的な行財政運営が行われていると思う市民の割合	%	55.5	H26 年度	60.0	65.0	『市民ニーズに基づいた効率的で効果的な行財政運営が行われていると思う』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
市政の 情報発信	市政に関する情報が、わかりやすく提供されていると思う市民の割合	%	61.4	H26 年度	66	70	『市政に関する情報が、わかりやすく提供されていると思う』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	「広報いずみおおつ」の内容が充実していると思う市民の割合	%	71.0	H26 年度	79	87	『「広報いずみおおつ」の内容が充実していると思う』の設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した市民の割合
	市ホームページへのアクセス数	件	750,000	H25 年度	800,000	850,000	アクセス数カウントソフト
	市民からの意見・要望等の受付件数	件	276	H25 年度	360	460	市長への手紙、メール、投書等の件数
公共施設	公共施設の利用しやすさや、サービスの内容に満足している市民の割合	%	57.6	H26 年	71	84	『公共施設の利用しやすさや、サービスの内容に満足している』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合

基本 施策	成果指標	単位	現状値	現状時点	目標値 H31 年	目標値 H36 年	アンケート設問及び 算出方法
	この1年間に市の公共施設を1ヶ月に1度以上利用した市民の割合	%	32.5	H26 年	44	55	『施設をよく利用した』の設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した市民の割合
	公共施設における貸室等の稼働率	%	37.7	H25 年度	44	50	貸室等のある公共施設8施設における各諸室稼働率の平均値
	公共施設のバリアフリー化率	%	52.0	H26 年	76	100	政令上特別特定建築物及び本市避難所(地区防災拠点・二次避難所)40施設のバリアフリー化率
市民サービス	職員の市民への対応や接し方が良く、信頼できると思う市民の割合	%	71.9	H26 年	80	85	『職員の市民への対応や接し方が良く、信頼できると思う』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	市役所などでの各種申請や手続きがしやすいと思う市民の割合	%	77.3	H26 年	80	85	『市役所などでの各種申請や手続きがしやすいと思う』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合